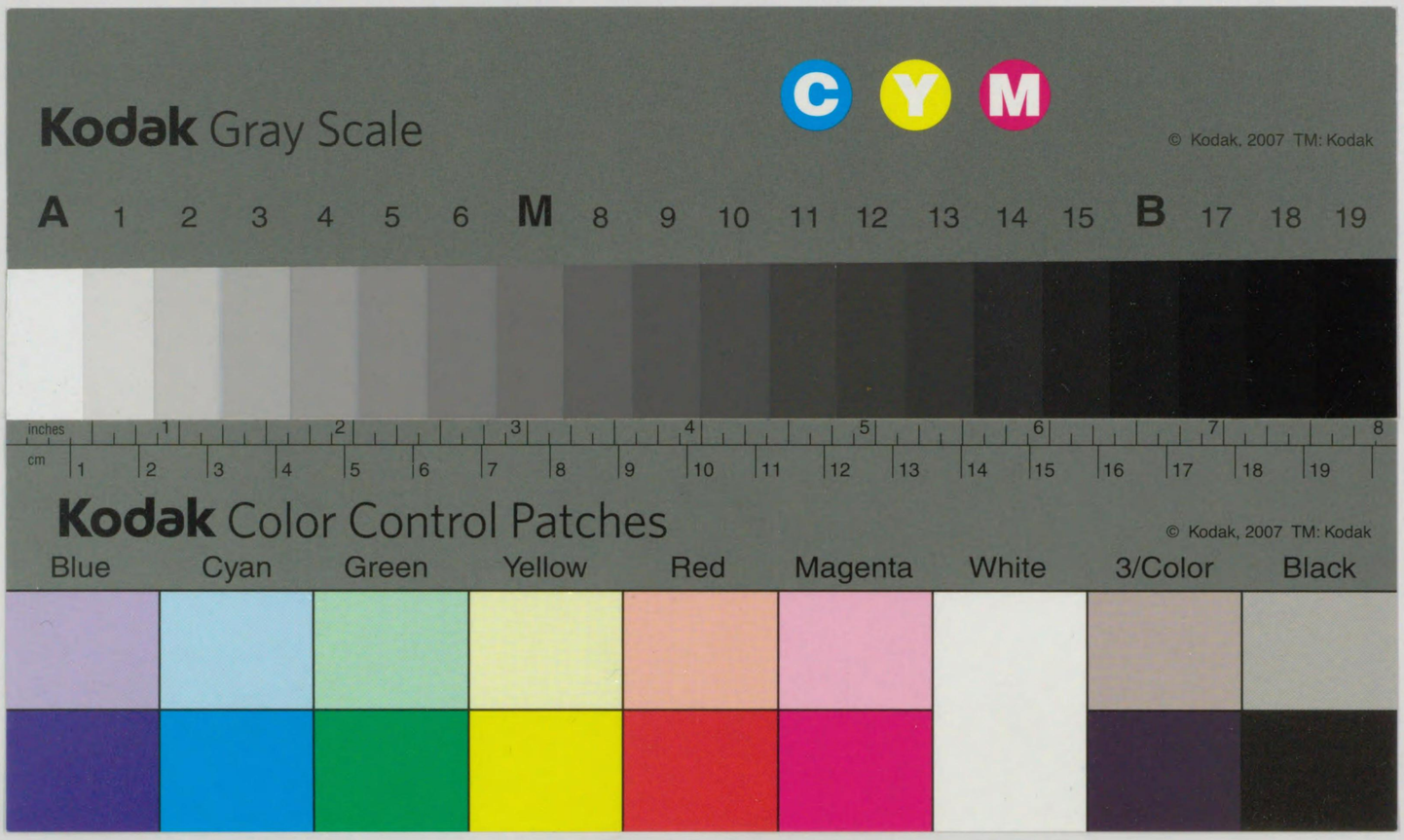

766 51

0 複写

766-51
1200501598111

トエ8R-47

鹿兒島縣史

第二卷

昭和十五年八月
日本圖書

766
51

凡例

一本卷は第一卷分國時代の後を承けて、藩政時代の大半、卽ち關ヶ原役の後島津氏が德川幕府の羈絆に服してより島津齊興の時代まで、薩藩としてよく幕府の統制下にありし時代を收めたり。

一本卷の史料は前卷と同じく諸社寺諸家所藏の文書は多く各所藏者の名を冠せり。又その所據の記錄の中、舊記雜錄は通常薩藩舊記として行はるゝも、いま袖ヶ崎島津公爵家所藏の原本に從つて、本卷所引のそれ〴〵を舊記雜錄後篇、舊記雜錄追錄と稱せり。歷代制度は都城島津男爵家本に列朝制度と題し、袖ヶ崎島津公爵家本に於て歷代制度と改めたるを以て今之に從へり、但し袖ヶ崎島津公爵家本には都城島津男爵家本に存せざる卷あるを以て、その之を引用せるものを特に（袖ヶ崎本）と注記せり。次に琉球開國交涉の章に引用せる異國日記は尙侯爵家所藏のものたり。

一本文の所說の中更に參考に資すべき說明は特に之を補說と題して六號活字を以て揭げ、その依據の參考書名は之を一括して各章節の末尾に列記せること前

凡例

卷に同じ。

一本卷の編纂に就いては縣内外の官衙圖書館及び諸社寺諸家がその所藏の文書記錄の謄寫撮影を許諾し便宜を與へられたるに對してこゝに謝意を表す。

昭和十五年六月

鹿兒島縣史　第二卷

目次

序說 一

第一編　薩摩藩の體制 一

第一章　藩の領城及び人口 一

第二章　身分制度 三

第三章　檢地及び内高 九

第四章　藏入高及び給地高 六八

第五章　藩の職制 九五

第六章　鹿兒島城及び城下 一三九

第七章　諸鄕及び諸島 一五七

第二編　藩政の推移 一

第一章　前期
第一節　島津家久代(一)　一七三
第二節　島津家久代(二)　一七三
第三節　島津光久代　一八三
第二章　中期　一九七
第一節　島津綱貴代　二〇四
第二節　島津吉貴代乃至島津宗信代　二〇四
第三節　島津重年代　二〇八
第三章　後期　二一六
第一節　島津重豪代　二三〇
第二節　島津齊宣代　二三〇
第三節　島津齊興代　二三八
第三編　民政及び産業　二五〇
第一章　農政及び農業　二九五
第一節　農政の機構　二九五
第二節　農地の種目　三〇六
第三節　貢租の種目　三一四
第四節　農事及び農民生活の統制　三三五
第五節　收納の方法　三四九
第六節　農作物の種類　三六三
第七節　道之島の農政　三七九
第八節　甘蔗耕作及び製糖　三九一
第九節　新田開發　四一七
第十節　凶荒飢饉等の災害　四二七
第二章　林政及び林業　四四九
第三章　漁業制度及び漁業　四六七
第四章　馬牧及び各種畜産　四八二
第五章　金山及び各種鑛産　四九一
第六章　各種製造産業　五一六

第一節　製絲及び染織　五一六
第二節　製紙　五二五
第三節　製蠟　五二九
第四節　陶窯　五三八
第五節　樟腦の製造及び輸出　五四二
第七章　交通及び商業　五五三

第四編　海外及び琉球との關係

第一章　鎖國前の海外交通　五八五
第二章　琉球役の顚末　六二一
第三章　鎖國制度　六三九
第四章　琉球の附庸關係　六六八
第五章　寛永以前の進貢貿易　六八七
第六章　明清興亡の影響　七〇二
第七章　中期の進貢貿易　七一二
第八章　後期の進貢貿易　七四七
第九章　諸外國船の來航と琉球開國交渉　七八一

第五編　宗教及び學藝

第一章　神社及び佛寺　八一三
第二章　切支丹の傳導と禁制　八四一
第三章　一向宗の禁制と門徒の潛伏　八六一
第四章　儒學の趨勢　八八六
第五章　士風及び武藝兵學　九一一
第六章　洋學及び自然科學　九二二
第七章　國學の興起　九四一

圖版目次

鹿兒島港圖（薩藩勝景百圖）　公爵島津忠重氏所藏
島津家久畫像　公爵島津忠重氏所藏
大榑川洗堰全景　岐阜縣大藪町海西村境
大榑川洗堰工事設計繪圖面　岐阜縣大垣市立圖書館所藏
島津重豪畫像　公爵島津忠重氏所藏
島津齊興畫像
調所廣郷書翰　東京市江口國彥氏所藏
川智宅跡　大島郡大和村大字恩勝
開饒神社
柏有度畫像（南島雜話）　鹿兒島市鹿兒島縣立農事試驗場大島分場所藏
鐵輪車　名瀨町
砂糖取引及び砂糖代米配當の圖（南島雜話）　鹿兒島市鹿兒島高等農林學校所藏
福山牧圖（薩藩勝景百圖）　公爵島津忠重氏所藏
吉野牧圖（薩藩勝景百圖）　公爵島津忠重氏所藏

金山圖（薩藩勝景百圖）　公爵島津忠重氏所藏
苗代川陶窯圖（薩藩勝景百圖）　公爵島津忠重氏所藏
印度スラト和蘭商館販賣日本樟腦價格數量表　和蘭國立海牙文書館所藏
船立圖　男爵島津忠彥氏所藏
山川港圖（薩藩名勝百圖）　公爵島津忠重氏所藏
唐船積荷目錄（異國日記）　京都市金地院所藏
和蘭商館宛書翰蘭譯　和蘭國立海牙文書館所藏
交隣須知　伊集院町沈壽官氏所藏
隣語大才　伊集院町沈壽官氏所藏
那覇首里圖屏風　那覇市那覇市役所所藏
薩隅日琉球島々路程圖　鹿兒島市縣立圖書館所藏
進貢船模型　東京市帝室博物館所藏
迎恩額　那覇市沖繩縣立圖書館所藏
柔遠驛額　那覇市沖繩縣立圖書館所藏
琉球寺院の境内（アルセスト號朝鮮琉球航海記）　本縣所藏
娘媽神像　川邊郡笠砂村林勘次郎氏所藏
苗代川神舞圖（薩藩勝景百圖）　公爵島津忠重氏所藏
一向宗門徒の佛壇　鹿兒島市藥師泰輔氏所藏
僧如竹書翰　加治木町曾木豐次氏所藏
木村探元筆竹圖　鹿兒島市久保克已氏所藏
犬追物圖　公爵島津忠重氏所藏
圓球萬國地海全圖　公爵島津忠承氏所藏
佐多藥園趾　肝屬郡佐多村大字伊佐敷
島津齊彬筆羅馬字日記　公爵島津忠重氏所藏

挿圖目次

第一圖　知行名寄帳　一四
第二圖　知行名寄帳（つゞき）　一五
第三圖　鶴丸城趾　一九
第四圖　鹿兒島城下地圖　一吳
第五圖　鹿兒島城下俯瞰圖　一四
第六圖　大島々役の詰役を出迎る圖　一七〇
第七圖　薩摩士手　一七五
第八圖　島津光久出陣の觸狀　一九五
第九圖　島津光久書　一九七
第十圖　油島千本松　二三
第十一圖　平田正輔墓　二三三
第十二圖　自刃藩士埋葬證文　二三四
第十三圖　鹿兒島西田橋　二六一
第十四圖　天保山砲臺趾　二七三
第十五圖　當納方割付取納帳　二五四
第十六圖　德光神社及び甘藷翁紀念碑　二六八
第十七圖　水車による砂糖車　二九三
第十八圖　安永櫻島噴火の圖　四三
第十九圖　吹上濱の防砂林　四五六
第二十圖　江南竹記碑及び江南竹林　四六四
第二十一圖　野間關趾　五七
第二十二圖　脇本港　五八〇
第二十三圖　往來手形　五八六
第二十四圖　川内屋形の旗　五九五
第二十五圖　異國渡海朱印狀　五九六
第二十六圖　遲羅圖書　五九七

挿圖目次

第二十七圖　朝鮮人上書　五九
第二十八圖　西班牙使節デ・アヤラ等書狀　六〇六
第二十九圖　和蘭商館長スペックス書狀　六一五
第三十圖　具志頭王子朝盛墓　六三三
第三十一圖　唐船大島漂着の圖　六三〇
第三十二圖　唐船大島漂着の圖（つゞき）　六三一
第三十三圖　國寶　首里王城正殿　六三三
第三十四圖　薩摩船那覇入港の圖　六三八
第三十五圖　冊封使繪卷　七一四
第三十六圖　密貿易に使用と傳へる望遠鏡　七五九
第三十七圖　中村宗五郎舊宅天井裏入口　七六〇
第三十八圖　元濱崎家倉庫　七六三
第三十九圖　島津齊彬筆阿片戰爭聞書　七六六
第四十圖　ベッテルハイムの居館　八〇一
第四十一圖　大乘院符牒　八二八
第四十二圖　福昌寺櫻門の鬼瓦　八三三
第四十三圖　一向宗掛合印形帳　八六三
第四十四圖　歲々錄　八六九
第四十五圖　歲々錄（つゞき）　八七〇
第四十六圖　僧如竹墓　八八七
第四十七圖　愛甲喜春墓　八八八
第四十八圖　島津錦水作詩　九〇六
第四十九圖　二才咄格式　九一三
第五十圖　島津重豪筆和蘭語　九一三
第五十一圖　質問本草　九二五
第五十二圖　南山俗語考　九二九
第五十三圖　薩摩曆　九三一
第五十四圖　三兵答古知幾　九三七
第五十五圖　山田清安贊杜鵑圖　九四三

鹿兒島縣史　第二卷

序說

島津氏と德川氏との和解

關ヶ原役後島津氏と德川氏との間に和解交涉は進捗し、慶長七年四月、德川家康は島津氏の所領薩摩・大隅及び日向諸縣郡の安堵を與へ、次いで、島津忠恒が上洛して家康に見えるに及び、兩者の和解は全く成つた。同時に、島津氏は德川氏の統制に服する事となり、翌八年二月、家康は征夷大將軍に任ぜられ、德川幕府は名實共に完成し、島津氏領國は其の制御の下に一の藩として新らたに出發すべき事になつた。此の前後に於いて、事實上、島津氏領國內部の秩序に根本的變革を見ず、其の政治組織・社會組織等は從前の繼續であつた。從つて、島津氏內部の秩序に關しては、藩成立の劃期とすべきものはないが、通常、德川幕府直隸の萬石以上諸侯の領國を藩と稱するので、之に從つて、今、島津氏が德川氏の統制に服し、また形式的に德川幕府成立の時を以て藩政時代の始點

島津氏德川幕府下の一藩として再出發

島津氏內部の秩序に藩成立の劃期とすべきものなし

となすべきである。

徳川幕府と藩政時代の末期

此の藩は、徳川幕府末期に至り、漸く幕府の統制を脱し、やがて朝廷を奉じて討幕の勢力に轉じ、王政復古後、朝廷の直隷となり、明治二年、藩籍を奉還して明治四年の廢藩置縣に及んだ。仍て、藩政時代の終末は、嚴密に云へば、廢藩置縣に置くべきであるが、藩がよく幕府の統制に服したのは、凡そ藩主島津齊興代までゞあるから、其の後は特に幕末維新時代として之を分つを適當とする。

藩政時代の意義

要するに、此の藩政時代は、島津氏が徳川幕府の統制に服しつゝも、其の傳統を守り、更らに、新時代に則して獨自の發展を遂げ、しかも、幕末維新の際、一藩を擧げて大義の下に活躍するに至つた素地を作つた時代である。

藩の名稱

次に、藩の名稱は、或は藩主の苗字から島津藩とし、或は藩主居城の地から鹿兒島藩又は鹿藩とし、或は領域中の代表的一國の名をとつて薩摩藩又は薩藩と呼ばれた。たゞ幕府時代には、多く薩摩藩の稱を見るが、藩籍奉還後は專ら鹿兒島藩と稱した。

第一編　薩摩藩の體制

第一章　藩の領域及び人口

藩の領域は、代々將軍の領知高判物による所領安堵の形式を經て定められてゐる。薩摩藩に對する徳川幕府最初の判物は、元和三年九月五日下附のそれである。此の年正月、郷村高辻郡付の帳を差出すべき旨の加判安藤直次・本多正純の奉書あり、仍て、藩より差出した郷村高辻帳に基いて、此の判物が作られたのである。卽ち、島津家久に宛て、薩摩・大隅及び日向諸縣郡中の百六十四村、合計高六十萬五千六百七石餘を領知すべしとあり、其の各國別内譯は、薩摩三十一萬四千八百五石餘・大隅十七萬八百三十三石餘・日向諸縣郡十一萬九千九百六十七石餘であつた。[注一]是より先き、二代將軍徳川秀忠襲職に當り、慶長十年九月、幕府は諸大名領・寺社領の石高を査檢し、島津氏からも繪圖及び田帳を差出したが、時に、島津氏に對する判物はなく、之は前田伊達兩氏も同樣で、此等諸家が猶ほ徳川氏より特に對等の如き取扱を受けた故であらうといふ。[注二]

領知高判物

薩藩に對する徳川幕府最初の判物

元和三年の領知高

將軍秀忠の島津氏に對する取扱

寛永十一年の領知高判物に琉球高を加ふ

正保三年知行方目錄惣高七十二萬九千五百七十六石

三代將軍家光襲職の際下附された寛永十一年八月四日の判物には、薩隅日の高六十萬五千石餘とし、始めて別に琉球高十二萬三千七百石を加へてゐる。尤も、琉球領知を許されたのは、慶長十四年琉球役以降である。此の判物は京都に於いて受けたもので、家久旅中を以て、高辻帳もなく、員數のみ書付け差出したので、高三千石が洩れて居り、同年冬、落地の書付を江戸に於いて差出したが、之は披露されなかつたといふ。また高辻帳は、翌十二年正月に、差出した。其の後、寛文四年六月三日付を始め、代々の判物に於いても、領知高は寛永の判物と同額である。寛永の判物には「目錄在別紙」とあるが、領知目錄は存しなかつたといふ。[注三]但し、正保三年十一月十五日付の薩摩大隅日州諸縣郡琉球知行方目錄によれば、惣高七十二萬九千五百七十六石、國別にして、薩摩三十一萬五千五石・大隅十七萬八百三十三石及び日向諸縣郡の内十二萬二十四石、此の計六十萬五千八百六十三石、外に琉球十二萬三千七百十石である。[注四]之と別に、正保三年十二月十二日の知行目錄があり、また寛文四年四月五日の領知目錄を始め、數次の同一形式の領知目錄が判物に附屬してゐる。此等は何れも郡別の記載あり、只前者に村數の記載なく、後者には之と領知文言を有するの差異があり、且つ此等夫々郡名の文字等多少の相違點を除き、内容は大體同一である。此等の示す郡別の村數・石高は左の如くである[注五]（但し、郡名の文字は寛文の領知目錄により、其の内貞享元年の領知目錄に於いて改めたものあり、括弧により傍注する如くである）。

知行高郡別内譯

	村數	石高
薩摩伊作（伊佐）郡	五二	三八、四〇一石
薩摩郡	三三	四二、七一九
鹿兒島郡	二七	三〇、三三九
日置郡	四八	五一、六四八
阿多郡	二〇	二三、五七〇
河邊郡	三五	三五、〇四五
甑島郡	二	二、七九一
頴娃郡	七	一五、九三九
揖宿郡	七	一六、八五七
給黎郡	六	一〇、四六四（寛文四年の領知目錄に從前の喜入・知覽兩郡を併合、正保三年の知行目錄では、喜入郡三、六二五石、知覽郡六、八三八石）
谿山郡	六	一五、〇四七

出水郡	七	二〇、七三五
高城郡	八	八、四四五
大隅菱刈郡	一三	九、九八六
桑原郡	三二	二一、八二四
姶（始）羅郡	三九	二六、六四三
囎唹郡	六三	四三、八八四
肝屬郡	三八	四二、〇一五
大隅郡	三二	二〇、一九二
熊毛郡	九	五、二〇五
馭謨郡	四	一、〇八〇
日向諸縣郡	一六四	一二〇、〇二四
以上合計		六〇五、八六三
琉球十五島		一二三、七〇〇

以上によつて知られる如く、薩藩の領域は薩摩・大隅兩國及び日向國諸縣郡、外に琉球十五島である。此の内、薩摩・大隅兩國、日向國諸縣郡の内後に大隅國囎唹郡に編入された部分及び琉球の内或は小琉球と稱し、當時藩の直轄藏入であつた謂はゆる道之島、即ち、後に大隅國大島郡に編入された諸島が現在の鹿兒島縣に屬し、諸縣郡の爾餘の部分は宮崎縣に、琉球の内本琉球、大琉球、或は單に琉球と稱し、當時の琉球中山王領の部分は沖繩縣に屬してゐる。

薩藩の人口に就いては、主として、宗門手札改の結果によつて知る事が出來る。初めて宗門手札の制度を布いたのは寛永十二年で、其の後同十六年以降數年を隔てゝ前後恐らくは二十數回の手札改を行つてゐる。手札改の際は、一門・獨禮の格式及び家老・若年寄・大目附等は、或は家族まで之を免除され、また著座門主等も之を免除される規定で、其の合計は、貞享元年に百二十餘人、明和九年・寛政十二年・文政九年には凡七十餘人であるが、次に示す人口總計には算入されてゐない。但し、慶賀・穢多・行脚等の數は別の統計となつて居り、之は算入されてゐない。卽ち、之を除いて、初生以上の人口は左の如くである。[注六]

年次	薩隅日	道之島	琉球	總計
貞享元年	三五五、三八七		—（不確實）一二九、九九五	五五七、〇八三

明和九年總人口八十八萬三千九百六十九人

寶永三年	四六一、九六一	四九、四七二	一五五、一〇八	六六六、五四一
元文二年	―	―	―	八一七、六三五
延享二年	―	―	―	八四三、八〇八
寶暦三年	―	―	―	八七二、〇八三
同十一年	―	―	―	八七九、五三九
明和九年	―	―	―	八八三、九六九
天明六、七年	―	―	―	八四二、四〇六
寛政十二年	六二三、三六一	七四、五九三	一五五、六三七	八五三、五九一
文政九年	六四六、九二五	七七、六六七	一四〇、五四九	八六五、一四一

〔注一〕舊記雜錄後編卷七二　島津國史卷二四

〔注二〕舊記雜錄後編卷六〇・追錄卷一〇

〔注三〕舊記雜錄後編卷八七・追錄卷一〇・九三・一四一　島津國史卷二五・二七・二九・三〇　寛文印知集

〔注四〕舊記雜錄追錄卷一

〔注五〕舊記雜錄追錄卷一・一〇・一一・一一七　薩藩政要錄卷一　寛文印知集

〔注六〕三州御治世要覽附錄年代記　島津國史卷三

○延寶九年幕府巡見使應答案　薩藩例規雜集卷二

○歷代制度卷六下　要用集抄　薩藩政要錄卷四

薩隅日琉球諸島人口留

第二章　身分制度

士・百姓・町人

身分所屬の世襲と自由轉換禁止

寶永三年手札改の內譯表

領内住民は多様の身分層に分れ、基本的な身分は士・百姓・町人であるが、其の各個の内にも差別があり、此等以外の身分層も存する。各人の身分所屬は世襲的に定まつて居り、自由に他の身分に轉ずるを得ず、生活全般に亙り、夫々の身分に應ずる法制上の規定を存した。各年代の人口調査より身分別內譯を見るに、先づ寶永三年の手札改の結果は左の如くである。〔注一〕

薩摩大隅日向諸縣郡	四六一、九六一
直士男女	九二、八〇五
直山伏男	三七五
出家男	一、四三一
茶道坊主	八四
檢校幷平家座頭男	一〇
直醫師男	八六
社家男女	四、九七四
內侍男	一三八
一所衆內衆男女	三三、四四六
又內醫師男	一一
兵具所組足輕男女	二、〇三四
厩付中間男女	八〇一
諸座付男女	一、一二五
七島男女	一、一五九
寺門前下々迄男女	六、七七七
門前山伏男	五〇
上下西田町男女	七、〇二三

在郷男女　二一三、一六九
岡町男女　九、三二六
浦濱男女　三八、〇五三
伊集院苗代川者男女　七四九
町山伏男　二二
在郷山伏男　一五八
上方幷他國居付百姓男女　八七六
船手付男女　一、〇四九
直士諸座付下人又々内男女　四二、〇四一
座向男　二四八
ござ女　二八
又内山伏男　二七九
上方幷江戸他國抱者幷居付作人男女　三、一〇九
上方幷江戸他國牢人男女　一七〇

其の後、明和九年寛政十二年・文政九年の札改三度の結果は左の如くである。

明和九年・寛政十二年・文政九年の人口内譯

	明和九年（要用集抄）			寛政十二年（薩隅日琉球諸島人口留）			文政九年（薩藩政要錄巻四）		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
鹿兒島									
入墨流人男									九四
諸島流人男									九八
鹿屋笠之原苗代川移者男女									一六二
道之島									**四九、四七二**
在郷男女									四九、三〇二
流人男女									一六九
入墨流人男									一
琉球									**一五五、一〇八**
官人士男女									一四、〇一四
出家男									一七五
官人下人家來寺社家下人迄男女									一三、一三八
在郷男女									一二七、七八〇
日本者入墨流人男									五
諸士				（八體）四、一四九 （八體外）四、〇九五			（八體）四、三五 （八體外）四、四六六		八、七九一
田家	三八			五、九四九	四、四三三		七、五九三	六、六九三	一四、二八五
在郷				三、〇五〇	二、六八七		二、四四七	二、四九四	四、九四一
三町	五九	四五		七五	四八		七五	七八	一五三
横井野町				二五	九八		五五	三三	八八
荒田濱諸士家來・足輕・諸座附・門前の他							（藺牟田寺役人）五 （八體）三 （八體外）二	四	九
計	※五九、七二七			二七、七二五			七	二	九
				二六、七二五	二、八一三				三五、七四四
				八、四〇四	七、三二四	一五、七二八	八、七九一	八、〇〇三	一六、七九四
江戸・京・大阪居附				（八體）四、三五 （八體外）四、一六九			（八體）四、三五 （八體外）四、四六六		
				二九	二九	五八	二九七	二九七	五九四
				六、四九三	五、四六一	一一、九五四	七、五九三	六、六九三	一四、二八五
				二、六〇四	二、五八一	五、一八五	二、四四七	二、四九四	四、九四一
				六〇	五五	一一五	七五	七八	一五三
				五九	三九	九八	五五	三三	八八
				一六、七二五	一一、三九八	二八、一一三	（藺員寺役人）五 （八體）三 （八體外）二 （淨樂珣神庶閒家内）七	四	九
				八、四〇四	七、三二四	一五、七二八	八、七九一	八、〇〇三	一六、七九四
薩摩諸鄉三十八所・私領十三所・十島				（八體）四、三五 （八體外）四、一六九			（八體）四、三五 （八體外）四、四六六		
				二三四	二三九	四六三	（十）一 （諸座附・下人）一		二
				五三	三	八	四八四	四	八八
				一五三	一六三	三一四	七四七	四八四	一二六三
				※三一四					

郷士	二七、九九六	二三、五七四	五一、五七〇	二八、七六六	二五、三九七	五四、一六三	三〇、三六九	二七、五一五	五七、八八四
（人體）	九、四〇四	—	—	一〇、五〇六	—	—	一〇、八四六	—	—
（人體外）	一八、五九二	—	—	一八、二六〇	—	—	一九、五二三	—	—
私領士	一〇、五〇六	八、六八二	一九、一八八	一一、三〇〇	九、八四三	二一、一四三	一一、一五二	一一、〇五九	二二、二一一
（人體）	三、五八〇	—	—	四、一二九	—	—	四、三三六	—	—
（人體外）	六、九二六	—	—	七、一七一	—	—	七、八一六	—	—
出家	五三四	—	五三四	三八五	—	三八五	三〇七	—	三〇七
（地頭所）	四六〇	—	—	—	—	—	二三九	—	—
（私領）	七四	—	—	—	—	—	六八	—	—
在郷	一〇八、九九九	九五、二五七	二〇四、二五六	九四、九一〇	八五、〇三七	一七九、九四七	九九、三六〇	九一、六七八	一九一、〇三八
（地頭所）	九二、七一〇	八〇、八八九	—	—	—	—	八二、二三八	七五、七七四	—
（私領）	一六、二八九	一四、三六八	—	—	—	—	一七、一二二	一五、九〇四	—
苗代川	七九七	六四九	一、四四六	七四九	六六四	一、四一三	七二一	六六九	一、三九〇
浦濱	二一、〇二三	一八、一〇九	三九、一三二	一八、三二一	一七、二五三	三五、五六四	一九、三三一	一八、三五七	三七、六八八
（地頭所）	一八、四一一	一六、一六九	—	—	—	—	一六、四五七	一五、九二三	—
（私領）	二、六〇二	一、九四〇	—	—	—	—	二、八七四	二、四三四	—
野町	二、〇〇九	一、七九〇	三、七九九	一、六四六	一、五六〇	三、二〇六	一、七二〇	一、六九九	三、四一九
（地頭所）	一、六八九	一、五三二	—	—	—	—	一、四五八	一、四二八	—
（私領）	三二〇	二五九	—	—	—	—	二六二	二七一	—

郷士家中下人・足輕・諸座附・中宿・門前	—	—	一五、八七七	—	—	一三、〇〇〇	—	—	一四、三八〇
（地頭所）	—	—	一〇、八三六	—	—	—	—	—	八、六六八
（私領）	—	—	五、〇四一	—	—	—	—	—	五、七一二
（赦免居附・遠島者地頭所）	—	—	—	—	—	—	五五	—	五五
其の他（寺社家私領）	—	—	六九	—	—	—	—	—	一四三
計	—	—	三三五、八六一	—	—	三〇八、八二二	—	—	三二九、五一四
（地頭所）	—	—	二七五、七一一	—	—	—	—	—	二六一、五一四
（私領）	—	—	六〇、一五〇	—	—	—	—	—	六八、〇〇〇
大隅諸郷三十五所・私領七所・屋久島・口永良部島郷士	—	一六、〇五三	—	一九、一二七	一四、九〇五	三四、〇三二	一八、二八六	一四、五九二	三二、八七八
（人體）	七、六九九	—	—	七、八七三	—	—	八、〇三一	—	—
（人體外）	一三、八三〇	—	—	一一、二五四	—	—	一〇、二五五	—	—
私領士	七、五九一（七、五八五また七、五八一とも）	五、七六一	—	七、六四九	五、八〇七	一三、四五六	七、八四一	六、二三三	一四、〇六三
（人體）	二、九八三	—	—	三、三五五	—	—	三、四三〇	—	—
（人體外）	四、六〇八	—	—	四、二九四	—	—	四、四一一	—	—
出家	—	—	—	二九七	—	二九七	二三八	—	二三八
（地頭所）	四三六	—	—	—	—	—	一六五	—	—
（私領）	一四八	—	—	—	—	—	七三	—	—

在郷	七一、九五六	五七、七五八	—	五三、三六二	四五、五四三	九八、九〇五	四九、一三二	四三、〇三九	九二、一七〇
	(地頭所) 六三、一〇三	五〇、七七五	—	—	—	—	(地頭所) 四二、一七四	三七、五六〇	—
	(私領) 八、八五三	六、九八三	—	—	—	—	(私領) 六、九五七	五、四七九	—
浦濱	一三、三四八	九、四二一	—	七、〇七七	五、五五九	一三、六三六	六、七四四	五、四七一	一三、二二五
	(地頭所) 八、四八九	六、六〇三	—	—	—	—	(地頭所) 三、七二八	三、二四七	—
	(私領) 三、八五九	二、八一八	—	—	—	—	(私領) 三、〇一六	二、二三四	—
野町	二、一〇七	一、六四四	—	一、八二四	一、六〇七	三、四三一	一、九二七	一、六六九	三、五九六
	(地頭所) 一、九五九	一、五三五	—	—	—	—	(地頭所) 一、八三一	一、五九四	—
	(私領) 一四八	一一九	—	—	—	—	(私領) 九六	七五	—
郷士家中下人・足輕・諸座附・中宿・門前	—	—	二五、〇九九	—	—	一三、五六〇	—	—	二一、九三三
	—	—	(地頭所) 一六、〇三七	—	—	—	(地頭所) —	—	四、八二一
	—	—	(私領) 九、〇六三	—	—	—	(私領) —	—	七、一一一
其の他	(寺社家私領) —	—	七七	—	—	—	(寺社家私領) —	—	四七
	—	—	—	—	—	—	(笠野原地頭所) 三八七	三七一	七五八
	—	—	—	—	—	—	(牛浦地頭所) 一一六	八九	二〇五
	(鹽屋私領) 三七四	三四	—	—	—	—	(鹽屋私領) 二九七	二一三	五一〇
	(入墨流人私領) 六	—	—	—	—	—	(公儀流人・遠島人) 四三	—	四三
	—	—	—	—	—	—	(地頭所) 二七	—	—
	—	—	—	—	—	—	(私領) 一五	—	—
計	—	—	—	—	—	一七六、三一七	—	—	一六八、六六〇
	(地頭所) —	—	※一八六、四六九	—	—	—	(地頭所) —	—	※一二八、九九四
	(私領) —	—	四六、一一三	—	—	—	(私領) —	—	三九、六六六

日向諸郷十九所・私領一所									
郷士	一一、四九六	八、三三二	一九、八〇八	一〇、二七一	七、七五一	一八、〇二三	九、六七五	七、七〇二	一七、三七七
	(人體) 四、五三四	—	—	(人體) 四、四七八	—	—	(人體) 四、三五四	—	—
	(人體外) 六、九六二	—	—	(人體外) 五、七九三	—	—	(人體外) 五、三二一	—	—
私領士	六、三三九	—	—	五、四四三	四、四四九	九、八九二	五、三〇四	四、六三六	九、九四〇
	—	—	—	(人體) 二、四九九	—	—	(人體) 二、三四八	—	—
	—	—	—	(人體外) 二、九四四	—	—	(人體外) 二、九五六	—	—
出家	—	—	—	一四七	—	一四七	一〇七	—	一〇七
	(地頭所) 一八五	—	—	—	—	—	(地頭所) 七七	—	—
	(私領) —	—	—	—	—	—	(私領) 三〇	—	—
在郷	—	—	—	二〇、〇六一	一七、二七四	三七、三三五	一八、九六六	一七、二六八	三六、二三四
	(地頭所) 三三、〇五三	一六、七三九	—	—	—	—	(地頭所) 一六、七三三	一四、七三五	—
	(私領) —	—	—	—	—	—	(私領) 二、二四三	二、五三三	—
浦濱	(地頭所) 八六二	六七〇	—	八一七	六五七	一、四七四	(地頭所) 八〇九	六七五	一、四八四
野町	—	—	—	一、五三二	一、三三九	二、八七〇	一、六三三	一、三六一	二、九九三
	(地頭所) 一、六五二	一、三九五	—	—	—	—	(地頭所) 八五三	七四三	—

區分	明和九年 男	明和九年 女	明和九年 計	寛政十二年 男	寛政十二年 女	寛政十二年 計	文政九年 男	文政九年 女	文政九年 計
郷士家中下人・足輕・座附・中宿・門前	(私領) —	—	—	—	—	—	(私領) 七八〇	六一八	—
	—	—	—	—	—	六、五三四	—	—	六、七三三
	(地頭所) —	—	六、〇二九	—	—	—	(地頭所) —	—	四、〇〇六
	(私領) —	—	—	—	—	—	(私領) —	—	二、七三六
其の他	(附衆中) 五	三	八	(附郷士) 三	一	四	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	(飯隈山地頭所) 五〇	四二	九二
	—	—	—	—	—	—	(寺社家) —	—	五九六
	—	—	—	—	—	—	(地頭所) —	—	五七四
	—	—	—	—	—	—	(私領) —	—	三
計	—	—	—	—	—	七六、二七八	—	—	七五、六五四
	(地頭所) —	—	六九、四〇〇	—	—	—	(地頭所) —	—	五六、六六三
	(私領) —	—	※一八、八六六	—	—	—	(私領) —	—	※一八、九九一
琉球　按司・親方・士	一八、四二一	一八、九一三	三七、三三三	二三、〇五一	二〇、四二八	四三、四七九	二八、八七九	二一、八二一	五〇、七〇〇
右家來・門前・在郷	—	—	一三六、六六三	五九、九一五	五三、二四三	一一三、一五八	—	—	八九、七五〇
	(家來下人) —	—	一三、四〇九	—	—	—	(家來其他末々) —	—	一四、三三三
	(在郷) —	—	一二三、二五四	—	—	—	(諸在) —	—	七五、四一八
其の他	(社家) —	—	一〇	—	—	—	(社家) —	—	一〇
	(寺院) 二〇二	—	二〇二	—	—	—	(寺院) 八九	—	八九
計	—	—	一七四、一九七	—	—	一五五、六三七	—	—	一四〇、五四九
道之島（五島）	(田畑佐文仁家内) 三二	一六	四八	—	—	—	(郷士格) 一三〇	七三	一九三
	(在郷) —	—	七四、一三一	—	—	—	(諸在) —	—	七六、八一四
	(流人) —	—	七一九	—	—	—	(遠島者) —	—	六三四
	—	—	—	—	—	—	(同赦免居附) —	—	二六
	(出家) 二	—	二	—	—	—	(出家) 一	—	一
計	—	—	七四、八九九	三六、四二九	三八、一六四	七四、五九三	—	—	七七、六六七
總計	—	—	※八八三、九六九	—	—	八五三、五九一	—	—	八六五、一四二

典據記載の内不確實の數字は計數出さず、或は元のまゝとして＊印を附す。

猶ほ、人口總計より除外された死苦・慶賀・行脚・乞食の數は左の如くである。

人口總計より除外されたもの丶數

	明和九年 男	明和九年 女	明和九年 計	寛政十二年 男	寛政十二年 女	寛政十二年 計	文政九年 男	文政九年 女	文政九年 計
鹿兒島	—	—	八九	四九	六六	一二五	—	—	一〇五

	薩摩			大隅			日向			琉球			道之島			計	
	（地頭所）			（地頭所）			（地頭所）			（私領）			（行脚）（惣之島乞食）			一四	二
士	六四			八五			五三			五五						三、三五	
	一、一四			一、〇五			三七〇			三							
	三、二五			四七五			三三										
	（地頭所）			九五			六九三			三（行脚）						三、九二	
	（私領）									（私領）							
	（地頭所）			（地頭所）			（地頭所）			（地頭所）							
	（私領）			（私領）													
				（地頭所）													
	二、八〇五			二、三二			一六			二三						五、〇四〇	
	五七四			一、一七〇			九四四			六三							
	一三			九九七			一三										

士の階層と家格制度

上位の身分なる士、即ち、藩士はまた家格による階層に分れ、各家格について、諸般の格式が定まつてゐた。家格は個々の家につき世襲するもので、他の身分より新らたに士の家格に編入し、或は下層の家格より上層の家格に昇進せしめる事もあつたが、夫には種々の規定があり、また家格の混亂を防ぐために分家・養子・緣組等にも家格毎に規定を存した。家格の制度は漸次に定まつたもので、後年の名稱では一門家・一所持・一所持格・寄合・寄合並・小番・新番・小姓與・郷士・與力等があり、夫より下つて士に準ずるともいふべき足輕があつた。

一門家は島津氏支族中最も重き家格で、德川氏の三家に類する。併し、初めは家格の稱ではなく、正德元年十月十五日の達に、藩主親近の面々を一門と云はず、平常取持も格別にして、式禮日に特に挨拶ある者を一門とするとあり、當時は島津久年・同忠英（後の久陳）・小源太（後の島津貴儔）を一門とした。其の後元文三年五月、初めて加治木家島津久門及び垂水家島津貴儔を一所持の列より離して家格一門家とし、同年九月、越前家島津壯之助（後の周防忠紀）を、延享元年五月、今和泉家島津三次郎（後の因幡忠卿）を加へ、爾來、一門家は此の四家に限られた。何れも給地高萬石以上で、宗家の二男家又は准二男家である。[注二]

加治木家は、家久の三子忠平（後の兵庫忠朗）が義弘隱居料の地に封ぜられて創立した家で、寬永八年九月、加治木の內日木山・西別府・高井田諸村及び帖佐・蒲生・清水・大姶良・永引・東郷・飯野・馬越等の內諸村に、合高一萬石の新地を給せられ、同十年、加治木の地を一所地と定められ、同十三年十二月加治木の給地七千六百石及び加治木衆中を附せられた。[注三]後に、重年・重豪は同家當主より出て宗家を嗣ぎ、

一門家
加治木家
垂水家
越前家
今和泉家

加治木家

垂水家

同家は宗家に次ぐ家柄とされた。垂水家は、貴久の次弟忠將の後で、忠將の長子以久は、慶長四年三月、種子島より垂水に移り、高一萬千六百八十七石を給せられ、次いで關ケ原役後、幕府より佐土原藩に封ぜられた。而して、以久に長子彰久、次子忠興があり、彰久は朝鮮に於いて歿し、長子忠仍があり、忠仍は、以久が佐土原に封ぜられた後、垂水を襲領し、以久の歿後、幕府より佐土原襲封を命せられたが、固辭して受けず、忠興が出て佐土原に赴いた。即ち、忠仍は垂水に留まり、其の子孫が垂水家として續いた。[注四]

越前家

越前家は、島津忠久の次子忠綱が越前守護代となり、越前島津氏と號したのに始まる家であるが、天文中、十三代忠長が播磨朝日山で戰死して斷絶したのである。元文二年三月に至り、吉貴の四男壯之助を以て之を再興し、次いで、帖佐の内四村及び薩摩吉田の内一村、合高四千四百七十九石餘を一所として給し、同四年三月、此の一所を重富と號した。更らに、一所地外の高五千五百二十石餘と合せて一萬石を領したのである。[注五]

今和泉家

今和泉家は和泉家を再興したものである。和泉家は島津忠宗の次子、即ち、貞久の次弟忠氏を始祖とし、應永中、直久が川邊松尾城で戰死して繼絶してゐた。仍て、延享元年五月、吉貴の七男三次郎を以て、和泉家再興として今和泉家を立てたのである。次いで、指宿の内小牧・岩本・西方三村及び頴娃の内池田・仙田二村、高三千五百六十二石餘を給し、之を今和泉と號する一所とした。之に他郷所在の高を合せて、其の後、一萬千二十八石餘であつた。併し、一所の諸村は散在してゐたので、寶暦二年十一月、西方・仙田二村に對し指宿の内新西方村及び頴娃の内利永村を入替へ、一所の高三千六百一石餘とした。[注六]

一所持と一所持格

一所持・一所持格は、一門家が定まつてから、之に次ぐものであつた。古くは、一所の領主を、島津氏の支族或は他家によらず、一所衆と稱し、其の家格を在所持・在所持格とし、正德二年十月、之を一所持・一所持格と改め、時に、一所持三十家・一所持格十三家を定めたのである。之には一所を領せざる者を含むが、凡べて島津宗家の子弟が創立し、或は格別由緒あり、家老にも任ぜられる程の家であつた。但し、一所持と一所持格との間に上下の別はなかつた。猶ほ、古來、大身分の稱があり、正德元年十月に至り、島津久近・日置家島津久健・宮之城家島津久方・都城家島津久龍を大身分と唱へる事とし、但し、家格は在所持で、特に家筋に付獨禮の格とした。即ち、一般在所持・在所持格の面々は、年頭・八朔の式禮に對面所に列座して藩主に謁し、外に身に付獨禮を許された者もあつたが、大身

一所持と一所持格

一所持三十家

一所持格十三家

大身分

大身分の家格廢止

家名方又は四家

寄合十九家
寄合並五家

寄合と寄合並

分は其の家筋に付單獨謁禮を許されたのである。次いで元文三年五月、大身分を一所持より分け、一門の次、一所持の上の家格とし、日置家島津久林・花岡家島津久尚・都城家島津久龍を之に屬し、次いで宮之城家島津久倫を加へた。[注七]然るに、天明六年七月、大身分を以て、一所持・一所持格・寄合・寄合並の惣名としたので、從前の大身分の家格を廢した。但し、四家の格式は從前通りとし、家筋に付獨禮の待遇を附し、且つ家名、卽ち、私領一所の名を以て日置家・花岡家・宮之城家・都城家と唱へる事とした。仍て、家名方或は四家と唱へた。之に一門四家を加へて八家とし、また八家の內に種子島家を加へる事あり、實は九家である。[注八]

寄合については、古くは組頭・組頭格（又は頭並）・番の稱があり、卽ち、組頭・番頭に任せられる家の意と解せられ、家老直觸の內故、直觸とも云つた。其の下に直觸格（又は直觸並）があり、之は直觸に準ずる家格であらう。寶永七年二月の定では、直觸格は組頭格の次、小番の上とある。正德二年十月に至り、組頭・置頭格、卽ち、直觸を寄合、直觸格を寄合並と改めた。時に、寄合十九家・寄合並五家が定まつた。寄合は多くは一門・一所持の次・三男が別立した家であるといひ、また平士より當番頭以上を勤める時は、其の身一代寄合に入り、大目附以上を勤める時は、代

上士と平士

小番

小荷駄衆

代寄合に入る等の規定があつた。[注九]

天明六年七月、一所持・一所持格・寄合・寄合並の惣名を大身分とした事は前記の如くであるが、夫々の家格を差別する時は、從前通りの稱を用ひた。此の大身分は謂はゞ上士で、其の下の小番乃至小姓與等は平士或は諸士である。

小番の家格は、寶永三年三月、初めて立てられたが、是より先き、乘馬衆・平騎馬と稱したのを、同元年、馬廻と改め、次いで、定馬廻（供目附・後に一時中通目附といふ）・馬廻・新番の順序とし、更らに、在國の馬廻を小番と稱したともいふ。[補說]而して、小番の家格は馬廻・小番兩樣に稱せられたが、享保三年四月、凡べて小番と稱する事とした。[注一〇]

[補說] 小番の名目は、是より先き義久が國分に居住した時、番の士を小番・大番に分けたのに見られ、當時は一所衆或は家老を勤めた者の嫡子を小番としたので、光久代まで其の通りであつたといふ。（歷代制度卷三九上　島津國史卷二九）

初め光久代に、小荷駄衆があり、騎馬士・徒士の間で六人賦とし、江戶に於いて、借馬に沓籠持中間二人及び合羽持を添へて使者を勤めさせたものといふ。

正保二年正月十八日付、家老山田有榮等宛、同北鄕久加等の狀には、當時高百石以上の士は乘馬にて奉公するも、爾今は二百石以上を乘馬とし、百石以上を小荷駄とするとあり、卽ち、百石以上二百石未滿の士を小荷駄としたと思はれる。

後に、小荷駄を新番と改め、員數十人前後としたといふ。馬廻の次を新番とした事は前記の如くであるが、新番を大番としたといひ、新番の稱は廢された。

新番を大番と改む

次いで正德三年九月、大番十七人を擧げて新番とし、小番に準じたといへば、改めて新番を置いたので、新番は之より家格の稱となつたのであらう。また、大番の士三代新番を勤めた者は、代々新番とする規定であつた。[注一一]

大番

大番の名目は、小番に對するものとして古く存し、大番人小番の職に任ずる時は、三世小番に昇せる等の規定があり、享保十三年二月の令では、大番人の新番の職に任ずる時も同樣の取扱とする事になつてゐる。從つて、大番は勤番の名目のみならず、家格の名目となつてゐたと考へられる。他方、鹿兒島士、御當地士の名目があり、之は家格としては新番以上を除いた城下居住士と思はれるが、後に寬保二年七月、城下士と改め、天明四年九月、大番、同六年七月、小姓與と改めた。また安永九年七月、大番以下鄕士の總稱を大番格としたが、夫々の家格は稱呼・內容共元のまゝである。[注一二]

鹿兒島士又は御當地士

小姓與

小十人組は、天明七年七月、小姓與と與力の間に設けた家格で、小姓與の次男以下の分地高五十石で分家した者を之に編入する事とした。此等は、從前、小姓與へ入れたのであるが、分地なき者もあり、其の內には格式相當に維持するを得ず、或は本家へ引取られ、或は零落して下賤の座業に從ふ者もあり、小姓與の品位を保つ趣旨を以て、新らたに小十人組の家格を設けたのである。併し、其の後、小十人組入を願出る者もなく、享和二年九月、之を廢し、且つ夫より小姓與次男以下の分家は、本家持高の內五十石以上を分地する場合のみ許し、其の他、買地等の約束を以て願出るとも、之を許さゞる事とした。[注一三]

小十人組

鄕士は諸鄕居住士でもと外城衆中といひ、安永九年七月、鄕士と改め、外城鄕士とも云つたが、天明三年八月、外城の字を除く事とした。猶ほ、同六年三月、鄕士は大番格と定めたが、之は家格の唱へで、身分は依然鄕士であつた。[注一四]

鄕士又は外城衆中

元來、前代に於いては、地頭・領主及び其の配下の士は、一般に各外城に居住し、多くは自作農耕に從事し、慶長七年鹿兒島築城の後、地頭・領主は原則として城下居住となり、其の他、城下居住士が增加したが、猶ほ外城に留まる者も多く、此等が地頭所では外城衆中、一所地では私領士となり、依然農耕に從ひ、前代の風を遺存したのである。蓋し、衆中は、前代に於いて、士の通稱であつて、夫に地名を冠して居住地を現はしたのである。鹿兒島築城後も、上層の家格は別として

士の外城居住

て、城下居住士は鹿兒島衆中と稱せられ、諸外城衆中との間に身分上の差別は薄かつたのであるが、鹿兒島衆中が鹿兒島士或は城下士となり、また外城衆中が鄕士となるに至り、城下士・鄕士の差別も漸次顯著となつたと考へられる。[注一五]

薩藩に鄕士の多き理由

守護時代に於ける士の土着生活は、全國普遍の事實であるが、分國時代より藩政時代に入り、一般に士は城下に集中されたのである。しかも、薩藩に於いて、多數の士が土着生活を續けた事は、特異の事實である。寬永十年、幕府巡見使小出吉親等も、諸外城に於ける城地の存置及び給人の屯聚につき質問したが、之に對する家老川上久國の答へによれば、要するに、先きに義久が九州を領したのに、秀吉下向の際、領國は二國半に縮少せられ、從前の士全體を城下一所に居住せしめ得ず、之を諸所に置くのであるといふ。[注一六]

附鄕士又は附衆中

附鄕士初め附衆中といふものあり、格式等は普通の鄕士に異らず、諸家に附屬せしめられ、其の家の家來同樣に隨身する者である。古く由緒あり、また新しくは享保五年五月の達に、用人以上の役に新規召立てられた家筋には、家來等もなき筈につき、願により附衆中一兩人を許すとあるが如き事由による。[注一七]

與力又は座附士・赦免士

與力は古くは座附士と稱し、赦免士とも云つたが、享保四年十一月、赦免士の稱を廢し、專ら座附士と稱する事とした。赦免士とは召出された士の意で、天明六年閏十月にも、かゝる意味で赦免士と稱するを禁じてゐる。[注一八] 座附士は夫役座の名を冠して夫に附屬の意を示したが、安永八年四月、與附士を廣敷附與力と改め、翌年七月、一般に座附士を何方附與力と改めた。即ち、納戸方附・兵具方附・船手附・廐附・鷹方附・細工所附・數寄屋附・臺所附・春屋附等である。また家老・若年寄・大目附・用人・側役等に附せられた與力なるものがあり、安永九年七月、之を用達と改め、他所向には附人用達と稱したが、之は前記の與力とは異る。[注一九]

附人用達

足輕又は道具衆

足輕は古く道具衆といひ、足輕とは道具衆の別稱か、後の改稱か判明しないが、安永九年七月、足輕を同心と改め、更らに寬政四年十二月、足輕の稱に復したのである。但し、其の後は、藩境諸鄕町人で從前同心の場に召仕つた者を同心と稱する事とした。足輕は與力と同じく、諸役座に附屬し、夫々目附々・徒目附附・橫目附・兵具方附・廣敷附（初め與附）等を冠して呼び、外に特殊の稱呼を有するものあり、納戸附屬を小人、廐附屬を口之者といひ、もと使同心、後に使足輕と稱したが、天明四年三月、觸番と改めた。[注二〇] 足輕は一身賄料三石六斗を給せられた。[注二一]

口之者又は使同心・使足輕與

次に、藩士の間には、與（組）の組織があつた。城下居住士については、初め寬永

家老與

六與

十九年十二月、一番與乃至十番與の十與に、編成し、別に家老與を置き、十與の與頭夫々二人とし、家老與の與頭には家老の内二人を充てた。更らに、寺社與・諸役座與あり、凡べて二十六與となつたが、正保三年、之を家老與及び一番與乃至六番與の七與に改編した。初め、家老與の編成には特定の標準はなく、七與編成となつてからも、家老與以外六與の人員九百人に餘れば、大概家老與に編入したといひ、家老與は浮勢の意かとも云はれてゐる。[注二〇]　寶永二年四月、六與の改組を達し、卽ち、從前各與の人數方々に入交るにつき、之を改めて最寄を以て與分けする事とし、同五年に至り、家老與の諸士は一・三・六番各與に編入し、城代・家老若年寄・大目附の諸役及び在所持同格・直觸同並の家格を以て改めて家老與を編成した。但し、六與々頭は、右の家格と雖も、之を除外した。また同七年正月、家老與々頭は從前家老中から定めて任じたのを、家老中繰廻受持と定めた。[注二一]

六與は、夫々城下の略々同一地區の居住者を以て編成し、之は寶永二年の改組より一定したと思はれる。卽ち、城下を上・下兩方限に大別し、下方限は高見馬場東北方、同西南方、甲突川西方、武之橋・高麗橋南方の四區、上方限は竪馬場南方、同北方の二區とし、之を順次一番乃至六番各與の地域としたのである。[注二二]

與頭又は小姓與番頭

與頭は、六與となつてから、各二人を三人に增し、計十八人であつた。其の後天明六年七月、家格大番を小姓與と改稱したのに應じて、與頭を小姓與番頭と改め、また初め小與頭與方取次の役があり、天明六年七月、夫々與頭・進達掛と改めた。小與頭（與頭小姓與番頭）は與頭（小姓與番頭）の令を受けて與中に傳へる役、與方取次（進達掛）へ差出す願・屆等取次ぐ役である。猶ほ、小番・新番は從前與頭支配であつたが、天明六年十一月、夫々若年寄・大番頭支配となり、文化六年三月、共に大番頭支配となつた。[注二三]　天明七年七月、從前小姓與に入れて來た與力は新制の小十人組と共に、夫々頭人支配とし、小姓與より除く事とした。[注二四]

與の性質

與は、出陣の際の一組織なると共に、命令下達・教導・取締の機關であつた。寬永十九年十二月十三日の與頭へ衆被仰出候條々には、與頭の職務等に關し定めて居り、卽ち、與中に野心・不忠の者あらば、早速言上すべく、油斷して申出ざる時は、與頭及び談合衆同意の心底と見做す事、與中に喧嘩・口論あらば、早速寄合ひ、談合して濟ますべき事、奉公方の事は談合して與頭より申附け、且つ出物首尾の事、作病、其の他奉公方難澁申出で、氣儘の者あらば、談合して曲事申附ける事、與中に切支丹・一向宗あらば、糺明して言上する事、與中緩怠に於いては與頭・

談合衆越度たるべき事、訴訟、其の他申分は、與頭へ尋ねて申出る事とある。また同日の與之衆へ被仰出條々には、與中の士に對し、與頭の下知に背くべからざる事、與頭より申附の事に對し氣儘の輩は曲事申附ける事、出陣或は江戸詰・狩等の申附に異議なかるべく、且つ出物首尾の事、喧嘩口論口事等は遲滯なく與頭へ申入れる事、訴訟申分は與頭へ尋ねた上申出る事と達してゐる。[注二五]寛永廿一年八月七日の達には、諸與の士は、朔日・十五日・廿八日及び節句に、與頭の許に出頭し、與中出合の沙汰をなすとある。[注二六]寛永十九年十二月の條々に相當する規定は、其の後、改めて發せられ、次第に詳細となり、其の他諸士に對する訓諭は與頭を通じて達せられてゐる。[注二七]就中、毎月式日に與頭より與士を集めて讀み聞かす毎朔條書なるものあり、寶永三年四月朔日頒布せられたのを初見とする。或は光久代に家老伊勢貞昌の建言に基いて創めたとも傳へるが、島津國史九卷二には、寶永三年に始まるとして居り、其の後、藩主代替り毎に改めて頒布したものゝ如く、但し、毎回内容は同じく、幕府の政法條目に從ふべき事を始め、十一條に亙つて諸士の遵守すべき教訓を示してゐる。[注二八]猶ほ、地頭所・一所地に於いても、鄕士私領士の與分けがあつた事は後に記す如くである。

毎朔條書

士の地位と特權

藩士は給地高を有し、時に無高の者もあつたが、給與により、或は家格に從つて一定限度まで私の買入・讓受等により之を領した。また苗字帶刀の特權も他の諸身分より區別される點で、士のするが、他の身分より士に對しては極めて丁重の禮を要する事と定められて居り、場合により、士は缺禮の者を打果す事も許されてゐた。敬禮に關する令達は屢發せられてゐるが例へば、弘化四年五月の定では、百姓等は、殊に鑓持を從へる格以上の役人等に行逢ふ時は、馬の口を留め順路へ片寄せて平伏し、諸士以上に對しては愼みて通行する事、振賣體の者は荷物を片寄せ、同樣不敬なかるべき事とある。[注二九]併し、實際諸鄕に於いては、かゝる規定以上の嚴重な敬禮を要し、百姓等は平士・鄕士に對しても平伏する程であつたと見られる。また元祿十三年九月十二日の覺によれば、衆中が百姓を打果した場合、吟味を受け、家老中まで聞達せられた樣であるが、士としては堪忍し難き等の事情判然すれば、咎めを受けなかつた。[注三〇]下層に屬する鄕士に於いて此の如くであるから、上層家格の士に對しては、一層強い權力が認めてゐたと考へられる。

士の課役

次に、藩士は、後に記す如く、給地高について出米・出銀を課せられ、また軍役賦

の制があつて、同じく給地高に應じ一定數の武具・乘馬・從卒を備へて出陣する義務があつた。[注三〇]　更らに、夫々役職に就き、番勤あり、勤方なき士は、高持を小普請、無高を小普請並とし、小普請は給地高に對して小普請銀[補說]を課せられた。[注三一]

小普請銀

〔補說〕小普請銀はもと破損銀と稱し、正德二年十二月、小普請銀と改めたもので、毎年石別一匁とし、其の內、勤方あれば、月割賦課とした。但し、享保十年八月の定によれば、幼少・病氣のため、其の他暇を受けて番勤なき者は小普請銀を納めるも、小普請と云はず、また元文二年二月の定では、直觸の役職、願により退職の者は小普請銀も免除されるといふ。（歷代制度卷四八）

士の內職

併し、士の內には內職に從ふ者あり、寶永五年、勝手方より困窮士の救助につき達した內にも、鹿兒島士の內賤業に從事する者もある由と見え、[注三二]其の他、藩士の內職については屢〻見えてゐるが、維新後の明治二年十月廿日、知政所の達に、城下諸鄕共に、士族の商賣・日雇等の職業に從ふ者あり、右職業中は士族を返上すべき事としてゐる。[注三三]　此の如く、士の內職は前後を通じて見られる事實で、鄕士に至つては、農耕以外に各種手工及び販賣等の內職に從ふ者多く、富裕にして金錢貸附等を營む者あり、與力・足輕等も同樣であつたと見られる。[注三四]

城下士・鄕士の中宿

城下士・鄕士共に、中宿と稱し、本籍を離れ、他地方の農村或は町に移住する事あり、卽ち、貧窮士救濟のためで、公務軍役を免れて農耕、其の他の職業に從ひ、貯蓄を得れば本籍に歸る。　もと何方中宿と稱し、天明七年七月、何方居住と稱する事とした。[注三五]　猶ほ、中宿は町人等の間にも行はれた。

一所地領主の家來

次に、一門家・家名方・一所持等一所地領主の家臣あり、家來・人家來・家中士・私領士と稱し、平常夫々の一所地に土着し、或は領主家の役職に就き、一所地內の民政及び番勤に當る。　諸事鄕士に類し、殊に一門家・家名方の家來は、手札にも一所名を記すのみで、主人の名を記さず、殆んど鄕士と同格とし、其の內には附人もある。　爾餘一所領主の家來に至つては、一段と下つた格で、手札に主人の名を記し、卽ち、家內札の取扱とした樣である。[注三六]　更らに、寄合・寄合並以下の家來もあり、家來の外に下人と稱する者がある。　凡そ陪臣にして名字・帶刀等士の格なる者を家來とし、士の格に非ざるを下人とすると見られるが、家來・下人の差別は稍〻錯綜してゐる。　天明七年九月三日の達には、從前陪臣の內侍を家來と稱し、小者・中間體の者を下男・下人等と稱して差別したが、已來は差別なく凡べて家來と稱し、其の內を分ける時は、侍・若黨又は中間・小者・下人・下男等其の家々での稱を用ひる事とある。[注三七]　また札改條目によれば、代々小番幼少にして番勤

侍・若黨又は中間・小者・下人・下男

なき内は、家來手札に下人と記し、番勤の時之を家來とし、名字を附けるとある。[注三七]

其の他被官と稱する事もあり、明暦三年七月十七日の光久袖判の掟に、士の被官は分限相應に抱へ置く事とあり、次いで十二月廿二日、郡代役島津久賴新納久詮の發した廻文に、分限外の被官は凡べて百姓とすべしと定めてゐる。[注三八]蓋し、此の被官には、家來・下人を區別なく含むものと思はれる。札内・文内者と稱する場合も同様である。次に、平士・座附士・郷士に限らず、他の士に隨從する事あり、此の場合は勝手方の免許を受けたと思はれ、士格の家來なる事もあり、永代又は年季の身賣りにして、士格に非ざる下人なる事もあつた様である。[注三九]

被官

下人・下女

永代買人の禁制と年季抱

百姓浦濱人・野町人・三町々人・寺門前者の困窮者等を年季抱とする制もあり、卽ち、之を下人・下女としたのである。古くは、年貢未納者を下人とする事もあり、[注四〇]永代買人も行はれた。併し、永代買人は幕府の禁制で、藩に於いても年季抱とする事とした。寛文二年十月廿八日付、都城役人宛、家老島津久通等の覺に、爾今は男女共に永代買人を禁じ、年季雇たるべく、違背者は賣手・買手共科物申附け、但し、從前の永代買者は賣買すべしとあり、[注四一]同十二年十月三日の達に、人賣定の口錢を取つて賣買する者あり、之は他領になき事で、爾今禁制とし、年季召抱には相對の賃銀を約諾の上、上方の如く請人を置く事とある。[注四二]併し、其の後も、右に見る如き從前の永代買者の規定に該當するものか、永代者の賣買は行はれた様で、永代抱も行はれてゐる。[注四三]

年季雇銀

更らに、右の寛文二年十月の覺では、各種年季について、雇銀を定めて居り、二十歳乃至四十歳の者、十年季男三百匁・女二百匁、五年季男二百匁・女百二十匁、三年季男七十匁、共に男扶持年六斗、女衣裳扶持家内並とし、十五ヶ月江戸雇男雇銀百二十匁、衣裳扶持家内並とし、右年齢以外の者には相對次第減額し、增銀を許さずといふ。次に、貞享三年十二月三日付、評定所の覺では、右の雇銀定額を改め、十五歳乃至五十歳の者、十年季男二百五十匁・女百八十匁、五年季男百六十匁、三年季男百二十匁、一年季男六十匁、十五ヶ月江戸雇男百二十匁、扶持衣裳共に前と同じく、右年齢以外減額も同様と定めた。また夫等によれば、百姓及び岡町人が年季雇者に出る時は、作職に支障なき事、支障あらば、其の事由を曖郡見廻・庄屋の證文を以て、郡座或は惣郡座に申出で、其處で僉儀の上、年季を定めて免證文を出し、寺社家・三町々人・浦濱人については、夫々寺社所・町座・船手へ其の役々より同様證文を以て申出る例規であつた。更らに、年季雇者が年季内に病氣し、又は暇をあけた場合は、年季後も

抱者免許の法

其の日數だけ奉公するを要し、年季内に熟談の上暇をとつた場合は、定の雇銀割を以て差引し、雇者が勝手に暇をとつた場合は、本銀を返濟し、年季内に缺落した場合は、口入人より不足月數に應じて雇銀を返濟する事と定めてゐる。[注四四]

其の後、抱者の免許は勝手方より出した様で、享保十二年十月六日の勝手方證文に、浦濱人・百姓・野町者の年季奉公は證文を以て申渡し來るも、向後法様の書物を以て願出あり、支障なければ、申出に及ばず免許すべく、法様相違の時は差圖を得る事とあり、即ち、抱主より抱者の身分に應じて夫々郡方・船手等の役所へ願出で、其の役所より免許を受けたのである。願出に際し、年季或は月限を定め、雇銀は相對とし、諸外城・本在所へ置かざる旨等を申出る事となつて居り、抱年季中抱主より他へ讓る時は、双方より願出た。抱主は城下士に限り鄉士・寺社・町人等には特別の事由ある場合、勝手方より免許する規定であつた。また、安永八年櫻島噴火の後同島百姓の本村へ歸住し難き者を年季或は永代召抱へる事諸士は勿論、外城衆中まで免許し、人家來・百姓・町濱寺門前者には日雇の筋を以て免許し、諸外城へ賃取稼せんとする者には希望の如く許すと達し、外城衆中にも特に抱者を許してゐる。[注四五]　併し、鄉士の抱へた札内・下人と稱する者も多かつた様で、一家に一、二名、多きは十數人に及び、或は借錢返濟が出來ずして、或は世帶を持つ資力を得る目的で抱へられ、膝育と稱し幼少に引取られ、生育の關係は代々定まつてゐたともいふ。[注四六]　之と前記の年季抱者との異同は判明しないが、たゞ鄉士は公役等を負擔して下人・下女を抱へたとも考へられる。

藩の買入人足

猶ほ、藩の買入人足と稱するものは藩の年季抱者といふべく、厩・春屋等に使役された。もと百姓より取り、寛政四年より町人・浦濱者・寺門前者にも割當て取つた。[注四七]　十年季十五貫文・五年季十貫文・三年季七貫文等雇錢も定つてゐた。

百姓と門の組織

また罪科人の家内・下人を藩に沒收して使役する事もあつた。

百姓は領民の大多數を占め、在鄉に於いて農耕に從ふ。諸鄉に於いては、通常門の組織があり、百姓は數戸毎に一門を組織した。從つて、各村は十數乃至數十の門に分れる。門には名頭・名子があり、名頭は門内一家部の戸主で、門を統率し、爾餘の戸主を名子とする。作職地は門高として門に對して配當され、作職・貢租等も名頭を通じて門の連帶責任となるものである。[注四八]　此の如く、連帶責任を負ふ農家の小組合たる點で、門は他領の五人組に似てゐるが、門は五人

組よりも一層緊密な組織で、且つ薩藩に於ける五人組は、更らに一方限毎の數門より成る組織で、謂はゆる作與が之と一致すると思はれる。但し、場所により百姓作職地を屋敷割とする事あり、此の場合は、屋敷持を名頭とした。[注四九]名頭は通常世襲で、嫡子又は養子へ名頭を譲る時は、郡見廻・庄屋證文を以て手札を改め、それ以外は郡方へ申出で、郡奉行證文を以て名頭を定める。名子の出入も郡奉行證文による。[注五〇]また大門を小門に割る等門の改編或は新設もあり、之も郡奉行の指揮によつた様である。[注五一]

名頭

人配・人移或は用夫配

百姓は所屬の門に定住し、郡奉行證文を以て、鹿兒島士年季抱者に出る等の外、他地方に出るを許されなかつた。[注五二]併し、藩に於いては、屢〻人配・人移或は用夫配と稱し、人口稠密の地方より人口不足の他村・他郷へ百姓を移住せしめた。之は萬治・享保等内檢の際、其の他、必要によつて行ひ、また刑罰の一なる科移として行つた。萬治内檢に於いては、闔取を以て領内全般に人配を行ひ、殊に菱刈・眞幸・祁答院・庄内表等人口不足の地方に百姓を移した。[注五三]其の後、禰寝清雄は、惣郡座を差引した際、人配及び科移の全權を持ち、人口不足の地方へ百姓を移すに努めたといふ。[注五四]享保内檢に當つては、享保七年九月廿一日、家老種子島久基より、萬治内檢以來六十年を經て地面親疎し、作人不足或は土地不足の所あり、ために藏入・給地共徴納滞り、領内困窮に及ばんとするといひ、土地平均に人配を行ひ、農人稼穡を達し、年貢の首尾能く調はしめんと達し、次いで十月、人配の方法を令達した。夫によれば、人配は萬治度の如く闔取を以て行ひ、また外城衆中・寺門前者・人家來・町濱者・百姓まで移住・作職を望む者は、百姓以外は中宿の婆ともなして之を許し、士以下の者百姓となるを望む者には、門・屋敷の名頭をも申附ける事とした。更らに、移者に對しては、中途人馬、取付の飯米・種子米・農具まで相應に給與し、殿役は二年間免除する事としてゐる。[注五五][補説]享保八年八月十八日の證文によれば時に二百八十一家部を移したとあり、[注五六]大御支配次第帳によれば、同内檢中の移百姓は三百七十二家内、其の内外城移三百二十五家内、名移四十七家内といふ。

人配の方法

[補説]　移百姓に對する給與については、當時、更らに詳細に定められて居り、之は後年まで同様に行はれたと思はれる。即ち、用夫一人に付、六ヶ月分飯料赤米九斗（一ヶ月分一斗五升）及び斧一挺（代銀三匁六分）・鍬一挺（代銀九匁）・鎌一挺（代銀二匁）外に請取高に應ずる種子米、女及び用夫迦（三歳以下を除く）一人に付六ヶ月分飯料赤米四斗五升（一ヶ月分七升五合）を給し、給與の家居は、居屋四敷三間三尺・釜屋四敷三間・馬屋三敷二間・雪隱方一間

と定め、人馬は所持道具にまで給し、其のため宿次の所へ郡座筆者一人を派すといふ。また、家内用夫の外、老人・幼少者等連れ越し難く申出る者は殘し置くを許した。殿役免除は二年間、即ち、移住の月より二十四ヶ月間で、田地普請等の夫仕共に免除するのである。其の他、移百姓には、見合せを以て、其の所餘高を以て門を立て、或は明門に於いて、或は門割によつて、名頭を命じ、名頭を勤め難き體の者は名子とする事とした。科移の時は、相應の木屋掛所中より調へしめる等の外、給與はなかつた様である。（大御支配次第帳　元治元年萬留　歴代制度巻一二上）

百姓の身分轉換

百姓が士を始め他の身分に轉ずる事は禁制であつたが、古くは百姓が身分を轉ずる事も稀ではなかつた様である。田賦集二巻に、慶長・寛永頃、過分に百姓の減少を見たとし、夫について老人の説として、慶長以前は數年の亂世のため士は勞苦し、從つて、百姓よりは士となるを願はず、百姓は相應に多かつたが、其の後の泰平に際し、富裕の百姓は士となるを願ひ、或は地頭赦免を以て士となり、或は士の養子となつたと見え、世間が靜謐となる程夫役を增し、殿役を遁れるため、領主に願つて永代人内町濱者寺門前者となつた者もあると説明してゐる。百姓減少に對する説明としての當否は別として、百姓の身分轉換の多かつた事實は推察し得るであらう。他方、百姓身分轉換の禁制は屢〻達せられ、漸次勵行されるに至つたと考へられ、慶長十六年二月十一日付、家老比志島國貞・樺山久高の掟では、士（御内之者）が百姓の子を養子とし、地頭が百姓の子を士に取立てる事を禁じて居り[注五七]、明暦三年七月十七日付、光久袖判の掟には、百姓になるべき者が、或は寺社家の内に住み、或は又被官と號し、或は町人、濱村の者に紛れ住む者ありと、禁制取締を申附けて居り、同十月廿三日付、郡代の廻文では、此等の者を改め出す事を達してゐる[注五八]。かくて、百姓の身分轉換に對する禁制は漸次嚴重となつたのである。併し、逆に郷士・家來・寺門前・野町人・居附旅人等から百姓になる事は、享保内檢當時の規定でも、許されて居る[注五九]。寛政二年十二月二日の證文でも、野町人から百姓養子になる事は許してゐるが、百姓から野町人養子になる事は禁じてゐる[注六〇]。出家する事も、他の身分には規定があつて免許される事があつたが、百姓には免許されなかつた[注六一]。百姓には凡べて苗字なく、平常、山差と雖も帶刀を禁じた。但し、人馬主取となつた場合、或は所用あつて他領に出る場合には、脇差を許した[注六二]。

郷士・家來等の百姓になることの規定

町人と浦濱人

城下三町・野町・浦濱の住民は、町人或は浦濱人で、夫々主として商工業或は漁業に從事するものである。また名頭を置き、町屋敷・水手屋敷の持主を名頭と

三町々人名頭

する。三町々人には名頭まで苗字を許し、年寄・年行司・十人役・乙名頭・横目等夫夫長さを限定して脇差を許し、平町人には苗字なく、帶刀は鍔入脇差を禁じ、平常は一尺以内の合口を許すのみであつた。町へ中宿し、町人の職に從ふ士も平町人同様とした。境目野町の名頭、其の他野町・浦濱の部當・年行司・名頭或は辨指には苗字を許される者もあつた。寺門前者は寺に附屬し、寺役に服する者であるが、商業等の職業に從つた樣で、福昌寺役人等の外無苗字とした。[注六三]

朝鮮より歸化の者

苗代川者は、朝鮮の役で朝鮮より歸化し、伊集院苗代川村に定住した者の子孫である。初め慶長三年、彼等は串木野鄕下名村に置かれ、次いで同八年、苗代川村に移されたのである。當時、二十二姓八十餘人（二十姓、また四十餘人ともいふ）であつたが、內二姓は後に琉球に遣され、二姓は早く亡びた。別に、鹿兒島高麗町に居住の朝鮮人あり、生業もなく、或は身賣りして分散に及ぶ處、光久は身代金を給して集め、寬文九年、其の二十五家なるを苗代川に移した。彼等は朝鮮の故俗を保つて、窯業・農耕に從ひ、身分は在鄕百姓に類するも、多少優遇せられた。姓は一字姓とし、後に十七姓あり、名の上に姓を冠するを許すも、之は苗字とは認めなかつた。中に伊集院鄕士格あり、嫡子まで其の格とした。但し、鄕士格と雖も帶刀は許さず、百姓・浦濱・町の女の入嫁は許したが、通常出嫁は許さなかつた。次に、鹿屋笠野原苗代川移者は、寶永元年、苗代川より三十戶、百六十餘人を分けて鹿屋笠野原に移したもので、更らに慶應二年十一月、笠野原凡百八十家、九百五十人の內八十家三百五十餘人を大姶良萩原塚に移した。[注六四]

七島等の島民

七島及び硫黃島・黑島・竹島の島民は、主として漁業に從ふものゝ如く、百姓・浦人の別なしとされ、風習・服裝等も諸鄕と異る處があつた。而して、七島の郡司を始め橫目・浦役・名頭、三島の庄屋・橫目・浦役の島役は、代々或は一世苗字、更らに大小帶刀まで許される者あり、一般島民と身分上の差別があつた。また七島には、朝鮮の役で朝鮮より歸化し郡司の下人とされた者の子孫もゐたといふ。[注六五]

道之島々民

道之島々民に對しては、內地風の服裝・名前等を禁じてゐた。卽ち、內地及び七島民に紛らはしき何十郎・何兵衞等の名前・月代・剃髮を禁じ、島民が醫術、其の他の稽古或は療養のため上國した場合にも、和裝を禁ずる等の達が見られる。[注六六]卽ち、衣服・髷形は琉球風とし、男子十四、五歲までは、何太郎・何次郎等の內地風の名を附けるが、元服の後、通常島風に改めて萬葉假名の名を用ひ、女子は眉を剃らず、齒を染めず、手甲に黥するの俗あり、男子と同樣萬葉假名の名を用ひ、之に

可那を附け、古くは十種程に限られたといふ。可那は内地風のオに當り、之を男子の名に附ける時は、上品の者十二、三歳までに對する敬稱となる。苗字は鄉士格に許したが、後年、之を一字姓に限り、音讀する事とした。即ち、田畑氏の如きも龍氏に改めたのである。(注六七)

大島等の家人制度

次に、大島を始め各島には家人(やんちゅ)の制度があつた。家人はケニンとも訓み、身賣人、抱者、或は男女別に下人、下女とも稱した。享保十三年十二月十五日の大島規模帳に、諸役人に限らず富裕なる者は借米仕拂分の方に百姓を召仕ふ事ありといひ、各島村法には、島民中貢租・物品代糖等末進に及び、或は負債償却不能等の事故あり、其の身を賣らんとする者は五人組及び村吏に情實を告げ、在番所に開申して許可を得るといふ。此の如く、末進・負債の結果、百姓が家人となるのである。其の他、債務者一家が皆身賣りして、猶ほ不足する場合、供入倒れと稱し、負債の保證人及び家族まで身賣りする事あり、負債なくして自ら身賣りする者もあり、犯罪人の妻子等が家人とされる事もあつた。次に、下女の生んだ子は主家の家人となり、即ち、生來の家人で、之を膝素立といつた。

身代糖

家人の身代に砂糖を以てするを身代糖といひ、各島村法によれば、年齡强弱により差あり、大島では男女共大抵十年季砂糖千五百斤(代米七石五斗)乃至二千斤(代米十石)、喜界島では五年季とし、强壯の男女二千斤乃至二千四、五、六百斤、無年季は二千五、六百斤乃至三千斤、德之島では五年或は十年季三千斤乃至四、五千斤、沖永良部島では米を以てし、十年季男女共九、十石を通例とするといふ。併し、家人の身代は家人の勞働によつて償却されず、家人は身代の利息のために使役される譯である。從つて、年季に至るも、身代を完濟せざれば解放されず、また家人は年季中でも身代を償つて身請されるが、主家より之を拒む事があり、若くして身賣りした者は三十歳に至るまで身請出來なかつた。島民間にあがり或は差引(さっぴき)なしと稱する一種の德政が行はれ、借財を以て家人を買ひ、或は身代未拂の内に之に遭へば、家人を無償或は手附のみで買得する事になるが、家人はあがりによつて解放されなかつた。即ち、家人自身は既に債務者と見做されず、一個の財物であつたからである。更らに、主家は自由に家人を賣買し分家・嫁入等には分配し、或は持參せしめ、犯罪人闕所の場合は、家人も沒收されたのである。家人は一般百姓と同じく諸公役・納物を賦課されたが、之は主家より辨じた。但し、主家が其の家人の公役を免除された事もある。主家は家人

に飯料・衣服を給し、通常は屋敷内に住居せしめ、また特に家人の長屋を建てた事もあり、掘立小屋に獨立に住居せしめた事もある。家人の勞働は耕作を主とし、秣・薪・蘇鐵採り等で、其の他技術を有する者は建築・造作、砂糖樽・莚・疊の製作、鹽炊き等、下女は米春・炊事・機織等に使役し、膝素立七歳に達すれば、秣・薪採りに使役したといふ。家人の多い家では、主取と稱し、家人の信用ある者親戚の困窮者、身賣者、子弟の才能なき者等を家人の監督に任じた。猶ほ、家人の夫婦者に作場を持たせ、主家より鍬・鎌・斧を渡し、請負はせる事も多かつた。

家人の數

大島等では、家人の數は相當に多かつた様で、時に全村家人となつた如き例もある。南島雜話（巻四）によれば、大島名瀬方佐念村・朝戸村では、負債のため全村身賣りして他村に行き、諸作地ばかり殘り、之は享保年間以來の事とあり、大和濱方毛陳村も同様の廢村といふ。次に、維新前後に於ける大島諸村の家人所有者及び家人數を見るに、渡連方諸鈍村では、林前福は、他村に在る者を除き、八十乃至百人、或は百二十人の家人を有したといひ、其の他、林前祥志三十人、林前任・積福禎各廿人、其の他を合せて全村少くとも二百人の家人があつたと見られ、當時諸鈍村の戸數は八、九十戸で、明治六年調査の全島平民人口・戸數では一戸平均四・七人弱であるから、八、九十戸の人口は三百七十六人乃至四百廿三人となり、家人が之に入るとすれば、全村人口の半數が家人であつた事になる。之は比率の大なるものとして、其の他の村について見るに、猶ほ三、四割、少くとも二割程は家人であつたと推算される。前記林前福の如き多くの家人を有する者は、諸村にあつた様であるが、大島の古い俗謠に、「屋家業（やかぎよう）一番な、ま東（ひぎ）や前織衆、うりが二番な、ま住佐應恕衆、大和濱三能安衆」とあり、卽ち、渡連方（東間切）諸鈍村の林前織（蓋し、林前の先代）、住用方市村の住佐應恕、大和濱方の太三能安を三豪家としたのである。諸鈍村林家の家人は、村内にある前記の外他村の作場に置いた者を加へて三百人に及び、住佐應恕の家人は七、八十人、太三能安の家人は、他村に在る者を除き、六十人であつたといふ。此の三家は何れも與人となつて居り、其の他、島役は何れも家人所有者と推察され、家人は重要な財産であると共に、權勢の一の基礎でもあつたと考へられる。[注六八]

大島の古俗謠

流島人公儀流人

流人は流島人で、先づ幕府の寄託に掛る公儀流人があり、古くは慶長十三年、京極忠高の臣沖長門守、金茶具紛失事件に座した家康の近侍落合道一を引取り、硫黄島へ配流し、翌年、猪熊侍從事件の大炊御門賴國・中御門宗信を同じく硫

黄島に配流し、次いで、中御門宗信の親戚飛鳥井雅庸の依頼により、兩人を甑島に移した如き、著例とする。[注六九]　其の後、幕府より屢〻罪科人の流島を委託され、即ち、大坂に於いて大坂町奉行の差圖によつて之を受取り、領内及び琉球の諸島へ配流した。[注七〇]　享和以後の例規では、町奉行より大坂留守居へ達があつて流島人の迎船を出し、船中圍等も委任せられ、飯米・諸雜用も藩に於いて支辨し、藩吏が宰領として護送に當つた。[注七一]　次に、藩の處分により配流された流人があり、また主人・支配頭・五人組の申出により配流せしめる事あり、之を私遠流といひ、天明四年十一月、相願遠島・依願遠島・遠島奉願と稱する事とした。[注七二]

私遠流

慶賀と死苦

慶賀・死苦なるものあり、天明四年九月、死苦は穢多と改稱した。其の百姓と緣組する時は、双方に科銀一枚を課する等の定があり、[注七三]居住地も別になつてゐた様である。凡そ領内に慶賀居住の所四十三、其の村五十、穢多居住の所五十四を數へる。[注七四]　共に賤視されてゐたが、特に由緒を有し、或は古く城主が惡病に罹つて隱れてより起ると傳へ、村主は手札面に代々其の城主苗字の稱號を許されたといふ者もあつた。[注七五]

〔注　一〕　歴代制度卷六下

〔注　二〕　鹿府御廻文抜書卷二　歴代制度卷三九上

薩藩例規雜集卷三

〔注　三〕　舊記雜錄後編卷八三・八六　島津國史卷二四・二五

〔注　四〕　島津國史卷二三　垂水鄉土誌

〔注　五〕　島津國史卷三〇　歴代制度卷三九上　薩藩例規雜集卷三　通昭錄卷三　三州御治世要覽附錄年代記

〔注　六〕　島津國史卷三〇　舊記雜錄追錄卷九〇・一〇三・一〇四　歴代制度卷六下　薩藩例規雜集卷三　三州御治世要覽附錄年代記

〔注　七〕　歴代制度卷三九上　薩藩例規雜集卷三　麑府御廻文抜書卷二　薩陽落穗集卷上　島津國史卷二九・三〇

〔注　八〕　舊記雜錄追錄卷一三九　歴代制度卷三九上・五一元　同卷六八（袖崎本）

〔注　九〕　歴代制度卷三九上　薩藩例規雜集卷三　麑府御廻文抜書卷二　薩陽落穗集卷上　島津國史卷二九

〔注一〇〕　歴代制度卷三九上　同卷六六（袖崎本）　島津國史卷二九

〔注一一〕　歴代制度卷三九上　舊記雜錄追錄卷一・八六

〔注一二〕　歴代制度卷三九上　同卷六七（袖崎本）　舊記雜錄追錄卷一三六・一三九　島津國史卷三〇

〔注一三〕　歴代制度卷三九上・五二利　薩藩政要錄卷四

〔注一四〕　歴代制度卷三九上・五一元

〔注一五〕　歴代制度卷六下・三九上　薩藩例規雜集卷二〇

〔注一六〕　舊記雜錄後編卷八六　歴代制度卷六下　薩藩例規雜集卷二〇　島津國史卷二五

〔注一七〕　歴代制度卷三九上　同卷七一（袖崎本）

〔注一八〕　歴代制度卷三九上・五一元・五二貞　同卷六七（袖崎本）

〔注一九〕　歴代制度卷三九上・五一元　同卷六七（袖崎本）

〔注二〇〕　舊記雜錄後編卷九九　官職秘考卷上　歴代制度卷二・五一元・五一亨　見聞記卷二八　薩藩政

要錄卷四　鳥津國史卷二六

〔注二一〕　麑府御廻文拔書卷一

〔注二二〕　薩藩史談集

〔注二三〕　舊記雜錄後編卷九九　官職秘考卷上　歷代制度卷五一亨・五二貞　薩藩政要錄卷四　重豪公年譜稿

〔注二四〕　歷代制度卷三九上　薩藩例規雜集卷三

〔注二五〕　舊記雜錄後編卷九九　官職秘考卷上

〔注二六〕　舊記雜錄後編卷一〇一

〔注二七〕　舊記雜錄追錄卷五・三七　歷代制度卷一・三・四七下

〔注二八〕　舊記雜錄追錄卷三七・一一〇・一一一・一四七　歷代制度卷一　見聞記卷二八　鹿兒島教育會編薩藩士風治革

〔注二九〕　元治元年萬留

〔注三〇〕　兩院古雜徵卷二

〔注三一〕　舊記雜錄後編卷八四・八五・追錄卷二・一六四　歷代制度卷二・無卷第三　見聞記卷二八　麑府御廻文拔書卷一　薩藩例規雜集卷一六　鳥津國史卷二五　西藩田租考卷下

〔注三二・三三〕　歷代制度卷四八

〔注三四〕　明治二年薩藩布達類

〔注三五〕　歷代制度卷一二下　同六八（袖崎本）

〔注三六〕　歷代制度卷三九上

〔注三七〕　歷代制度卷四五　薩藩例規雜集卷二一

〔注三八〕　舊記雜錄追錄卷七　歷代制度卷二　薩隅日田賦雜徵寫　鹿兒島藩租額事件

〔注三九〕　歷代制度卷三九上　薩藩例規雜集卷三

〔注四〇〕　舊記雜錄追錄卷八五

〔注四一〕　麑府御廻文拔書卷一

〔注四二〕　黑岡忠雄氏所藏記錄

〔注四三〕　歷代制度卷一二下

〔注四四〕　麑島御廻文拔書卷一

〔注四五〕　歷代制度卷一二下　舊記雜錄追錄卷一二四

〔注四六〕　川村洋氏稿薩藩に於ける鄉士制度の一研究（二）（南國史叢第二輯）

〔注四七〕　歷代制度卷一二下

〔注四八〕　歷代制度卷三九下

〔注四九〕　大御支配次第帳

〔注五〇〕　歷代制度卷四五　薩藩例規雜集卷二一

〔注五一〕　大御支配次第帳

〔注五二〕　歷代制度卷四五　薩藩例規雜集卷二一

〔注五三〕　薩隅日田賦雜徵寫　地考升田抄寫　田租雜記　租稅問答　鹿兒島藩租額事件

〔注五四〕　禰寢丹波清雄勸農略記　諸農業輯錄

〔注五五〕　大御支配次第帳

〔注五六〕　歷代制度卷一二上

〔注五七〕　舊記雜錄後編卷六六　薩隅日田賦雜寫

〔注五八〕　舊記雜錄追錄卷七　歷代制度卷二　薩隅日田賦雜徵寫　鹿兒島藩租額事件

〔注五九〕　大御支配次第帳

〔注六〇〕　續舊記集　要用辯覽

〔注六一〕　歷代制度卷四七下　黑田思雄氏所藏記錄

〔注六二〕　歷代制度卷三九下・四六人　薩隅日田賦雜徵寫

〔注六三〕　歷代制度卷一二下・三九下・四六人　薩藩例規雜集卷二・一九

〔注六四〕　三國名勝圖會卷一三　地理纂考卷四・二三　鹿兒島名勝考卷二　仰望節錄卷上　薩藩先賢遺德卷中　府縣陶器沿革陶工傳統誌　歷代制度卷三九下・四五　薩藩例規雜集卷二一　歷代制度卷二九

〔注六五〕　歷代制度卷三九下　三國名勝圖會卷二八

〔注六六〕　歷代制度卷一四人

〔注六七〕　南島雜話卷四　德之島誌　喜界島誌

〔注六八〕　金久好氏稿奄美大島に於ける「家人」の研究（經友第二二號）　大島規模帳　大島代官記　各島村法（南島雜集卷五）　前錄帳　田畑佐文仁事蹟調書　坂口德太郎氏著奄美大島史

〔注六九〕　島津國史卷二三

〔注七〇〕　舊記雜錄追錄卷一二・一三・一七・二三—二五・三〇・三三

〔注七一〕　大阪市史卷二

〔注七二〕　歷代制度卷六八（袖崎本）　樋脇村史

〔注七三〕　歷代制度卷三九下　同卷六七（袖崎本）

〔注七四〕　元治元年萬留

〔注七五〕　尙久主一流歷代之譜幷采邑宮城記

第三章　檢地及び內高

石高

領知高判物或は知行目錄に於いても重要な記載事項であつた石高は、本來の意味では、土地の產米額であつて、たゞ種々の點から、石高は土地の實際產米額其の儘と云ふを得ないが、生產力或は貢租負擔力に可及的に相當する土地の格式を表示するものである。石高は檢地、卽ち、土地の丈量及び收穫量の調査を經て決定する。元來、石高の稱は、豐臣秀吉が全國的に行つた天正・文祿の檢地より普及し、薩隅日に於いても、秀吉の手による文祿三・四年の檢地より行はれたのである。[注一]　德川幕府の手による薩藩領內の檢地は行はれなかつたが、藩は慶長・寬永・萬治・享保の四度に亙り、領內惣檢地を行ひ、其の他、屢〻一部の檢地を行つた。此等の檢地は、幕府の手による檢地に對し、內檢と稱する。

秀吉の檢地

薩藩の內檢

文祿檢地の不平均

一作配當

慶長內檢は、檢地高の不平均による知行及び貢租上の不都合は、當初よりの事といはれ、旣に慶長初年、知行の一作配當を行ひ、卽ち、知行配當の翌年でも、貢租の多少によつて配當替を行つたといふ。[注二]　其の後、慶長十三年二月三日付、阿久根寺家中宛、家老島津忠長・比志島國貞の達に「兩度御檢地之刻云

云」とあり、文祿檢地後にも、一部には檢地を行つた樣である[注三]が、慶長十六年に至り、總內檢を行ふ事となつた。同年十月廿三日、家老町田久幸等より御檢地置目之條々を發し、卽ち、三十餘條に亙り、喧嘩口論或は狼藉・偏頗・私曲停止等檢地衆勤務上の規定、檢地の方法、檢地除外地、檢地衆一手の組織等に關して令達した。次いで、檢地を始め、野村昌綱・野間政貞・長谷場純常等が其の事を監し、奉行或は竿大將以下の檢地衆が各所の檢地を行つた。御檢地置目之條々では、竿大將は其の所の地頭とし、之に筆者・算用・蒔見・竿執各二人、夫に竿大將の從者四人及び筆者算用・蒔見各一人の從者を附すと定め、主從都合十九人を一手の檢地衆としてゐる。此の內、筆者算用は城下から派遣したと見られ、蒔見・竿執は其の所の輕士から出し、外に百姓から竿持・硯持を出した。猶ほ、田賦集[卷二]によれば、大身の士、諸地頭が竿奉行となつたといひ、享保七年十月十三日、郡奉行の御檢地之次第には、慶長內檢の竿頭十四人・附役百六十八人とある。慶長十九年、檢地は完了し、其の結果により大支配、卽ち、知行配當を行つた。[注四]

慶長十六年の總內檢

竿大將以下の檢地衆

元和二年の檢地

田賦集[卷二]には、慶長內檢より元和に至るまで再檢ありと見えると記して居り、元和二年八月廿六日付、家老町田久幸等の覺に、川成の場所竿入等檢地に關

寛永六年の知行物成書出し

（表　紙）　志布志衆中　阿多飛彈守殿

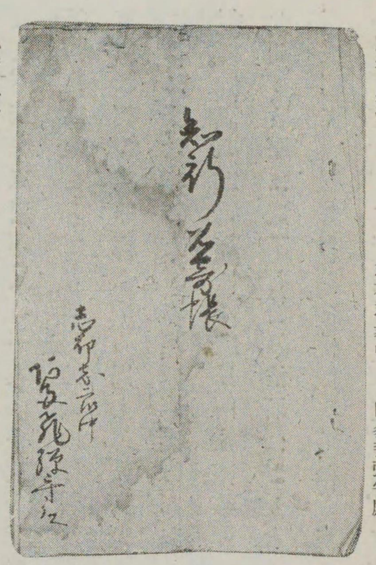

（巻　首）

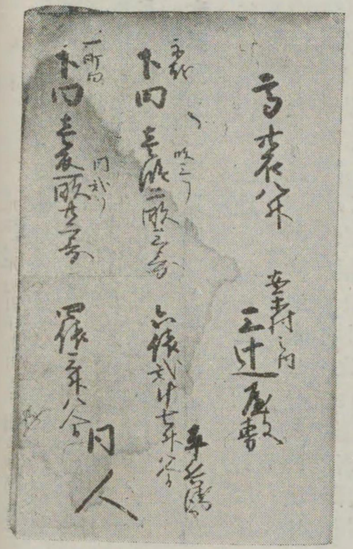

第一圖　知行名寄帳（阿多鶴翁氏所藏）

する規定が存し、慶長内検後も、恐らく一部の検地を行つた様である。[注五]　しかも、寛永年間に至り、石高の不平均は甚だしく、夫に對する便法として、諸士書出を以て知行高物成の並を行つた。卽ち、寛永六年十一月廿一日の覺に、諸士より知行の物成を書出させ、石別出銀等の賦課につき、三斗五升代の上の者には増銀申附け、其の下の者には一石役とするとある。[注六]　同九年四月廿二日の覺には、知行物成書出により三斗五升代以上に對する増銀は右の如く、知行惣並の後は平等とするとある。　卽ち、

寛永九年の内検

（巻　末）　元和三年七月十九日　御支配所

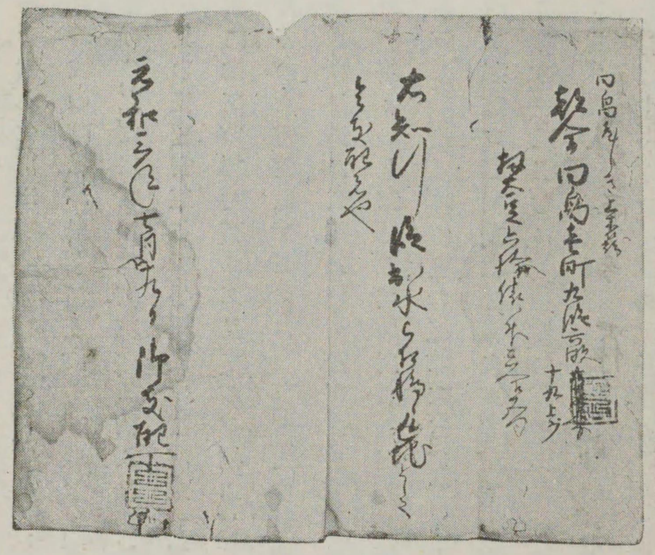

第二圖　知行名寄帳（つゞき）

總内検及び知行配當の後には、右の如き書出及び増銀を要せざる事とした。　當時、總内検の實施を決したものと思はれる。[注七]

次いで、總内検の着手に當り、寛永九年十一月二日には、島津久慶・同久通・同久賀を惣奉行とし、山田有榮・仁禮景親・町田久則を談合に加へ、時々鹿兒島より検地の場所へ使を派して見聞せしめる事と達した。[注八]　同月十八日、家久は袖判の覺を以て、見廻として高崎能乘・伊東祐昌等を遣す事、検地の上、一所衆・地頭所替あるべき事、竿頭正法を守るべく、検地衆偏頗あるまじき事、不正の検地あらば、地頭・衆中又は近所の者より申出るべく、不審の時は再検せしめ、

小割奉行
慶安五年の船手竿
萬治内檢

檢地の上、支配替につき土地善惡の沙汰申出るを禁ずる事等を達し、[注九]十二月九日には、家老島津久元等より十五條の法度及び二十條の覺を發し、檢地の方法等を示した。[注一〇]　田賦集[巻二]によれば、當時の竿頭は後の郡奉行程の身分の者で、之に外城の蒔見が屬したといふ。翌十年、檢地を完了し、更らに翌十一年、大支配を行ひ、之は三原重饒が統べ、新納久詮・頴娃久政が小割奉行となつて當つた。[注一一]

其の後慶安五年船手竿なる諸浦水手屋敷鹽濱の檢地等があり、夫と共に、寛永内檢高の刋物高に不足するを補ふため、萬治内檢に至るまで、郡奉行東郷重方等の諸所檢地があつた。[注一二]　萬治内檢は、明曆三年に始まり、同年七月、郡代を命ぜられた島津久賴・新納久詮が之を統べた。　田賦集[巻二]によれば、地頭所では、噯が竿頭となり、蒔見も其の所より出し、私領では、竿頭・蒔見共に別の所より出たといふ。　此の時は、更らに郡奉行が再檢して畝俵を決定した。　卽ち、郡奉行の内、東郷重方・菱刈重敦・汾陽光東等が其の事を預り、猶ほ、喜入久守・相良長清・平田宗則等が巡廻した。　かくて萬治二年、檢地を完了し、次いで、知行配當を行つた。[注一三]

其の後元祿・寶永頃再び地方の不均を來し、總内檢の必要を生じたが、未だ之を行はず、一年に一、二外城程、漸次に檢地・門割を行ひ、[注一四]享保七年に至り、總内檢を

享保七年の總内檢
古例郡奉行
巡見郡奉行
古例再見郡奉行

行ふ事となつた。　卽ち、九月、家老種子島久基・大目附菱刈重之・勘定奉行堀與昌・用人鎌田政直・同谷山忠昶を以て城中に一局を建て、別に大支配方郡奉行座を置き、總内檢門割・人移・大支配を行ふ旨を發令した。　十月、鹿兒島武村に於いて、郡奉行・定蒔見・蒔見・竿取等が集まり、種子島久基以下臨場して檢丈の法を試み、夫より郡奉行等を各外城に遣して檢地に着手したのである。[注一五]

享保七年十月の達によれば、古例郡奉行八人、外に郡奉行四人は、同月より之を派し、翌年正月より、巡見郡奉行兩三人・屋敷竿郡奉行二人(二手にして勘定所小頭一人加る)・新開竿幷持留改竿郡奉行三人(三手)を派し、また古例を了つた所へ、同正月或は來冬より、古例再見郡奉行兩三人を派し、跡番郡奉行四人を大支配方とするといふ。古例とは古田畠の段畝・俵盛を改める事と思はれる。　是より先き同七年九月廿一日の達には、同年冬より郡奉行が手分けして古例竿し、其の跡を郡奉行が再見し、翌八年及び九年の秋毛古例を行ふとある。　初め、古例郡奉行は四人づつ四手とし、田方は十分の一、畠方は二十分の一を改める事とし、後半に至つて、各一人五手の郡奉行が田方は二十分の一、畠方は四十分の一を改め、再見も古例郡奉行が當る事とし、郡奉行改の外は、夫に倣つて噯が竿頭となつて改め、其

の再見を受けたのである。而して、萬治内檢に田畠共に直竿を行つたのと異り、田方は通常直竿を行はず、俵汰のみとし、畠方は所の直竿を行ひ、損地・延畝のある田方には、古例の際内竿、後に再見を行ひ、年近く直竿あつて増高もなき場所は、田畠共に俵汰又は書改のみとしたといふ。郡奉行一手の人數は、享保七年の御檢地之次第によれば、筆者四人・蒔見役二人・竿取役二人、其の所より曖一人・郡見廻一人・庄屋一人・功才一人門割の時は蒔見竿取を除くとあり、薩藩例規雜集（巻三）には、郡奉行一手は奉行一人・郡座筆者一人・外城筆算二人・蒔見二人・竿取二人、所により筆者筆算一兩人も増し、所檢地一手は、竿頭曖一人・筆算三人・蒔見二人・竿取二人・郡見廻一人・庄屋一人・功才二人とある。[注一六]かくて、同十一年三月、丈量を了り、また同十年八月、座を建てゝ知行配當に着手し、同十二年九月に至り、之も了つた。但し、此の度の知行配當は、高の出入を整理するに留まつた。[注一七]

享保内檢以後、領内總内檢は行はれず、たゞ新開・損地等の個々の場合の檢地の外に、屢〻一部地方の檢地を行ひ、給地高及び門割の整理を行つたのである。

次に、道之島の檢地について一言すれば、琉球役後の慶長十五・六年にも檢地を行つた譯であるが、元和七年、鮫島孝左衞門が竿奉行として渡航し、大島喜界島を檢地し、之を元和十年竿といふ。寛永内檢に於ける道之島の檢地については詳らかでないが、同十二年、琉球に對し、道之島高三萬二千八百二十八石の書を遣して居る。萬治・享保兩度内檢には檢地吏の一手を渡して檢地を行つた。[注一八]猶ほ、琉球の檢地については、便宜第四編に説明する事とする。

凡そ内檢の際は、地積の丈量、田畠及び上木・鹽濱の石盛の外に、門・屋敷人數、牛馬等も調査し、之を名寄帳に記し、檢地の結果として知行配當及び門割を行ひ、また寬永内檢以前は不明であるが、萬治内檢以後では、廣範圍の人移を行つた。

地積丈量の竿は、文祿檢地では六尺三寸を一間としたが、慶長内檢以後、六尺五寸を一間とした。また三百歩を一段としたのは、文祿檢地以來である。即ち、地積は間竿で丈量して町段畝歩に表はすが、夫に蒔（雜説）即ち、播種量を査定して補正を加へ、之を蒔見といふ。蒔見は慶長内檢より行はれ、ために、同内檢に於いて文祿檢地の畝歩より甚だしく減少したといふ。[注一九]寛永内檢では、一段の蒔は田方籾一斗二升・畠方麥一斗四升と定めてゐる。[注二〇]慶長内檢にもかゝる標準が存したか否か不明であるが、同内檢後の知行目錄・名寄帳等には段畝と蒔を併記したものがあり、今慶長十八年乃至元和二年の此の種文書を通覽するに、

蒔

一段に付蒔田方籾七升八合強乃至九升強、畠方大豆七升七合弱乃至一斗一升弱、屋敷大豆一斗となつてゐる。但し、地品の上下による差等はない様である。[注二一]

〔補説〕地積を蒔で表はす法は、薩摩領内の舊慣と思はれ、慶長頃の知行目錄等には專ら蒔で地積を示したものがある。また後年、民間に地積を稱するに何升蒔とする風があり、大抵田方一畝を一升蒔或は一升四合蒔としたといふ。之はもと麥を以て究めたので、田方は畔を立て、畠方は畔を立てず、直蒔する故に、かく差等を存するともいふ。猶ほ、民間には一束なる地積單位の稱呼があり、麥七合蒔を一束としたともいひ、廿一歩一束もあり、また所により相違し、阿久根では三十歩、踊では四十歩、眞幸では五十歩を夫々一束としたといふ。（舊記雜錄後編卷六〇　歷代制度無卷第二　薩藩例規雜集卷二　租稅問答）

田畠の石盛付落し

猶ほ、畔は慶長内檢より萬治内檢までは打込に檢丈したといひ、たゞ蒔見により加減したと思はれる。[注二二]享保内檢では、享保七年の御檢地之次第に、田方は畔を除き、畠方は畔なきを以て其の沙汰なしとあり、檢丈の際は之に從つたのであらう。何れの場合にも、溝・道・堤・藪等は除外した。

次に、田畠の石盛については、其の籾・大豆の産出量を査定し、之を付籾・付大豆といふ。但し、其の際謂はゆる付落しを附し、實際の産出量より輕目とするを常とした。付落しの程度は土地の情態により差があり、卽ち、蒔付を除いた上、貢米津下しの距離五里以内を近所、十里以内を中途、十里以上を遠方として夫夫差等を附け、其の他、作人・夫仕の多少、畠方・大山野の多少、耕作外稼職の有無、水旱獸害（宍當・馬食）の有無、村の盛衰等をも斟酌したと思はれる。[注二三]

〔補説〕田賦集卷二には、慶長内檢以來の付落しについて、田の産出米が殘らず三ヶ二上納となつては百姓疲弊に及ばんと考へた故であらうといひ、慶長内檢では三斗五升代、寛永内檢では三斗二升代に當る様付籾したと見えると云つてゐる。後に見る様に、萬治以後の高掛納米は定代正租・口米・賦米・役米・代米を合せて三斗九升八合となり、更らに三合米及び起枡による加重があり、田高一石の次に記す如き付籾九斗六升其の儘が産米量とすれば、米にして四斗八升で、作人の手に殘される餘地は殆んど存せず、付落しによつて幾分緩和されたと見られる。

付籾の標準

上田一段に對する付籾の標準は、三斗五升一俵として、慶長内檢では十二、三俵、寛永内檢では十俵乃至八、九俵、上畠一段に對する付大豆の標準は、毎回同じく二俵一、二斗乃至二俵とし、下位の田畠は之より遞減したのである。猶ほ、享保七年十月十三日、郡奉行の御檢地之次第によれば、田畠一歩の豐年の出來籾・粟より二割程引き、上田は出來籾より、近所納六作得四、中途納五・五作得四・五、遠方半納となる様付籾し、上畠は出來粟より近所納三・五、

出來籾及び場所による付籾の例

中途三・四、遠方三・三となる様付大豆し、中田・下田・下々田及び中畠・下畠・下々畠・山畠は之に準ずるとある。[注二四]　また田賦集（巻二）・租税問答等によれば、出來籾の多少及び場所の遠・中・近による付籾の例は左の如くである。

	一畝出生籾査定三斗六升	同上三斗一升	同上二斗六升	同上二斗二升	同上二斗一升	同上一斗七升	同上一斗六升
近所付籾	八掛 二・八八斗	七・五掛 二・三三斗	七掛 一・八二斗	六・六掛 一・四五斗	六・五掛 一・三七斗	六・一掛 一・〇四斗	六掛 ・九六斗
中途付籾	七・五掛 二・七〇	七掛 二・一七	六・五掛 一・六九	六・一掛 一・三四	六掛 一・二六	五・六掛 ・九五	五・五掛 ・八八
遠方付籾	七掛 二・五二	六・五掛 二・〇二	六掛 一・五六	五・六掛 一・二三	五・五掛 一・一六	五・一掛 ・八七	五掛 ・八〇

付籾付大豆からの石高算出

付籾・付大豆から石高を算出するが、慶長内検では、付籾・付大豆一石五升、即ち、三俵を高一石とし、寛永内検以後は、付籾・付大豆九斗六升を高一石とした。　但し、琉球・道之島では、前後を通じて付籾・付大豆一石五升を高一石とした。[注二五]

上木高・鹽濱高の石盛

田畠の石盛は右の如き方法で算出されるが、上木高・鹽濱高等の石盛には別に規定が存する。

上木高

上木高は、文祿検地・慶長内検以來、引續き存し、即ち、上木・上草なる貢租を賦課される草木の立木數・作付地積或は收穫につき、一定の付籾・石盛を行つたのである。[注二六]　慶長及び寛永内検に於ける上木・上草の種類及び付籾の規定に就いては、一括して記したものがないが、慶長内検後なる同十九年乃至元和三年の知行名寄帳・屋敷名寄帳等を綜合すれば、桑・漆各一本の付籾一升、

茶と苧

茶一斤（二百五十匁）の付籾二升五合、苧作地一歩の付籾一升である。[注二七]　また兩院古雜

桑と漆

徴（巻三）所收の元和六年三月廿九日の知行名寄目錄に、桑二本籾五升四合、漆二本

柿

籾一升四合・櫛籾七合となつて居り、他の多くと相違する。　更らに、寛永内検後の名寄目錄に、茶一斤の付籾三升五合、柿一本の付籾一升とするものがある。[注二八]

竹

竹については、恐らく束數を調べたのみと思はれる。[注二九]　萬治内検に於ける規定は、租税問答によれば、桑・漆・柿及び夫々の苗、楮・茶等何れも次の享保内検の場合

棕梠

と同じく、たゞ棕梠については、同書に、本數ついて付籾するとあり、付籾の量は不明であるが、萬治二年十二月七日付、阿多源左衛門宛、知行名寄目錄では、棕梠一本の付籾五合となつてゐる。　更らに、租税問答によれば、椿・櫨・金柑・九年母・梅・桃・梨・枇杷は、貢納はあるが、付籾はなく、竹も本數・束數を記すのみで、付籾せざる規定であつた。　享保内検に於いては、上木高の規定は全般に明示されて居り、即ち、先規として、柿・桑・檮（楮）各一本付籾一升、檮苗・桑苗各一本付籾三合三勺三才（三合三勺五才ともあり）、唐苧地一歩付籾一升、茶一斤付籾三升五合、楮一釜（長さ一尺八寸・差渡し一尺八寸、一釜を

十部とす）付籾七升、或は楮一束（長さ一尺八寸・廻り二尺一寸又は二尺一寸五分）付籾一升となつてゐる。之を石盛するのは、田畠高と同樣で、高一石付籾九斗六升として、柿・桑等付籾一升は高一升四勺一乃至二才となる。享保內檢には棕梠の付籾はなく、其の他、付籾なき上木の種類も前回と同じと思はれる。〔注三〇〕

鹽濱高

鹽濱高は其の納米高から逆算して石高を出す。卽ち、鹽濱に上・中・下・下々の等級があり、一畝の納米は夫々八升・六升・四升・二升であるから、夫を萬治二年制定の定代三斗五升で除し、夫々高二斗二升八合五勺七才・一斗七升三合四勺三才・一斗一升四合二勺九才・五升七合一勺四才とする。〔注三一〕

內高

領內總內檢及び一部內檢の結果、藩領の石高は改算され、之を判物高に對して內高といふ。判物高は、寬永以降、琉球高を加へた外に修正されず、從つて、判物高は次第に土地の實情と遊離したが、之に對して內高は一應其の時々の實情に相應するものであつた。卽ち、判物高は將軍の認めた薩藩領或は藩主島津氏の格式の一たるに過ぎなくなり、實際藩政上には殆んど意義を失つたといふべきで、內高は、知行・貢租關係を始め、藩政全藩に亙り、重要な基準とされたのである。次に、各年代の內高の國別及び總計を示せば、左の如くである。〔注三二〕

判物高と內高との別

文祿以降各年代の內高

	薩摩	大隅	日向	三州合計	道之島	琉球	道之島・琉球合計	總計
	石	石	石	石	石	石	石	石
文祿檢地（田水郡を含む）	—	—	—	六〇八、七二六	—	—	—	—
琉球慶長十五・六年竿	—	—	—	—	—	八九、〇八六	一一三、〇四一	—
慶長內檢	二五六、九八〇	二〇一、三一一	一六〇、七六三	六一九、〇五五	—	〃	一一三、五〇一	七三二、一五七
元和十年道之島竿	—	—	—	—	四三、二五七	—	—	—
寬永五年琉球減高	—	—	—	—	—	八三、〇八五	—	—
寬永十六年	二六九、〇六一	一九八、九〇三	一〇八、二二四	五七六、一八九	三二、八二八	九〇、八八三	一二三、七一二	六九九、八五五（但し、計數合はず）
內檢以後仕明地支配	七三六	三一〇	七一	一、一一八	—	—	—	—
同荒地支配分	二二九	二八八	四一	五五九	—	—	—	—
寬永內檢及び慶安船手竿	二五四、一一六	一九二、七一〇	一二五、七八一	五七二、六〇八	〃	〃	〃	六九六、三二一
萬治內檢	二七〇、二二三	二〇三、四六三	一三五、六九二	六〇九、三七八	四六、九三七	九〇、八八三	一三七、八二一	七四七、一九三
寬文七年六月	二七二、三六六	二一四、五三三	一三四、〇七一	六二〇、九七一	〃	〃	〃	—
延寶四年	—	—	—	六四四、九五〇	〃	〃	〃	—
享保內檢	三〇八、二九二	二五五、〇八五	一五七、六六一	七二一、〇四〇	五一、七五六	九四、二三〇	一四五、九八七	八六七、〇二七
元文元年	—	—	—	七二六、八九九	〃	〃	〃	八七二、八八六
天明三年	三〇八、七六三	二五九、三四五	一五二、九三二	七二一、〇四一	〃	〃	〃	八六七、〇二八
文政九年	三二八、五六四	二六六、五三四	一五八、五八四	七五三、六八三	〃	〃	〃	八九九、六七一
弘化四年秋乃至嘉永二年秋	—	—	—	七四二、一八五	五二、五七四	〃	一四六、八〇五	八八八、九九〇

右の表中には、諸書の數字に相違する事あるものは便宜其の一を採る。

〔注　一〕舊記雜錄追錄卷七一　歷代制度無卷第二　薩藩例規雜集卷二〇

〔注　二〕租稅問答　田賦集卷二

〔注　三〕舊記雜錄後編卷六二

〔注　四〕舊記雜錄後編卷六六・追錄卷五九　薩隅日田賦雜徵寫　租稅問答　西藩田租考卷下　島津國史卷二三　田賦集卷二　歷代制度無卷第二　薩藩例規雜集卷二

〔注　五〕舊記雜錄後編卷七二　薩隅日田賦雜徵寫

〔注　六〕舊記雜錄後編卷八〇

〔注　七〕舊記雜錄後編卷八四　薩隅日田賦雜徵寫

〔注　八〕舊記雜錄後編卷八五

〔注　九〕舊記雜錄後編卷八五　新納文書

〔注一〇〕薩隅日田賦雜徵寫　舊記雜錄後編卷八五

〔注一一〕田賦集卷二　歷代制度無卷第二　薩藩例規雜集卷二　要用辨覽　續舊記集

〔注一二〕租稅問答　西藩田租考卷下　鹿兒島藩租額事件　島津國史卷二六

〔注一三〕舊記雜錄追錄卷七　鹿兒島藩租額事件　島津國史卷二六　田賦集卷二　歷代制度無卷第二　薩藩例規雜集卷二　西藩田租考卷下　租稅問答

〔注一四〕租稅問答　鹿兒島藩租額事件　地考升田抄寫　田租雜記　諸農業輯錄

〔注一五〕大御支配次第帳　西藩田租考卷下　薩藩例規雜集卷二三

〔注一六〕大御支配次第帳　薩藩例規雜集卷二三　舊記雜錄追錄卷五九

〔注一七〕島津國史卷三〇　租稅問答　大御支配次第帳

〔注一八〕租稅問答　大島代官記　喜界島代官記　大御支配次第帳

〔注一九〕田賦集卷一・二　歷代制度無卷第二　薩藩例規雜集卷二　要用辨覽　續舊記集

〔注二〇〕舊記雜錄後編卷八五　薩隅日田賦雜徵寫

〔注二一〕兩院古雜徵卷三　舊記雜錄後編卷七一

〔注二二〕舊記雜錄後編卷六六・追錄卷五九　薩隅日田賦雜徵寫

〔注二三〕田賦集卷二　大御支配次第帳　要用辨覽　續舊記集　歷代制度無卷第二　薩藩例規雜集卷二　舊記雜錄追錄卷五九

〔注二四〕田賦集卷二

〔注二五〕田賦集卷二　大御支配次第帳　要用辨覽　續舊記集　薩藩政要錄卷一　薩隅日田賦雜徵寫

〔注二六〕舊記雜錄後編卷六六　薩隅日田賦雜徵寫

〔注二七〕兩院古雜徵卷三　志布志衆中阿多飛彈守知行名寄帳（元和三年七月十九日）

〔注二八〕末吉諏方村木之下門名寄目錄（寬永十一年十月廿一日）

〔注二九〕薩隅日田賦雜徵寫

〔注三〇〕大御支配次第帳　要用辨覽　續舊記集　租稅問答

〔注三一〕歷代制度卷六上　要用辨覽　續舊記集

〔注三二〕田賦集　大御支配次第帳　租稅問答　薩隅日田賦雜徵寫　鹿兒島藩租額事件　舊記雜錄後編卷九六　歷代制度無卷第一　天明年間薩摩石高　御高頭並諸上納物取調帳（自弘化四年秋至嘉永二年秋）　琉球一件帳

第四章　藏入高及び給地高

領内總石高は藏入高・給地高に大別される。藏入高は、其の貢租が藩庫に入る高の意で、卽ち、藩直轄の高とし、給地高は、藩士が知行として給せられた高で、藩士各人に屬する。屋敷高等は此の外であるが、此等は小部分に過ぎない。

各年代の藏入高を見るに、先づ寛永十六年の御分國中惣高幷衆中乘馬究帳によれば、當時の藏入高は十九萬五千六百七十一石で、內薩隅日十六萬九百十二石、屋久島千三百七十四石、硫黃島・竹島黑島五十八石、道之島三萬二千八百二十九石であつた。[注一]次いで、慶安元年二月十九日の軍役賦に關する覺には、十五萬八千九百四十四石二千九百七十一石の二口の藏入高、外に御私藏入高四千四百二十五石・道之島藏入高三萬二千八百二十八石とあり、此の計十九萬九千百七十石である。[注二]卽ち、光久代の前半に於いては、藏入高合計は大體二十萬石であつた。夫より明曆・萬治以降、郡座方新田開發等の結果、藏入高は著しく增加し、享保內檢の際には、左の如く、各種目別の數字が見られ、其の合計凡三十三萬四千石である。[注三]（各種目の主要なるものについて、其の意義・沿革等、後に記明する如くである）。

總石高の內譯

藏入高

寬永十六年藏入高十九萬五千六百七十一石

享保內檢の藏入高凡三十三萬四千石

享保藏入高內譯

	合高	薩摩大隅日向諸縣郡		合高	薩摩大隅日向諸縣郡
十二萬石方	石 一三〇、三七一	石 六二、七三三	石 三二、三四二	石 九三三	石 一
屋久島・口永良部島	一、三六九	—	一、三六九	三一三	二四
帖佐與	三一、〇一〇	三、〇一〇	三一、七四	二四三	二四
五萬石方	三〇、六〇一	三〇、九四五	三〇、四六一	一、〇五五	七六八
新田	一六、二一三	八、六八三	五、四五三	三、〇七六	八五
宮內原新田	三三	—	三三	一、七三	五三
國分與	八、七五	九三	六、五二九	三、〇〇〇	一、六六九
磯屋敷附	七、九八七	三、七七〇	二、六七〇	一、三三〇	—
信證院買入	一、三三三	六八一	三五九	三、四六六	七、五六四
於須磨買入	五六四	二八〇	二〇一	三〇	四
寺院買入	三四四	九三	二〇七	四三	一九
內用方	五三三	二〇三	二九	一、五六六	—
七島幷諸島	九三三	二六、三四	—	三〇〇	—
助用高	三一五	一、三六九	一、三四六	二七	—
金山附（鹿籠金山共）	二、五九	六、五六六	三、七四	三一九	—
新買入	一七三	一一、一九四	六、四五一	一、六六九	一、三三〇
渡方料	三、〇〇	二、〇六六	一、六六九	一、三三〇	—
隱居方	一〇、〇〇一	—	二、四六六	七、五六四	—
御影堂附	三〇〇	一、七三	三〇〇	—	—
護摩所附	二七	一、五四六	二七	—	—
佛餉料（寬陽院・大玄院・曹源院）	三一九	二五九	三一九	—	—
大乘院仁王門附	三〇	八三	四	—	—
磯天神領	一九	四三	一九	—	—
道之島	五一、五六	七〇	—	—	—

其の後元文元年に至つては、諸藏入二十九萬七千百六十四石・道之島五萬千七百五十六石とあり、其の計三十四萬八千九百二十一石となり、[注四]天明七年八月乃至翌八年七月には、藏入高三十四萬八千三百三十三石、內薩隅日二十七萬五

千六十六石・道之島五萬千七百五十六石・屋久島千五百六十九石・七島八百三十一石・硫黄島百二石である。[注五]更らに寛政七年の表方・帖佐兩與代官の書出によれば、代官附藏入高は次の如く、其の計凡三十二萬八千石となる。[注六]之に諸島を加へれば凡三十八萬三千石となる譯である。

寛政七年代官附藏入高幷に內譯表

表方		
家督方表向用分料	一二一、一九〇	石
曹源院佛餉料	一二〇、〇〇〇	
護摩所領附	二九	
淨國院より圓德院まで四代佛餉料	二七七	
愛宕領勝軍院附	六〇〇	
磯天神領附	一九	
昆沙門領附	一九	
磯月船寺附	三	
大乘院坊中威光院附	二〇	
萩原天神・野元藥師領	四二	
大乘院仁王門附	三〇	
智惠光院附	三〇	
大乘院坊中善光院附	六九	
	四九	
二萬石方（隱居方差分高）	二〇、〇〇〇	石
三萬石方	三〇、〇〇〇	
帖佐與方	一〇〇、五四六	
帖佐與小座享保新田	六四五	
同　新田	一七、六〇九	
同　慈德院佛餉料	一七〇	
同　壽國寺續料	三、三六八	
同　月桂院佛餉料	二五	
同　申年買入	三、九六七	
同　尾畔附新田	三六三	
同　諸人質物上地	三、〇四〇	
國分與方	一八、七二八	
國分與小座鷹方五千石	五、〇〇〇	
同　納戶附	四、二二八	

文政九年藏入高內譯表

內證買入	二〇
私方買入	三七九
納戶諸人質物上地	七八〇
一往買入	三九
納戶永代上地	二二五
納戶買入	三三五
納戶新田	二、四四七

また文政九年調査の各種藏入高は左の如く、其の計凡三十四萬石となる。[注七]

表方		
道之島五島	一七四、二五九	石
屋久島・口永良部島	五一、七五六	
七島（船手支配）	一、五六九	
黑島・硫黄島・竹島（同右）	八三一	
薩隅日諸所	一〇二	
帖佐與	一二〇、〇〇〇	
申年買入高	四八、三三〇	
寺社買入高	三、九六七	
鹿籠金山附	一四四	
山ヶ野金山附	三九二	
內證渡方其の他所務渡	二、一八八	
諸給地部下り所務渡及び帖佐與藏入高の內公用地損高引高	三、四五六	
第四章　藏入高及び給地高	七、七四四	
帖佐與方質物上地	六、〇八五	石
內用方	三、三七八	
新田	一七、五四九	
享保新田	六四六	
尾畔假屋附	三五九	
月桂院佛餉料（寺社方支配代官所附取納）	二五	
慈德院佛餉料（同右）	一七〇	
二萬石方	二〇、〇〇〇	
三萬石方	三〇、〇〇〇	
國分與方	一八、六〇二	
同方質物上地	六五	
納戶	三、七一二	
鷹方	五、〇〇〇	

納戸附　一、二一〇
同方質物上地　六五八
代官所附取納佛餉料　六二四
護摩所領　二七七
大乘院仁王門附　三〇
萩原天神領　一五
野元藥師領　一五

弘化・嘉永の藏入高

更らに、弘化四年乃至嘉永二年に於いて、諸與藏入高二十六萬七千三百十四石（内現田畠二十六萬九百三十五石、藏地・庄屋役分地・永損休地等の引高六千三百七十八石）、道之島五萬二千五百七十四石、屋久島・口永良部島・七島・硫黄島・竹島・黒島は前に同じく、計三十二萬二千三百九十一石である。[注八]　即ち、享保内檢以降、藏入高は三十萬石を上下してゐたのである。

藏入高の種目

藏入各種目の主要のものについて說明するに、先づ、表方藏入は御物方ともいひ、初め十二萬石方とも云つた。十二萬石方の起原については、西藩田租考卷上等に、文祿檢地後の忠恒方藏入十二萬石に起るかとしてゐる。また初め藏入に日州與・出水與・南與があり、明曆萬治以後、之を郡代方とし、別に國仕方として頴娃與・加世田與があり、夫々代官を置き、五與代官と總稱したが、寛文十一年、

十二萬石方又は表方藏入

五與代官

國仕方兩與を廢して郡代方三與に混じ、代官は三與各兩人を置いたのを、天和二年八月、更らに三與を合し、代官二人を減じて表方代官と稱した。即ち、表方の稱の始めで、十二萬石方の稱は、此の以前より存したと思はれるが、爾後も兩樣に稱し、享保内檢より後に至り、專ら表方と稱した樣である。表方藏入は家督方表向用分、即ち、所帶方に充て、收納米は大坂賣米及び諸役料・扶持米等に物奉行手形を以て拂つた。外に、佛餉料・寺院領等の表方代官附なるものあり、之は逐次表方へ混せられたもので、代官より所務を寺院等に渡すのである。[注九]

二ノ丸藏入

また二ノ丸藏入、後に五萬石方・三萬石方・二萬石方と稱したものがある。初め寛文三年、光久は世子綱久に部屋栖料四萬石を給し、之を二ノ丸藏入と稱し、天和三年七月、表方と共に惣郡座に屬し、其の後元祿七年四月、綱貴は世子吉貴に部屋栖料三萬石を給し、翌年五月、改めて五萬石を給し、之を五萬石方とした。享保六年より、五萬石方代官を表方へ込め、同十五年より、五萬石方を表方續料に加へた。元文五年、部屋栖料を要する時は、之を以て充てる事としたが、寛延三年より四年間（寶曆三年まで）上方表本濟料とし、寶曆四年、再び表方續料とした。次いで天明二年十二月、齊宣部屋栖料として此の内より三萬石を分け、二萬石は

五萬石方

三萬石方と二萬石方

帖佐與藏入

帖佐與の起源

依然表方續料とし、夫々三萬石方・二萬石方と稱した。重豪隱居の際、天明七年正月、五萬石全部を隱居料としたが、翌八年六月、二萬石、寛政六年八月、一萬石、計三萬石を差分けて表方へ出し、上方表本濟料とし、隱居料は二萬石となり、また夫々三萬石方・二萬石方と稱し、共に表方代官の兼帶支配に屬した。[注一〇]

帖佐與藏入は、藩主妻子附高養料・役料高及び江戸・京・大坂詰足輕中間一身賦、即ち、主として江戸奥向に充てるといふ。帖佐與の起原については、萬治以後の郡座方新田に於いて、國分與と共に設け、或は萬治の仕明は帖佐に始まるを以て此の稱ありともいひ、更らに一說に、文祿檢地後の義弘方藏入八萬石による遺名で、之を基本とする新田高かといふ。而して、寛文五年、郡座附代官（郡方代官ともいふ）を置き、同十一年、之を帖佐與代官と稱した。かく、帖佐與の稱は何時に起るか不明であるが、延寶三年二月、帖佐與を新田方・古田方に分ち、國分與の新田高八千七百五十石を帖佐與に附し、天和三年十二月、古田・新田を混じ、貞享四年十一月、更らに新田代官座を立て、帖佐與代官東鄉重依を新田方代官とした。帖佐與は新田方の外に存したと思はれるが、元祿八年五月、帖佐與代官を廢し、新田代官座に附し、同十二月、新田代官座を帖佐與代官座に改めたのである。[注一一]

國分與藏入

納戸附藏入

藏入高は藩財政の主要財源

國分與藏入については、右に觸れた如く、郡座新田高の內より起るともいひ、一說に、文祿檢地後の義久方藏入十萬石による遺名かといふ。初め國分與代官を置いた樣であるが、後には帖佐與代官の兼帶とした。國分與高の內、享保六年・延享三年の兩度に、夫々吉貴・繼豐の隱居料として一萬五千石づゝを差分け、兩人逝去後、元通り國分與に入れ、其の後明和八年十一月・安永六年の兩度に、一萬石づゝ計二萬石を納戸方に入れ、天明八年七月、二萬石の內一萬五千石を上方表本濟料として表方へ差出し、之を國分與と稱し、殘高を鷹方五千石藏入と稱し、依然納戸方に屬し、國分與・小座で、西藩田租考[巻上]には、貞享以前、納戸方買入高に起るかといふ。[注一二]

以上は、薩隅日本土に存する藏入高であるが、外に、大島代官等各島代官支配の道之島五島・屋久島・口永良部島・船手附の七島・黑島・硫黃島・竹島等も藏入高に屬する。[注一四]

藏入高は、既に云ふ如く、其の貢租等が藩庫に入る高で、從つて、夫は藩財政の主要財源である。藏入高より藩庫收入は、後に說明する如く、正租を始め高掛り一石に付米三斗九升八合乃至四斗餘で、高三十萬石に對し米十二萬石

である。併し、此の内には米以外で納められる物もあり、例へば、弘化四年乃至嘉永二年に於ける藏入高收納について、左の如き數字が見られる。〔注一五〕

弘化・嘉永の藏入高收納内譯

高別	納物種類	弘化四年	嘉永元年	嘉永二年	平均又は年々定額
諸組藏入二六七、三一四石（内現田畠二六〇、九三五）	免本米	八五、六四三石	八五、一七三石	八七、五二三石	八六、一一三石
	免本大豆	一、一五六	一、一二一	一、一四五	一、一四〇
	免本菜種子	六、一三一両	六、一四八両	六、〇九六両	六、一二五
	免本粟・大麥・小麥代銀・諸掛銀	金一一、六〇〇両	金一一、四六四両	金一一、七四三両	金一一、七五一両
	免本荏子代	金一四五	金一五一	金一五〇	七、七四五石
大島	免本米	一七、一九八			一、二六〇
喜界島	免本米	一〇、八三六			一、一七二
德之島	免本米	一五、五九八			一、一九八
沖永良部島	免本米	六、五二七			二六九
與論島	免本米	二、四一三			九七
屋久島	免本米	一、三八四			四
口永良部島	免本米	一八四			
七島	免本米	八三〇			
硫黄島・竹島・黒島	免本米	一〇二			

但し、大島・喜界島・德之島では、夫々用心米定圍二〇〇石及び砂糖買入代米等に差引き、納米積登なく、沖永良部島では用心米定圍七五石、餘は德之島へ差續とし、與論島では、用心米圍なきも、詰役・島役扶持に差引、餘は沖永良部島へ差續とし、屋久島では、用心米圍なく、凡べて平木納とし、口永良部島では、用心米圍なく、島役扶持米に拂ひ、七島では、用心米眞米三六石餘、年貢は鰹節・煎眞綿を以てし、硫黄島等では、用心米圍なく、年貢は硫黄・織木綿・眞竹を以てする。

藩の收入は右の如き藏入高貢租を中心として、外に、諸浮得なる雜收入があり、卽ち、享保内檢當時に於いて、船手方・山奉行方・牛馬改方・町奉行方・牧駒代・屋久島方代官方・鮎川請銀・諸所生蠟代として合計銀千四百八十六貫六百九十匁と〔注一六〕ある。更らに、諸士出銀・出米、人別出銀等の租稅收入、また各種國産の專賣による收益等があり、何れも後に記す如くである。

諸浮得なる雜收入

次に、各年代の給地高を見るに、先づ慶長十七年十二月晦日の軍衆一紙目錄には、諸侍高、卽ち、琉球を除く給地高三十二萬五千五百四十七石とある。〔注一七〕次いで寬永九年當時は、鹿兒島高三十萬六千五百二十八石・諸外城高八萬六千六百五十四石、琉球を除く給地高計三十九萬三千百八十一石であつた。〔注一八〕また同十六年の御分國中惣高幷衆中乘馬究帳によれば、給地高は四十九萬九石とし、其

慶長十七年給地高
鹿兒島高と諸外城高

寬永十六年給地高

給地高

の内譯、鹿兒島士高三十一萬四百四十石・外城高八萬八千六百一石・琉球國司領九萬八百八十三石である。寺社領は鹿兒島士高・外城高の内一萬七百二十九石で、外に諸城内・屋敷方六千五百六十五石であつた。次に、當時の鹿兒島士高につき、各人持高別等夫々の人數・石高合計を見るに、左の如くである。

寛永十六年鹿兒島士高内譯表

	人躰員數	石高合計
一所衆并奥方	二八人	一三二、三一三石
寺社	二七	五、四八二石
千石より四千石まで	二二人	四六、五五九石
九百石餘	三人	二、八〇二石
八百石餘	九人	七、四七三石
七百石餘	六人	四、四七六石
六百石餘	九人	五、七〇二石
五百石餘	二二人	一二、〇〇七石
四百石餘	二四人	一二、一四五石
三百石餘	六五人	二一、四五三石
二百石餘	七五人	一七、五二九石
百石餘	五七人	二〇、六五〇石
九十石餘	二七人	二、五一二石
八十石餘	三一人	二、六〇五石
七十石餘	四二人	三、一一九石
六十石餘	四九人	三、一二一石
五十石餘	四六人	二、四九四石
四十石餘	四〇人	一、七六八石
三十石餘	九一人	三、〇四五石
二十石餘	一〇五人	二、四八九石
十石餘	一〇五人	一、九六三石
九石餘	一八人	一六八石
八石餘	一六人	一三二石
七石餘	一〇人	七四石
六石餘	一〇人	六四石
五石餘	一六人	八七石
四石餘	一二人	五一石
三石餘	一〇人	三五石
二石餘	一七人	三九石
一石餘	七人	九石
一石以下	一六人	七石
計	一一、五〇人 寺社二七	三一〇、四四〇石
外に		
小者・中間・道具衆・庄屋	二二人	八三石
切米取	九〇人	
一ヶ所取	一一二人	

外城高内譯

	人躰員數	石高合計
寺社	二、六〇五石	
千石より四千石まで	三一人	三、一一九石
九百石餘	四二人	三、一二一石
八百石餘	四九人	二、四九四石
七百石餘	四六人	一、七六八石
六百石餘	四〇人	三、〇四五石
五百石餘	九一人	二、四八九石
四百石餘	一〇五人	一、九六三石
三百石餘	一〇五人	一六八石
二百石餘	一六人	一三二石
百石餘	一〇人	七四石
九十石餘	一〇人	六四石
八十石餘	六人	四八石
七十石餘	一〇人	七〇石
六十石餘	一〇人	六〇石
五十石餘	一〇人	五〇石
四十石餘	一〇人	四〇石
三十石餘	一〇人	三〇石
二十石餘	一〇人	二〇石
十石餘	一〇人	一〇石
九石餘	一〇人	九石
八石餘	一〇人	八石
七石餘	一〇人	七石
六石餘	一〇人	六石
五石餘	一〇人	五石
四石餘	一〇人	四石
三石餘	一〇人	三石
二石餘	一〇人	二石
一石餘	一〇人	一石
一石以下	一〇人	一石
計	一、二〇〇人	三〇〇石

寺社領

慶安元年給地高

延寶四年給地高

外城衆中一萬千三百九十三人の内知行取八千二百二人である。衆中の内地頭五人、其の持高合計二千七百九十四石とし、衆中持高別にして、三百石より四百餘石まで三人、二百石餘十人、百石以上六十四人、三十石以上四百四十五人といふ。また寺社領高合計五千二百四十七石、一ヶ所取二千九百八十三人である。外城高を國別とすれば、薩摩三萬九千四百十六石、大隅二萬二千四百九十一石、日向諸縣郡二萬六千六百九十二石である。[注一九]

次に、慶安元年二月十九日の覺には諸地頭高十六萬二千四百九十七石・諸外城高七萬二千三十九石・鹿兒島地頭高外十三萬六十二石・寺社幷女性方高一萬三千八百十八石、外に高岡・穆佐・倉岡・綾・須木・甑島外城高一萬四千五百六十九石とあり、此等に琉球國司高九萬八百八十三石を加へ、四十八萬三千八百七十一石となる。[注二〇]其の後、延寶四年の高帳によれば、給地高五十萬三千六百七十三石

で、内鹿兒島高三十三萬千五百四十石（内約六千石は寺高）・外城高八萬千二百五十石、琉球國司高前に同じく、元祿十二年には、給地高五十一萬四千百五十八石、同十四年には、同じく約五十一萬四千石である。〔注二一〕享保内檢の際の給地高は國別にして左の如くで、其の計五十二萬六千八百三十九石である。〔注二二〕

享保内檢の給地高五十二萬六千八百三十九石

	合高	薩摩	大隅	日向諸縣郡
鹿兒島高	三一七、四七六石	一二九、二五八石	一一六、三一九石	七一、八九八石
役料高	一六七七五	六、四八七	七、一〇六	三、一八二
外城高	九五、八三九	三九、五八二	二五、六五二	三〇、六〇五
神領	二、五一七	一、〇七一	八〇四	六四一
琉球國司高	九四、二三〇	—	—	—

元文六年給地高

更らに、元文六年の調査では、鹿兒島高二十二萬千八百四十九石・諸外城高九萬九千八百四十四石・神領高十四萬五千九百八十七石、琉球國司高は元の如く、總計五十六萬千九百十二石である。明和八年の給地高は五十五萬九百六十七石で、内鹿兒島高三十四萬百二十七石（内寺高八千百十八名）・外城高十一萬二千百九十七石・代官所附取納四千四百十二石、琉球國司高元の如く〔注二三〕、文政九年の調査では、

明和八年給地高

弘化・嘉永の給地高

給地高は四十五萬八千五百十九石、内鹿兒島士三十四萬千六百七石・諸鄉々士十一萬六千九百十二石（二項共質物地を含む）・外に神社佛閣領一萬五千四百九石（代官所附佛餉料六百二十四石を含み此の分は既に藏入高の内に擧げた）、琉球國司高元の如く、總計五十六萬八千百六十石である。〔注二四〕更らに、弘化四年乃至嘉永二年には、鹿兒島高三十一萬八千五百五十六石・同役料高一萬六千百二十三石・神領幷寺社領一萬千八百八十九石・諸鄉士二萬九百七十四石・諸鄉寺社領四千七百三十四石、以上計四十七萬二千三百六十八石、外に琉球國司高元の如く、合計五十六萬六千五百九十八石である。〔注二五〕

給地高の變動大支配

給地高現地の位增位劣或は損壞等による變動は檢地によつて整理するが、殊に領内總内檢の後には全般に亙つて行ひ、之を大支配或は知行配當といふ。寛永・萬治内檢等では、持高の多少等により各人持高の内近所・中途・遠方に分けて割合を定め、更らに圖取を以て場所を決定した。寛永十年六月十八日付、家老島津久元・伊勢貞昌の御支配ニ付御定之條々によれば、千石以上は百石に付近所二十石づゝ、千石以下七十五石までは百石に付近所三十石づゝ、七十五石以下三十石までは近所・中途半分づゝ、三十石以下は全部近所に於いて配當し、就中、兄弟衆・一所衆は其の所を近所・中途とし、其の外を遠方とし、北鄉・種子島兩

家は凡べて其の所、即ち、夫々都城・種子島に於いて配當し、地頭へは地頭所に五十石づゝ、但し、東西通道の地頭所では、百石づゝを配當し、菱刈・眞幸・庄内に移された者には其の所に於いて、其の他の境目に移された者には其の所に半分を配當する等定めて居り、猶ほ、外城衆中には其の所に於いて配當し、七十五石以上は其の所中途・遠方、七十五石以下三十石までは同じく中途、三十石以下は同じく近所とし、其の他、各種の場合につき規定を存した。時に、元和五年の上知令で、三分二を上知した者は四分一上地として、其の差を返された。但し、寺領には返地されなかつた。[注二六]　萬治内檢後の知行配當についても、萬治二年正月十一日付、光久袖判の定等に、同樣の規定が見られる。[注二七]　次いで、享保内檢に於いては、闕取による知行配當はなく、たゞ高の出入を正したのみであつた。[注二八]

高直
高持成と高上り

また各人持高の增減は、給與、其の反對に、取込拜借・出米不納・罪科の際の上知等によつて起る。其の他、抱地に於ける增高・引入、分家養子の際の附屬、賣買或は借銀質入に係る讓渡等によつても增減があり、此等の場合、高奉行に願出て公認を受け、之を高直といひ、その初めて高を所有するを高持成、高を增すを高上りといふ。高直については、家格等に應ずる高上りの限度即ち、格式等の規定を存した。此の種の規定は、正德三年九月の定を始めとし、夫より殊に享保・元文頃、高持成願御格式之事等として屢〻令達せられ、次第に詳細になつた。

高上りの制限

夫等によると、高上りについては、大體以下の如き制限があつた。先づ、萬石成、即ち、萬石以上へ高上りは、正德三年の定より、特別の事由なくしては許さず、次に、享保廿一年二月の定では、大身分格萬石以下は九千二、三百石まで、一所持格は五千石まで、寄合は三千石まで、寄合並は二千石まで夫〻高上りを許し、尤も、特別の事由があれば限外高上りを許し、其の他少々の限外超過は、百石未滿を許すとある。

萬石成

大身分格以下

千石成

また正德三年の定では、千石成は寄合並以上に限り、其の後、寺社奉行・勘定奉行・與頭・番頭等は、勤役中格外に千石成を許す事ありとし、享保十三年十二月の定では、家老直觸及び諸奉行役（乾立候御役とあり、御役人、即ち、諸奉行役に當るか）、地頭職を首尾好く勤めた者には、千石未滿高上りを許し、但し、其の隱居後、或は過失により免職した者には、六百石以上を許さずとある。正德三年の定より、祖父・曾祖父代よりも諸奉行役を勤め、また地頭職にも補せられた者の子孫にして、小番勤め來る者には五百石成を許し、小番まで勤め來る者には四百九十九石まで、即ち、五百石未滿

五百石成

三百石成
二百石成
外城養子
勳功又は藝能により鹿兒島士に召出された者

を許すとの規定も存する。三百石成は、正德三年の定より、代々士筋でも、近くの代に歩行格の勤までなし、自身も其の通りならば、之を免許せず、江戸詰等に道中鑓を持たせる程の勤をした者には、様子により免許する事あり、但し、歩行格の者で鑓を持たせる共、免許せずとの規定であつた。二百石成については、享保十三年十二月の定で、大番勤の者に許すとある。外城養子、即ち、外城より鹿兒島士養子となつた者については、正德三年の定で、其の養子の代には高五十石となるを許さず、悴代には五十石以上をも許す事とし、但し、奉公の品により格別とし、また外城養子より三、四代過ぎれば百石成を許し、外城養子も小番に入る時は、三百石成を許すとある。其の後、願によらず外城養子を申附けられた者は格別とし、養子悴代には九十九石まで、即ち、百石未満を許す等の規定が見える。座附士より表方士へ養子となつた場合も右に準じた。正德三年の定より、外城衆中・座附士の自身藝能によつて召出された者、又は筆者・小役人體の職までゝ大番を勤める者には百石成を許さず、但し、月次の目見得する程の役或は中通申附けられる程の者には百石成を許すとあり、享保三年七月の定では、外城衆中隱れなき勳功・特旨藝能により鹿兒島士に召出された者は、向

後高上り等諸事鹿兒島代々士格に申附け、座附士も同様とするとした。天明七年七月、小十人組を定めた時に、其の高上り四十餘石を許し、五十石を許さず、即ち、五十石未滿を許すとした。次に、外城衆中については、正德三年の定より、従前の士筋目にして、三、四代差立つて勤めた者の子孫には百石までを許し、祖父・曾祖父代に衆中とされ、當時衆並の勤の者には五十石までを許すとした。次に、座附士には正德三年の定より、三十石を許さゞる規定であつた。

以上の規定に拘はらず、高上りを停止される各種の場合があつた。即ち、器量・行跡不良、或は下輩の家業に従ふ者、通常の幼少者、定病・老體・身弱者、小普請、田舍入暇又は暇の者、取込拜借ある者、家内子孫に取込拜借ある者（高賣渡も許さず）等である。但し、幼少者の寄合並以上及び勤方ある者には高上りを許し、其の他には、十九歳より許し、老體・身弱の者も、代番を差立て、嫡子勤方ある者には高上りを許す等の規定を存した。其の他、寺社家には、取附高の外借銀方に受取つて高直するを許さず、親の死去により高を相續し、初目見得濟まざる者には、繼目禮以前高上りを許さず、但し、初目見得濟む者には繼目禮以前にも許すとあり、分家せざる二、三男も高直を許されなかつた。以上の諸規定を通じて、従前の

持高は高上り限外と雖も之を認め、たゞ夫以上の高上りを許さず、私領・持切名の仕明及び一般持留高の位増による増高は、限外高上りを許した。

更らに、城下高・外城高間、或は別外城衆中高間の高出入は許さず、但し、外城養子の持參高を城下士に附するは別とし、外城衆中より附衆中へ高直は之を許し、附衆中の他外城に在る時は、吟味次第とする規定を存した。[注二九]

格式外の高移動に對するの取締規定

次に、格式に拘はらず、内々高を移動する事も多く、之についても取締の規定を存した。正徳三年九月には、外城衆中につき、高上り免許なき者、高上り願申出ざる者、或は衆中外の者が内々所務を受取り、附高とし、其の他、鹿兒島高或は別外城衆中高を所務する衆中もある由、此等の高は没収し、預主には咎め申附けると達してゐる。[注三〇]　また享保十九年三月の定には、高直格式に相應の者が内内借銀返辨方に高を受取り、或は利拂として所務を受取る時は、双方より高奉行へ申出の上所務を受取るべく、高直濟まざる筈の者には、借銀返辨方或は利拂たりと雖も、内々所務を受取るを許さず、無役の者が高を求め、據なき譯により高直申出難き時は、其の子細を高奉行へ申出の上所務を受取るべく、内々に求めて別人名付の高を所務するを禁ずるとある。[注三一]

給地高の貢租

給地高の正租以下高掛り貢租は、大體藏入高と同じく、高主が之を收納し、また鄕士高には自作高が多かつたが、藩に於いては、その何れについても出物出米を徵した。

出物・出米

出物・出米は前時代の段錢・段銀に當り、從つて、之を段銀、出物藏を段銀藏とする遺稱も存した。また元祿・寶永頃までは高役銀とも稱して、元來、軍役米の意を有し、平常、江戸・上方・長崎等に於ける勤役を分擔させる意味で、江戸・京・大坂詰の入費を計算して賦課し、且つ殆んど常に財政補充のため加徵し、一部は苦勞米として領内出張の賄に充てた。百姓が負擔する賦米と同様の取扱とし、出米は出物藏に收納した。

納期

初めは、銀・錢・米等一定してゐなかつたが、後には出米とし、眞米・赤米半分づゝを原則とし、一定の立値で銀納を許した。[注三二]

納額の率

納期は、時代により夫々一定し、未進分に對しては高を没收した。元和四年十月廿五日、佐多忠充宛、家老島津久元等の狀には、期限を正月とし、二月に至り未進の時は、未進銀二匁に付高一石を没收するとあり、[注三三]元祿十四年九月十四日の國遣座達には、先例の通り、翌年三月以後未進の者は高を没收するとある。[注三四]

納額は初め一定せず、殊に慶長年間前半には、臨時の出費毎に賦課してゐる。即ち、慶長八年には、家久帖佐行等三件につき夫々高四石に錢三文、同九年には、

藩財政と出物出米の增額

家久上洛につき石別錢十文と米五合、外二件につき高五石に夫々錢二文八分、錢一文四分、同十年には、伏見藩邸成るにつき石別錢四文四分の賦課であつた。其の後は多く出銀で、額も漸增した。卽ち、以下石別賦課で、慶長十二年の銀七分、同十三年の琉球出兵につき銀三分三厘及び米三合二勺七才、同十四年の銀四分、同十五年の銀五分、同十六・七年の各銀一匁、同十八年の銀七分、同十九年の銀一匁一分二厘三毛五才等である。元和以降は、藩財政の必要から更らに增額となり、元和元年の一匁、同二年の七分、同三年の一匁三分より、同四年には初め一匁四分（錢三百五十文・米一斗一升七合）の處、後に二匁とし、同五年の一匁五分（米一斗一升七合）、同七年の一匁四分（米一斗二升）となり、寬永に至り、同六年は五分或は一匁ともあり、翌七年乃至十年は一匁五分、但し、十年の定では、小身衆は五分、高千石以上は舟段銀五厘づゝとある。　同十一年は一匁、同十二年は二匁八分の處、江戸藩邸火災につき三匁五分とし、同十三年は二匁八分（二匁と、二匁一分三厘ともあり）、同十四年は二匁（二匁三分、同十五年は二匁一分（二匁一分三厘ともあり）となつてゐる。　次いで、寬永十六年は米六升六合、同十七年は八升（眞赤半分づゝ）、同十八年は銀一匁、同十九年は銀一匁五厘、同廿年は米三升三合で、以後は例年出米とし、貞享年間までの內最低は延寶二年の四升一合、最高は正保二・三年、慶安元年の一斗一合である。　貞享二年乃至元祿十三年は年々八升一合で、其の後高低があつたが、寶永元年に至り、八升一合（眞赤半分づゝ）を定式出米としたといふ（同年重出米の始めは延享三年ともいふ）。　併し、其の後も高低があり、定式以上・以下の年を擧げれば、寶永二年乃至四年は七升六合（寶永四年は七升二合ともいふ）、同七年は一斗一合（八升一合ともあり）、享保四年は一斗一合（八升一合ともあり）、また同十二・三兩年は、諸士救助のため七升一合（眞赤半分づゝ）とし、同十五年は一斗一合、同十六年は八升九合、同十七年には、初め七升五合とし、後に飢饉の故を以て六升六合に減額した。　爾後延享二年までは、多く定式以下の六升一合乃至七升八合で、定式以上は、享保廿年の八升六合及び延享二年の八升五合の二回であつた。　然るに、延享三年には、一躍一斗三升一合とし、卽ち、定式八升一合（內一合苦勞米）・重五升とし、卽ち、重出米の稱の始めといふ。（注三五）　爾後、財政狀態に應じて時々重出米を定めた。

出米の總額を見るに、例へば、文政九年分は、出米掛の高五十七萬千三十一石に對し、出米六萬二千三百二十二石で、其の內譯は左の如くである。（注三六）

文政九年出米總計とその內譯

	石高	出米額
鹿兒島高	三四一、六〇七石	三七、七〇七石

重出米

石別出米八升一合・重出米三升
當損・永損・上見々掛弁に櫻島燃に付引入高、重出米免除

諸鄕
石別出米八升一合・重出米三升五合
永損・當損・上見引入高、重出米免除
金山附高・諸買入高・上地高・藏入附佛餉料
石別出米八升一合・重出米三升
永損・當損・上見引入高、重出米免除
外に、金山附新仕明、出米免除
國分正八幡宮油田・白鳥山市來阿彌領、出來免除
櫻島燃に付無納地、出米免除
琉球國司領、石別九升六合

次に弘化四年乃至嘉永二年には、前記の給地高に對し、左の如くであつた。〔注三七〕

		弘化四年	嘉永元年	嘉永二年	平均
出米		三三、四、五九二石	三七、一三九石		
出米代銀納		七、〇一五兩	五六八		
重出米代銀納		一二、四、三〇七兩	一四、四〇一		
出米	金	一一、〇九九兩	一四、三五九		
重出米代銀納	金	三、九七九兩	四一		
出米	金	四五、二一二石	一、一六六		
出米代銀納	金	一一、〇九九兩	一、一五〇		
重出米代銀納	金	三、九七九兩	一五		
出米	金		四四、三二一石		
出米代銀納	金		一〇、四三〇兩		
重出米代銀納	金		一、四五七兩		
出米	金			四四、二五一石	
出米代銀納	金			八、九九五兩	
重出米代銀納	金			二二兩	
出米					四四、五九四石
出米代銀納					一二、〇六一兩
重出米代銀納					

外に、琉球の出米・重出米・賦米定額一〇、〇八二石、之は反布等注文品代米に差引き、餘は同地用米とし、内五十石は糸荷積船足堅用に積登せ、鹿兒島出物藏に納める。

後年、三升乃至五升の重出米賦課は例年の事となり、諸士の困窮を將來し、納附困難の者も多かつたといふ。天保財政改革前、重課の故を以て、出米座を設け、納附困難の者には減價金納とする法を設けた。初め定式出米は現米の藏納とし、重出米のみ減價の出米座證文を以て計算したが、後には共に藏納を減じ、多く出米座證文を以て計算するに至つた。當時の納附期限は四月で、之を經過すれば、高を沒收する法であつたから、年々四月中旬より高奉行が督促して、高沒收に及ばざる樣周旋したが、未濟者が多く、五月になれば、白晝燒灯を持つた足輕が督促し、遂に節句後に及んだ。之は惣出米に對し、止むを得ず出米座證文を許されんと望む處から起つたといふ。且つ、當時は江戸詰の賄料、また國許に於いても扶持の不渡があり、高を賣る者多く、高一石の代銀も、上は二十四、五貫、下は十二、三貫で、少しく貯蓄ある者は爭つて之を買ひ、高所有者は表面に相違し、四月の納期切迫すれば、困窮人の名を以て出米座證文を許された。仍て、天保財政改革に當り、給地高改正と共に、此等の舊習を一洗したといふ。

而して、給地高改正は軍制改革に伴つて行つたもので、弘化四年十一月、家老

島津久寶等より其の改正令を達した。卽ち、諸士給地高は先祖の勳功或は家格・勤役の高下に應じて給與せられ、高上り・高持成の規定があり、平生の公務を始め非常の準備に至るまで、其の分限を守つて任務を盡させて來たが、近來持高につき名實相違するに至るにより、舊規通りに改正を行はしめるといふのである。仍て、格外に高を買入れた者には制裁を加へ、悉く高を沒收すべき處、今回は之を宥恕する事とし、若し買入高を以て他人名義とする者は、明年三月限り、高直或は脇方へ附屬を出願する事、未だ名義を變更せざる買入高及び貸金抵當として、所有する高に關しては、其の鄕・村・門名幷に理由を詳記し、明年二月限り高奉行へ屆出る事を命じ、更らに、取込拜借滯納者の高賣買も今回限り高直を許し、返上方には其の高の內より追つて吟味次第上納せしめる事とし、跡職未定の者、幼少にして勤役なき者にも今回限り高直を許し、また鹿兒島士・鄕士間の高轉買は禁制なるも、往々之を犯す者あり、かゝる者は相互に返還するか、買入高直を許される者に附屬せしめるか一を選び、明年三月限り出願する事等を達した。次いで十二月、島津久寶・調所廣鄕より給地高改正治定の上、持高分限に應じ軍賦を定める筈と達し、且つ軍役方掛川上久美・川上久齡・鎌田正純・喜入久高に諸士給地高改正掛を命じ、更らに夫より、改正中の混亂に備へ、或は改正の進行を計るため種々の令達を發し、翌年六月頃までに、略ゝ改正の成功を見た如く、嘉永元年八月には、軍役人數賦を布令した。海老原清熙の記す處によれば、凡べて寄合以上より平士まで、給地高混亂の弊を正し、大身・重役・社寺等に障碍の情實もあつたが、遂に成功し、軍制の基礎となつたといふ。[注三八]

〔注　一〕舊記雜錄追錄卷九六　歷代制度無卷第一
〔注　二〕舊記雜錄追錄卷二
〔注　三〕大御支配次第帳　薩藩例規雜集卷二三　鹿兒島藩租額事件　租稅問答　西藩田租考卷下
〔注　四〕鹿兒島藩租額事件
〔注　五〕歷代制度無卷第一
〔注　六〕歷代制度卷六上
〔注　七〕薩藩政要錄卷二
〔注　八〕御高頭並上納物取調帳（自弘化四年秋至嘉永二年秋）
〔注　九〕歷代制度卷六上・五二貞　薩藩例規雜集卷一一　官職秘考卷下　西藩田租考卷上
〔注一〇〕歷代制度卷六上・一七上・五二貞　續舊記集　要用辨覽　西藩田租考卷上　鹿兒島藩租額事件
〔注一一〕歷代制度卷六上・五二貞・無卷第二　薩藩例規雜集卷二・一一　續舊記集　要用辨覽　租稅問答　鹿兒島藩租額事件　西藩田租考卷上　官職秘考卷下　島津國史卷二六・二七
〔注一二〕歷代制度卷六上・五二貞　西藩田租考卷上　續舊記集　要用辨覽
〔注一三〕歷代制度卷六上　續舊記集　要用辨覽　西藩田租考卷上
〔注一四〕薩藩政要錄卷二
〔注一五〕御高頭並上納物取調帳

〔注一六〕大御支配次第帳　西藩田租考卷下
〔注一七〕舊記雜錄後編卷六七　島津國史卷二三
〔注一八〕舊記雜錄後編卷八五
〔注一九〕舊記雜錄後編卷九六　歷代制度無卷第一
〔注二〇〕舊記雜錄追錄卷二
〔注二一〕鹿兒島藩租額事件
〔注二二〕大御支配次第帳　租稅問答　西藩田租考卷下　鹿兒島藩租額事件
〔注二三〕鹿兒島藩租額事件
〔注二四〕薩藩政要錄卷二
〔注二五〕御高頭並上納物取調帳
〔注二六〕舊記雜錄後編卷八六　島津國史卷二五
〔注二七〕舊記雜錄追錄卷八
〔注二八〕大御支配次第帳
〔注二九〕歷代制度卷四七上　同卷六六（柚崎本）　鹿兒島藩租額事件　直竿見合御證文其外帳面調樣等書拔　舊記雜錄追錄卷六・九七
〔注三〇〕歷代制度卷四七上
〔注三一〕舊記雜錄追錄卷七七　歷代制度卷四七上　薩藩政要錄卷三
〔注三二〕歷代制度卷六下　西藩田租考卷下
〔注三三〕舊記雜錄後編卷七三
〔注三四〕歷代制度卷六上
〔注三五〕舊記雜錄後編卷五七・六五・六七・七〇・七二・七三・八四　歷代制度卷六上・四八　西藩田租考卷下　島津國史卷二四—三一　鹿兒島藩租額事件
〔注三六〕薩藩政要錄卷二
〔注三七〕御高頭並上納物取調帳
〔注三八〕藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衞門廣鄕履歷概略　薩藩政改革ニ係ル件　舊記雜錄追錄卷一六三・一六四

第五章　藩の職制

藩内政治は、もとより、藩主の支配に屬するが、其の家政を含む政務の執行については、役座、卽ち、役所及び役職を設け、藩士中より夫々の地位に任じたのである。先づ、城代・家老・側詰・若年寄・大目附を首腦の役職とし、此の内家老・若年寄・大目附を三役といふ。夫より下の役職は多種多様に亙り、其の間格式・待遇の差別があり、席次等により一定の役順も存した。此等は時代により相違があり、後に役職名を擧げて說明するが如き順序は、大體中期以降に於ける役順である。其の他、格式・待遇上の點について云へば、凡そ吉貴代に定まつた任命についての形式により、若年寄以上は藩主申渡の役、大目附以下、後に示す處の役順に於いて小十人頭までを家老直申渡、卽ち、直觸の役、次いで、作事奉行・普請奉行以下を用人申渡の役とする。各役職に任ずる者の家格も略ぼ一定してゐるが、格式外の登庸も多く行はれ、其の場合、例規によつて家格を引上げられる事もあつた。大目附以上は、駕籠或は騎馬で槍を持たせて出勤する役とし、卽ち、重役の格式を備へ、其の他、大體に於て、鷹匠頭見習までを肩衣を掛けて勤める

役座
三役
藩主申渡の役
家老直申渡の役
用人申渡の役
大目附以上の格式

御役人と役人

役とし、以上に對しては特に「御役人」と稱する。其の他、書役等に至るまでを羽織袴で勤める役とし、單に「役人」或は小役人と稱する等の差別を存した。[注一]

役職の賄料

次に、各役職には何人賦或は何人賄料を給すとの規定がある。此の何人賦は舊稱で、天明五年六月、何人賄料と稱する事に改めたのである。之は公務旅行の手當で、其の額は上下一人分一ヶ月米一斗五升・文銀三十匁、江戸詰以外上一人一日米一升三合・下一人一日米六合といひ、また一人分一ヶ月金二分及び一日米四合ともいひ、之によつて從者なる家來・下人を辨ずる。卽ち、何人賄料は從者の數を表はし、夫は役職の格式にも相當する譯である。各役職に對する賄料の規定は、時に變更を見るが、城代及び萬石以上或は藩主子弟の家老六十人、家老五十人、側詰及び萬石以上の若年寄三十五人、若年寄三十人、以下二十數人・十數人・十人・六人・五人・四人・三人等とあり、大體、十人賄料は直觸役の最低、六人賄料は「御役人」の最低である。但し、江戸詰以外には減少する事がある。

役職の役料

各役職には、役料が定まつて居り、側役以上は高を以て給せられ、例へば、城代の役料高はもと二千石とし、家老の役料高はもと二千石の處、藩債增加の故を以て、家老島津久元・同久通は千石を返上したと傳へ、また享保七年、儉約のため半減し、爾後役料高千石とした。夫より役順に從つて定額があり、江戸留守居以下の役料は役料米・役料銀であつた。[注二]また「御役人」以上の役料は特に「御役料」と稱するの差別もあつた。但し、無給の事もあり、持高の多少により給與の有無或は額の多少等の差別を附した事もあると共に石を以て給したが、正德二年正月、改めて俵とした。俵は二斗俵を以て立てたが、實は三斗俵で給與したといふ。從つて、例へば、納戸奉行の役料米七十三俵として、實は米十四石六斗、三斗俵四十八俵餘に當る。其の他、役職により心附高・心附銀の給與あり、天明五年六月、之を支度料、支度銀と改めた。留守居に對する如き妻子養料の給與もあり、筆紙墨代銀、領內出張に對する苦勞銀の給與もあつた。[注三]

御役料

城代

さて、各役職について、逐次說明するに、城代は古く守護代・留守居役・軍代といひ、出陣或は參勤中の留守に任じ、藩主名代を勤める役である。家久代には、島津久賀が之に任じて、正保元年三月其の死去に及び、其の後寬文六年八月、家老北鄕久加が城代兼任となり、時に、家老以下諸士の上遠慮なく上申する事と達せられた。北鄕久加は、翌七年正月（九年二月とも）、世子又三郎（綱貴）の守役に轉じ、城代は

家老

家老座

再び空職となつたが、延寶四年十月、佐多久達（正德元年九月、島津姓を許さる）が任命され、事變の時は萬事指揮する事、家老中決着し難き事を聽き、家老中不和あらば、肝煎すべき事等と達せられた。佐多久達は、延寶八年三月より元祿十年閏二月まで、家老を兼ね、且つ享保三年七月まで、城代を勤めた。次いで翌四年十一月（五月、とも）、島津久當が任じ、同十四年八月其の死去に及び、爾後、久しく空職となり、天保以後、市田義宜・島津久風・同久寶・同久徵・小松清廉が相次いで之に任じた。〔注四〕

家老は初め老中とも云つたが、吉貴代にその稱を廢した。古く、家老は一門・一所持等の大身ではなく、家中の謂はゆる功者衆より任じたが、後年、多く大身より任じた。家老の役所は、初め評定所と云ひ、寶永二年二月、家老座と改めた。家老は執政總理の役で、員數々人として增減あり、或は七家老ともいひ、夫々掛を分擔した。義弘隱居當時、義弘方の家老もあつたが、之は其の藏入を管するのみで、通常の家老とは別であらう。後年、掛の名目は各種に亙り、また夫々變遷がある。享保十二年十一月の達によれば、綱貴代には支配分れず、凡べて表方支配の處、吉貴代に側方・勝手方・兵具所方・廐方書院方を置くといふ。併し、勝手方は、後に記す如く、もと御物座として萬治寬文以前に存し、兵具所方も、家老

家老座の主要なる分課

表方

島津久茂が寬文七年まで兵具掛を勤め、之が兵具掛の初見であるともいひ、系圖・文書の事は古來家老中一人づゝの受持といひ、記錄方の掛を存した。此の如く、掛の分擔は古く行はれたが、漸次に掛の名目が加はり、分課も複雜になつたのである。安永八年四月以後に於いては、奥掛・異國方掛・宗門改掛・勝手方掛・福昌寺掛・南泉院掛・淨光明寺掛・公義流人方・一門家掛（今和泉家掛等四家夫々に置く）・記錄方掛と見えて居る。而して、主要の分課は表方・奥掛・勝手方掛で、其の他の掛は此等夫夫の兼務或は管下に屬すると思はれる。表方は、家老所管中奥掛・勝手方掛等を分けた結果、爾餘の一般事務を此等と區別して稱するものと見られ、表方家老座を置く。就中、幕府・他家に對する交涉、幕府へ宗門改の屆出、諸士の元服・家督・養子・緣組・隱居・知行給與・役職任免、口事訴訟、科人遠流或は社寺營繕祈念・法事等に與つた。また掛の家老一人は異國方掛・宗門改掛を引受けた。之はもと異國方・宗門方で、寬永十二年十一月朔日以後の諸國切支丹改に家老島津久慶が掛となつたのに始まるといひ、安永八年四月、異國方掛・宗門改掛としたもので、天明三年二月、異國方掛を異國船掛と改めた。次に、表方支配の役座を擧げれば、大身觸役所（もと家老座與所といひ、寶曆六年十二月設置、天明六年七月、上の如く改稱）、大目附座、大番頭座、寺社奉行

表方支配の役座

所、當番頭詰所、六與觸役所、用人座、町奉行所、江戸・京・大坂各留守居、兵具所、使番役所、長崎附人、道奉行所、裁許方、祈念方、宗門改役所、異國船掛、長島・甑島各移地頭、琉球在番である。安永末・天明初年の書なる大概記によれば、表方家老座に定筆者十七人、寄筆者三、四人を附屬するといふ。奥掛の起源は不明であるが、もと側方といひ、享保七年六月、島津久當は城代家老勤を以て、留守側方・納戸方・中通方記錄方・奥方（後の大奥方）・尾畔方加役を命ぜられてゐた處を定加役とし、島津久兵・名越恒渡と同じく與る樣命ぜられた。當時、側家老座があつたと思はれるが、之は、享保廿年八月、表方家老座に合し、其の後、側方を奥方とし、安永八年四月、奥方を奥係（後に奥掛）と改めた。即ち、主君側廻・奥向の事務に與り、其の支配の役座は、側用座・用部屋・納戸・廣敷・造士館記錄所・供目附・右筆・鳥見役所・藥園方・庭方・尾畔方・側廻・鳥方・明時館・近習通等であつた。大概記によれば、側方に定筆者四人を附屬するといふ。勝手方掛は、萬治・寛文頃まで御物座といひ、後に國遣座と改め、寶永二年二月、勝手方、後に、勝手方掛としたものである。正保二年十月、家老北郷久加が御物奉行、即ち、御物座の惣裁に任じたのを初めとし、家老の内一兩人が擔當した。兩人の場合は月番とし、一人の時は、若年寄・大目附の内より一人づゝ月番で勤めたといふ。職掌は所帶方諸事、即ち、田地、山方、浦方、海川方、參勤料、京・大坂・國許入用、諸納方、琉球、道之島等に亙り、高出入、所務及び耕作、江戸・京・大坂藏奉行、勘定方、諸金山等を凡べて差引するといふ。厩方書院方能方も勝手方の支配であつたが、寶永二年十月、横目頭支配とし、横目頭の内一人づゝ擔當せしめた。勝手方支配の役座は、勘定所・船手・作事方・高奉行所・物奉行所・山奉行所・郡方・金山方・細工所・屋久島方・代官所・臺所・春屋・道之島各代官等である。琉球掛は古く分局なく、承應三年、家老新納久詮が御物座方を命ぜられた時より始まるかといふ。其の以前、琉球への令達等は大概家老連名であつたが、寛文元年には、新納久詮より三司官宛條書を出してゐる。同三年、久詮退役につき、其の子久了が後を襲ひ、御物座下知及び琉球方を擔當した。其の後延寶六年、評定所詰役新納久辰が琉球方を命ぜられ、元祿十一年、久辰の子久珍が國遣座家老を以て、父の跡に琉球方を命ぜられた。即ち、琉球方は國遣座、從つて、勝手方掛家老の兼務を例とした。後天明三年二月、琉球方を琉球掛と改めた。大概記によれば、勝手方に算用役八人・定筆者五人を附屬し、帳書拔方には寄筆者が勤めるといふ。猶ほ、後期に至り、趣法方の掛が見えるが、之は財政等に臨機の

奥掛の起り

奥掛支配の役座

勝手方

勝手方支配の役座

琉球掛

側詰

若年寄

方策を行ふため、勝手方の外に設けたものである。[注五]

家老に次いで、側詰の役を置いた事がある。天明五年正月、川上久品が之に任じたが、翌六年五月、同人は勝手方家老に轉じ、以後は闕員となつた。卽ち、勝手方掛・鷹掛・鳥掛・尾畔掛に與り、藩主の在府・在國に拘はらず奥に詰め、留守の時は家老座に詰め、國許に於いては勝手方に詰めるといふ。たゞ是より先き正徳享保年間に、側詰或は側詰座なるものが見え、其の後中絶して、延享二年十一月、勘定奉行河野通與が世子附側詰に任じたが、寛延元年正月、同人は大目附に轉じ、側詰は闕員となり、安永九年七月、役人帳より役名を除かれた。[注六] 此の側詰の地位は、川上久品が任じた側詰より一段低い様に思はれる。

若年寄に相當するのは、古く相談役・談合役（談合衆）・詰役（詰衆）・旅家老で、家久代家老の末座に本田親政等六人の相談役を置いたといひ、寛永十二年、山田有榮を家老座詰役とし、寛文七年、島津忠守を談合役とし、翌年正月、之を詰役に轉じた等に見えるものである。其の後、此等の役は中絶し、寶永二年九月、横目頭種子島伊時久が勝手方を兼ね、翌月、役名若年寄と稱すべき旨を達せられ、次いで、横目頭を免せられた。之が若年寄の始めであらう。而して、從前の慣習から談合

役・詰役・旅家老の稱も行はれたが、天明七年七月、此等の稱を廢した。若年寄は時に勝手方等に列するが、主として側廻・儀式の事を統べ、管掌は、安永八年四月以後に於いて、誓詞掛・馬掛・目見方・諸禮事掛・諸役人月次出仕・六與諸士祝儀・連歌掛・連歌作代・首尾・番帳掛・尾畔掛・鷹掛・庭掛・鳥掛・藥園掛とあり、また書院掛・能方は、安永九年七月、大目附支配より移管され、馬掛（既方）も大目附支配より移管されたものであるが、其の年代は不明である。大概記によれば、若年寄員數は增減あり、當時三人とし、筆者は家老座筆者の內より勤めるといふ。[注七]

大目附は、もと横目頭といひ、明暦頃に始まると見られる。是より先き寛永十四年頃より、口事聞衆（口事聞役）があつた。口事とは後に吟味と云ひ、其の節是非曲直を聞屆ける役が口事聞衆である。延寶五年四月、横目頭に任ぜられた島津久邦は、後に口事聞役兼務となり、天和三年二月、横目頭を免ぜられ、口事聞役は元通り勤めた。されば、口事聞役と横目頭とは別であつたが、其の後に至り、横目頭より口事聞役を兼ねた様である。寶永二年九月、横目頭は獨禮の格と定め、翌三年十二月、大目附と改稱し、役所も從前横目座といつたのを大目附座とした。猶ほ、薩陽落穗集（巻上）によれば、横目頭の頃は與頭兼役で、また一人は寺

社奉行兼役とし、寺社奉行には他に專任一人を置く例であつたが、大目附となつてから、重役の內とし、兼役を廢したといふ。大概記によれば、大目附員數增減あり、當時は四人とし、筆者七人を附屬し、職掌は、領內仕置批判調べの事、領內外異常の事、邪宗門、非法、不行跡の者、新儀申立て、或は傍輩中非儀の口事なす者、身分不相應の仕形の者等聞立、諸外城橫目申出調べの事、書院方、能方一人づゝ引受の事、鐵炮改、大改の事、出火の際駈つけて下知の事、勝手方に與る大目附の外評定所に詰めて諸事を聞き、糺明の節は吟味に當る事等である。[注八]

大目附

大番頭は、安永九年七月、創置せられ、役所を大番頭座といふ。戰時、一部隊を統率するものであるが、平時には番帳仕付等に預り、重要政務には參與せず、ただ天明六年七月より、從前月番用人の預つた明所諸鄕を預り、同十一月より、從前小姓與番頭支配であつた新番・一代新番・部屋栖一代新番を支配し、其の後文化五年二月、大番頭は一時廢されたが、翌六年三月、再置と共に、新番の外に從前若年寄支配であつた小番を支配した。[注九]

大番頭

勝手方添役は、堀與昌が數十年勤定奉行を勤續し、享保內檢の係をも首尾よく勤めたにつき、享保十二年十二月、大目附格勝手方添役勤に轉じたのが初見であるが、役名として立てられたのは其の後である。同廿年八月、堀は勝手方家老に轉じ、鎌田政直が勤定奉行に任じて堀の跡を繼ぎ、元文元年十一月、勤方元通りで勝手方添役となり、時に勝手方添役の役名が立てられたのである。寬保元年正月、鎌田は大目附勝手方添役勤となり、同二月、勝手方家老に轉じ、鄕原久雄が大目附勝手方添役勤に任じ、其の後寬延二年九月、川田國福が、寶曆七年十月、桂久中が夫々大目附勝手方添役勤に任じたが、鎌田政直の如く勝手方添役に任じた者はなく、安永九年七月、其の役名も役人帳から除かれた。[注一〇]

勝手方添役

寺社奉行については、歷代制度（卷五一亨）の內に、以前寺社頭といひ、元祿五年、初めて別段に建てられ、法事奉行兼帶であると見え、また官職秘考（卷上）によれば、寬文六年八月、入來院重賴に分國中寺社方の支配を命じたのが起りで、其の後評定所詰役、談合役、橫目頭より兼務もあり、元祿十四年九月、種子島伊時が橫目頭を以て兼務し、翌月、外に樺山忠邦が寺社奉行專任となり、爾後は、橫目頭以上より兼務はなかつたといふ。また、享保十一年二月、祈念方役座を廢し、其の事務は、寺社奉行受持とした。大概記によれば、寺社奉行三人、之に取次役五人、筆者九人、物大工一人、賦大工兩人を附屬し、分國中神社・佛閣の修補・建立、寺院知行方、祈

寺社奉行

念方、出家修學或は昇進のため上方・江戸行の手形證文等の事に當るといふ。

勘定奉行

勘定奉行については、歴代制度（巻五一亭）に寛永十七年以來、其の役名が見られ、札奉行兼帯とあり、官職秘考（巻上）によれば、初め慶長六、七年頃より配當取の役所があり、支配所・勘定所と稱し、其の奉行を支配奉行・勘定奉行と云ひ、元祿十四年十月、中神賴道は勘定奉行・支配奉行兼役を命ぜられ、其の以前算用奉行といふも此の役で、役格は、大體、寶永五年以前の船奉行と同じく、其の後寶永四年十二月、與頭島津久轉・伊集院忠寛・鎌田政弼が勘定奉行に任じ、之より役格も改まつたといふ。翌五年正月、支配所及び支配奉行の稱を停止し、專ら勘定所・勘定奉行と稱する事とした。大概記によれば、勘定奉行三人、外に當時寄役一人あり、勘定方總役兩人、勘定役十四人、帳役人兩人、定筆者四人、時々寄役五、六十人附屬し、高支配方定筆者・寄筆者取込拜借方へ懸り十二、三人程勤め、門割等あり、新支配の節は、外に二、三十人或は五、六十人以上も勤めるといふ。職掌は、金・銀・米穀、其の他諸色役人取拂帳勘定方、知行方目錄、鹿兒島中士屋敷差引等に當る。（注一二）

側詰小姓頭

側詰小姓頭は、寶永四年、米良重年（後の比志島範房）が側用人に任じ、次いで、大目附格となり、側詰小姓頭を兼務したといふに見え、此の役は享保頃より闕役となり、

小姓與番頭

安永九年七月、役人帳から削られた。（注一一）役格は小姓與番頭の上であるが、職掌等不詳である。小姓與番頭は、初め與頭といひ、寛永十九年十二月、城下士十與を設け、與の長として置いたに始まり、天明六年七月、小姓與番頭と改めたのである。其の沿革等は、小姓與の說明に際し、既に記した如くである。（注一三）當番頭は城の番に當る役で、初め番頭と稱し、寛文頃の創置かといひ、天明六年七月、當番頭と改めた。古くは參勤に隨從し、一人づゝ江戸詰とした。後に用人の兼務とし、次いで、與頭の兼務を例とし、大概記によれば、專任の者あるも、人數は一定せずといふ。其の後文化十三年六月、小姓與番頭を專務とし、その當番頭兼務を免じた。（注一四）次に、正德三年三月に置いた奏者番があり、從前用人より勤めた禮事の披露を掌る役で、時に、與頭番頭島津久品・北鄕久度・新納久敦・川上久映・平田宗房・高橋種房・用人義岡忠守・相良長規へ加役を申附け、其の後、過半與頭の兼務とし、用人の內よりも人により申附けた。また奥奏者番は側用人兼務といふ。（注一五）

當番頭

奏者番

側用人

側用人は、表用人・勝手方用人と共に、用人を分けたもので、用人は、家老の申附及び家老へ上申の取次に當り、もと申口役・申次役、次いで使役（使衆）といひ、延寶年間、用人と改め、役所はもと用人帳所といひ、寶永二年二月、用人座と改めた。側

用人座

用人は、寶永四年九月、側目附米良重年・菱刈重格・市來家貫・弟子丸宗武が初めて任じ、安永八年四月以後に於いて、奥掛・記錄方掛・納戸方掛・側奏者番・公儀内證方掛を受持つた。表用人は、側用人と區別して用人をかく稱し、同じく公儀用人數改掛・小普請銀改掛・馬掛・南泉院掛・鐵炮改掛・異國方掛・宗門改掛を受持つた。勝手方用人の内一人づゝを同じく所帶考方・道之島掛・琉球方掛に配した。[注一六]

町奉行

町奉行は、三原重種に始まるといふ。同人は慶長十七年頃より家老に任じたから、町奉行であつたのは夫より前で、山田有榮・蒲地備中が次いで任じた。古く用人より兼務の事もあり、後に員數兩人となり、大概記によれば、之に筆者四人を附屬し、職掌は、城下三町差引、卽ち、町の地頭に當り、また他領往來・商賣出入改差引、町屋敷出入差引、町方口事内聞及び披露等に當る。[注一七]

側役

側役は、初め近習目附・目附といひ、寬文頃より見えるが、寶永二年九月、側目附、享保三年正月、近習役、更らに安永九年七月、側役と改めたのである。其の役所は近習番所とし、天明元年六月、側役所、同二年九月、用部屋と改めた。大概記によれば、側役員數五、六人、側役並員數不定、内三人づゝ繰廻しに江戸詰とし、徒目附八人筆者五人（徒目附を附屬し、職掌は、側用人差支の節、同前に側廻用筋取次を勤め、出火の節火元へ駈付差引の事、小姓方支配の事等である。[注一八]側役並は初め小納戸役が廢せられ、寶永二年十二月、小納戸役之格は近習役之並となり、役順使番次であつた。次いで正德末・享保初年に、近習役は引役となり、近習役並のみ殘り、明和八年十一月、後の近習役の次と定まり、近習役が側役となると共に、近習役並は側役並となり、天明五年正月、廢止となつた。[注一九]

目附

寶永二年九月以降、目附なる役があり、もとは吟味役或は十人衆で、寬永廿年、諏訪兼利は吟味役に任じ、正保年間に、肥後盛行が十人衆を勤めたと見える。併し、慶安以後十人衆の稱はなく、貞享頃、吟味役を奏者番と改め、元祿十年二月、再び吟味役に復し、寶永二年九月、從前の目附を側目附と改めた時、吟味役を目附と改め、また表目附とも稱したが、正德二年正月、廢止となつた。其の吟味役と稱した時より、琉球在番奉行や、寬文・延寶頃の惣山奉行も吟味役より勤め、或は京大坂藏奉行・町奉行・久見崎奉行も此の役より勤めた事がある。[注二〇]

江戸留守居

江戸留守居は、寬永十六年、新納久詮が任ぜられたのが始めで、同廿年、同人は家老に任じたが、引續き在府し、幕府より留守居の用ある時は出頭し、其の後慶安中には、相良賴喬・三雲定直が別に在任した。或は、寬文以來此の役名が見え、

伊勢十兵衞に始まるともいふ。大概記によれば、定員四人で、一人づゝ十ケ月程鹿兒島に居り、其の外は在府し、藩主の登城等に隨ひ、また江戸に於ける情報を蒐めて勤向の事を上申し、藩主在國中上府の使者を案内し、老中、其の他役人・諸侯への交渉等に當る役で、留守居一人に筆者兩人を附した。

京都留守居

京都留守居はもと京都藏奉行と云つた。初め慶長九年、京都木下に邸地を受領した時、家老樺山久高が留守居となり、作事に當つた。其の後、屋敷は室町四條下ルに、次いで、錦小路高倉西入ルに移つた。京都藏奉行創置の年代は不明であるが、寛永元年、新納久詮が京大坂藏奉行に任じ、其の以前、京都に藏奉行はなく、大坂藏奉行兼務であつたかともいふ。寶永元年十二月、京都留守居と改め、爾後、家老直申渡の役とした。もと一人役長詰であつたが、正德四年正月より、二人役交替勤務とした。大概記によれば、京都留守居兩人、一年づゝ交替勤務、附屬の算用役一人一年代り、筆者三人・買物役二人・藏役人二人、何れも二年代りといふ。其の職掌として、藏の出入所帶方の事、また白糸・玉金拂方に當る。

大坂留守居

大坂留守居は初め大坂藏奉行といひ、其の役名は慶長初年より見え、寶永元年十二月、大坂留守居と改め、爾後、家老直申渡とした。もと一人役長詰で、正德三年十二月より、二人交替勤務とした。大概記によれば、大坂留守居兩人一年づゝ交替勤務、附屬の橫目二人・算用役一人、共に一年代り、買物役二人・筆者四人・藏役四人、共に二年代り、但し、筆者二人は大坂居附といふ。其の職掌として、藏の出入、所帶方の事、また仕登米・生蠟・黑砂糖・菜種子等國產の拂方、江戸用銀調達、江戸交代の者に供する乘船等の手當に當るといふ。

納戸奉行

納戸奉行は、古く荷物役・荷物奉行といふ。寬永末頃より南戸役の稱が見え、明曆年間には、奥南戸役・表南戸役と見えるといひ、其の後、納戸奉行と改めたのである。正德元年十二月、家老直申渡とした。大概記によれば、納戸奉行員數五人、附屬の腰物役二人・時計役二人・筆者三人・藏役二人である。職掌として、支度方・振廻方・差引、平常膳方包丁人・料理人等下知、納戸附屬奉公人差引等に當り、凡べて藩主座所へ缺かさず罷出るといふ。また天明三年二月の定に、小納戸と共に膳番加役として勤め、膳向の事を擔當する事とある。[注二]

物頭

物頭は初め兵具奉行といひ、義久の頃より見え、寶永元年十二月、物頭と改め、爾後家老直申渡とした。但し、役所は終始兵具所と云つた。大概記によれば、物頭員數十五人、附屬の檢者二人・筆者三人・藏役四人とし、職掌は、兵具所主取の

事、弓頭・鐵炮頭・長柄頭と職分けあり、道具衆なる足輕を差引・下知し、藩主公式の出向には先供となり、科人ある時は足輕を遣し、糺明には足輕を隨へて詰めるといふ。天明二年二月、鑓奉行・弓奉行・鐵炮奉行を置き、何れも物頭より兼務したが、寛政十年正月、物頭專一の勤務を除き、兵具方の勤務は三奉行夫々受持に勤め、當番は三奉行繰廻しに勤める事とし、三奉行の惣名を物頭とした。[注二一]

近習役

近習役は光久の頃に始まり、寛文中にも其の役名が見え、寶永三年當時、役順物頭次であつた。享保三年正月、側目附を近習役と改めたが、其の間に、以前の近習役は廢せられた。守殿添用達は、繼豐夫人竹姫入輿につき、享保四年十月に設けられ、安永元年、其の逝去と共に廢せられた。[注二二]

守殿添用達

船奉行は、文祿役中より見える役で、其の役所は船手である。また久見崎船手在番の船奉行或は久見崎奉行・久見崎船奉行があつた。久見崎船手は島原一揆の際に見られ、是より先き家久代に、水引星原に船手があり、船奉行が在勤したといふ。卽ち、星原の船手が高江久見崎に移された様であるが、久見崎船手にも船奉行が在番した。寶永六年八月、物頭郡山地頭上村行隆を久見崎奉行に任じ同時に、船奉行の久見崎在番を差留め、久見崎奉行を以て同地船手に

船奉行

使番

在番し、船奉行と同じく勤めしめる事とした。同年九月、上村行隆は高江地頭に補したが、翌七年正月、病死につき、山田有壽が久見崎奉行に任じた。同人は、其の以前、長島移地頭で川内以北の目附を命ぜられてゐたが、久見崎奉行に任ずると共に、目附は元の如く、高江地頭に補し、次いで、山田・百次・隈之城・高江・東郷・中郷・高城・阿久根・長島・野田・高尾野・出水の衆中各一人を附屬の目附役とされた。同年九月、山田有壽は用人に轉じ、久見崎奉行は廢止となり、岡元重隆が久見崎船奉行に任じて同地に在番したが、正德二年三月、鹿兒島で船奉行に轉じ、佐多直房が久見崎船奉行に任じ、享保十九年、同人が病死して久見崎船奉行を廢し、同年七月、久見崎へは船奉行の内より四ヶ月づゝ繰廻しに詰める事とし、安永二年十一月、之を三ヶ月詰とした。

大概記によれば、船奉行六人、檢者四人、筆者七人、惣大工二人、船頭一人、脇船頭三人を附屬し、職掌は、參勤交替の船立に隨ふ事、領内諸船差引の事、兩船手・荒田濱・七島・三島支配の事、久見崎船手へ一人づゝ交代勤番の事、諸浦支配幷に浦方訴訟事取次、勝手方へ披露の事といふ。

使番は寶永二年五月、江戸に創置され、是より先き、用人より兼勤の役場といふ。大概記によれば、使番の員數六人、附屬の筆者六人、職掌は江戸・鹿兒島共に

使者・進物の事を管し、時宜により使者を勤めるといふ。[注二四]　小納戸頭取は、天明二年二月、創置せられ、時に小納戸早川兼以が任じた。勤方は小納戸の通りで、其の頭取とし、また隱居附小納戸頭取を置き、小姓頭取兼帶とし、文化五年十月、爾後小姓頭取は小納戸頭取より兼務の事とした。[注二五]　次に、小納戸役の役名は貞享頃より見え、元祿頃、河野通行は小納戸役で近習衆並取次を勤めたといふ。寶永元年十二月より、小納戸役は家老直申渡の役と定めたが、翌年、廢された様である。[注二六]

小納戸役

廣敷用人

廣敷用人は、もと奥家老・納殿代官・納殿役人に當る。安永七年五月、納殿を廣敷、納殿役所を廣敷役所と改めると共に、納戸役人を廣敷頭と改め、更らに天明六年七月、之を廣敷用人と改めた。猶ほ、守殿添用達は、享保十四年十一月、守殿方納殿役人を改稱したものである。大概記によれば、廣敷頭五、六人、奥向凡べて引受け、廣敷番・同横目、附屬の與力・同心を支配するといふ。[注二七]　教授は、初め聖堂奉行と云ひ、安永六年六月、記錄方添役聖堂方掛勤山本正誼を以て初めて任じ、天明六年十月、教授と改稱した。[注二八]　右筆頭は、天明六年正月の創置で、時に右筆折田常親を以て之に任じ、右筆方主要の事を始め入用向等專ら差引するといふ。[注二九]

教授

右筆頭

小十人頭

普請奉行

小十人頭は、天明七年七月、小十人組と共に、其の頭役として置かれたが、小十人組に組入の者なく、享和二年九月、小十人組・小十人頭共に廢止となつた。[注三〇]

普請奉行の役は前時代より存し、寬永頃、定役兩三人、外に作事により臨時に任じたといふ。其の後天和元年まで、普請奉行四人を置いたが、同八月、普請方中取を置き、爾後普請奉行は見えず、元祿十四年の江戸芝藩邸作事に用人野村廣貞を普請奉行とし、之に普請方中取隈元宗張を附屬した。卽ち、平常は普請奉行を置かず、萬端は中取役が擔當し、必要により用人等より普請奉行を兼ね、中取役を指揮したのであらう。寶永四年十二月、中取役を廢し、再び普請奉行を常置し、谷山忠昶・阿多俊名・種子田秀延・尾上信茂を之に任じた。大概記によれば、普請奉行の員數五人、定檢者十四、五人、惣大工三人・添大工四人、筆者六人・藏役六人を附屬し、職掌は、普請幷に修補受持、諸外城假屋同斷とある。天明三年十月に至り、普請とは道・橋・土手・川工事の類を稱し、家屋造作等は作事と云ふと定め、從前の普請方を作事方、普請奉行を作事奉行と改め、別に普請奉行を置いたが、之は作事奉行の兼務とした様である。また一に作事奉行を置くは天明四年九月ともいふ。其の後、普請奉行は勤方なく、享和二年九月、之を廢した。[注三一]

記錄奉行

記錄奉行は、もと文書奉行で、古くは家老の内一人記錄方として系圖・文書の事を擔當したのみであつたが、家久代に初めて義岡久喜に文書奉行として、系圖・文書・書物等の保管を命じ、光久代に、文書奉行平田純正は家譜編集を命せられ、正保二年冬より着手して、明曆三年正月、成就し、之より記錄奉行の役が建つたといふ。尤も、以前の文書奉行・書物奉行を兼帶とした。平田純正及び同役大田久知は共に納戸奉行を以て記錄奉行を兼務し、一に平田は用人であつたともいふが、其の後は納戸奉行よりの兼務はなかつた。大概記によれば、記錄奉行三人、添役又は稽古三、四人、筆者四人を附屬し、職掌は、系圖及び古來の書付等を調べ、且つ保存する事、當時の書付の後代に殘すべきものを寫して文庫に納める事、士の筋目、系圖の由緒を糺す事等である。〔注二二〕

長崎附人

長崎附人は、承應元年二月、藥丸大炊兵衞が長崎詰として遣されたのに始まり、延寶年間の記錄には長崎留守居とある。古く兩人役で交替に在勤したが、後に一人役となり、更らに元祿十二年二月、野村盛富を長崎附人に任じた時、先役藥丸兼定と兩人で隔年に在勤し、國許に於いては、平日異國方に詰める事とした。大概記によれば、長崎附人兩人、屋代として町人三人を附屬し、附人兩人の内隔年に一人づゝ三月より十月まで長崎に勤番し、卽ち、毎年九月末或は十月和蘭船歸帆後に、諸國附人と同じく歸國を許され、また領内漂着唐船の長崎送届けについては使者と共に長崎奉行へ申出で、其の他使者派遣の節は、共に長崎奉行方へ出るといふ。猶ほ、天明二年正月、長崎或は他所向には閒役と稱し、内輪では從前通り附人と稱する事とした。

高奉行

高奉行は、元和五年、當時行はれた諸士・寺社の上知に關すると思はれる高奉行四人の任命があり、之を初見とする。大概記によれば、高奉行五人、筆者十人、出物總役三人、鹿兒島出物藏役人四人を附屬し、職掌は、鹿兒島諸外城高出入差引、諸士公用の江戸・京・大坂出張の賦手形を以て出す事、出物藏差引・出米仕登の事等である。〔注二三〕

物奉行

物奉行は、義弘が帖佐に在つた頃より見える役で、寬永廿年五月十四日付、新納久詮宛、光久の覺には、金銀出入の事は物奉行へ談合して差引する事とある。寬文十二年二月には、高橋種十は用人に任じ、比志島國治に代つて江戸高輪物奉行を勤めたといふ。其の後、部屋方・隱居方の物奉行もあつた。大概記によれば、物奉行五人、一人づゝ江戸詰とし、筆者十三人・藏役八人を附屬し、職掌は、所

帶方諸品差引、諸扶持方・諸職人賃飯米手形を出す事等である。[注三四]

道奉行　道奉行は、安永二年七月創置の役で、文化五年二月、一旦廢止したが、翌六年三月、再置し、但し、役所は作事奉行詰所とした。　職掌は、安永二年七月創置の際の達によれば、鹿兒島中を毎日行廻り、町家端々まで、殊に道路惡しき場所或は外廻等を見分し、不良の個所は其の屋敷係り主人へ道造等申渡し、且つ小路の事は從前大目附受持の處、凡べて道奉行の受持とし、水道方及び領内道・橋の事も受持つとあり、其の後天明八年七月、其の受持を城下に限る事とした。[注三五]　大概記には、員數七、八人、小路方凡べて受持とある。

馬預　馬預は、古く馬屋奉行・馬之役に當るが、光久の代に、城下上下の厩に厩別當を置き、享保廿年九月、馬方と改め、安永七年五月、馬預と改めたのである。　其の後文化十一年六月、馬預は小納戸頭取の内より兼務とした。　大概記によれば、馬預六人、馬乘五人・馬醫七人・檢者二人・筆者四人・藏役二人を附屬し、職掌は、主君乘馬を始め、領内牛馬を差引し、每年九月頃牛馬出入勘定を究める事、繰廻し一人づゝ江戸詰で乘馬支配の事、諸所馬牧を差引し、福山・吉野馬追には出張して差引し、賣馬は春秋他領へ廻し、大口に於いて馬改に當る事といふ。[注三六]

小姓頭取　小姓頭取は、天明六年十月新置の役で、奥表小姓・側目附も、天明六年十月新置の役で、奥向、其の他の目代といひ、但し、近習役・側役の前身として、寶永二年より享保三年まで存した側目附とは別である。　文化五年十月、側目附・小納戸は双方兼務とした。[注三七]　小納戸頭取（小納戸より兼帶）・部屋附（抱守より兼帶）もあつた。

小納戸　小納戸は、初め小納戸役といひ、創置の年間不詳であるが、寶永初年に一時廢し、間もなく再置したもので、延享五年正月、目附と兼帶、膳番を加役とし、天明元年五月、小納戸と改めた。　隱居附（小納戸より兼帶）・部屋附小納戸もあり、文化十一年六月、兩隱居附小納戸より側目附・供目附兼務とした。[注三八]　小納戸並　小納戸並もゝと小納戸役並といひ、正德二年八月、相良長陽を任じたのが初見で、天明元年五月、小納戸並と改め、同五年正月、廢止となつた。[注三九]

供目附　供目附は、もとの定供又は定馬廻を改めたものといひ、供目附として寶永三年九月創置ともいふ。　正德三年三月、中通目附と改め、但し、他所向には表目附と稱し、安永七年五月、供目附に復したのである。　大概記によれば、員數七人、職掌は、藩主乘物廻りに隨從し、供廻諸事差引し、諸侯等へ途中辭儀には乘物内へ傳へる事等である。[注四〇]

目附　目附は、もと横目座取次といひ創置の年間は不詳であるが、寶永三年十二月、

横目座を大目附座と改めたにつき、横目座取次も大目附座取次と改め、正徳二年正月、表目附の廢止と共に、大目附座取次を目附と改めた。大概記によれば、目附二十餘人、筆者七人を附屬し、職掌は、大目附座に附屬して用筋及び鹿兒島・諸外城横目より申出を取次ぎ、江戸にも在勤し、目附の内五人は糺明方とし、科人評定所へ召出の節糺明に當り、先例等を調べ、夫等の趣を大目附へ書出し、家老へ達する時は出て披露を遂げる等である。[注四一]　裁許掛は、もと口事奉行といひ、家久・光久代より存し、寛永七年三月、口事奉行を糺明奉行と改め、同時に、口事を吟味、口事場を評定所と改めた。　正徳三年三月、糺明奉行は目附の加役とし、即ち、目附の糺明奉行加役或は糺明方加役としたが、安永七年五月、之を裁許方加役、糺明奉行所を裁許方と改め、同八年四月（九年七月とも）、役名を裁許方掛、役所を裁許掛、とし更らに天明五年六月（六年七月とも）、役名を裁許掛とし、役所を裁許方とした。[注四二]

軍師は、寛政五年八月、初めて甲州流師範家園田成甫が之に任じ、世襲したが、後に記す如く、嘉永元年、軍制改革に伴つて廢止となつた。　右筆は、古くより存し、伊勢貞昌も使役を以て右筆を勤めた事がある。　もと家老座書役より任じた事が多かつた。　猶ほ、寛文頃、側右筆があり、其の後元祿九年、右筆富山十兵衞・岩切一兵衞は側方へ差分けとなり勤めたといふが、之も側右筆と稱したか否か不明である。　大概記によれば、右筆七人、外に稽古二、三人あり、職掌は、幕府諸侯向の書狀、高札・下馬下乘札等を調べる事といふ。[注四三]

廣敷番之頭は、もと納殿役といひ、納戸役とも記した。　貴久の頃に此の役あり、初め廣敷用人はなく、納殿役より奥向を勤めたので、老功の人を以て一切委任したといふ。　安永七年五月、廣敷番、天明六年七月、廣敷番之頭と改めた。　また享保十四年十一月、守殿の納殿役を守殿鎖口添番とした。　大概記によれば、廣敷番二十七、八人、奥向番、夫人等の隨從或は使者を勤めるといふ。[注四四]

山奉行は、寛永四年を初見とするといひ、其の沿革等は第三編第二章に説明する如くであるが、また、大概記によれば、山奉行六人・筆者七人・寄筆者三、四人・山見廻四、五人を附屬し、職掌は領内山方諸所木手形を出す事、毎年領内三手に春秋巡廻して材木を拂ひ、山々見分し、右木代銀を金藏に納める事、關狩山方主取差引の事、用木取下し受持の事、商賣山願出に際し、山床支障の有無、運上銀額を取調べて勝手方へ申出る事等である。[注四五]　次に、郡奉行は慶安二年の創置で、また其の沿革等は第三編第一章に説明する如くであるが、大概記によれば、郡奉行

裁許掛

軍師

右筆

廣敷番之頭

山奉行

郡奉行

十七、八人、附屬の筆者二十人程、寄筆者用次第增減、田地方檢者三十人程、寄檢者六、七十人とし、職掌は、田地仕付及び秋取納物定の事、春初諸所井手・溝用水等の沙汰の事、田畠新竿入幷に古田畠竿入高究等の事、風・水・旱損により定代納困難の節、夫々見分して代成を定める事、諸奉公人江戸・上方・他領へ出張の送人馬差引の事、道橋修補等百姓夫役差引の事、百姓年季奉公聞屆の事、公用紙用の楮を植付けさせ、秋冬に取納めさせる事等といふ。

金山奉行

金山奉行は、第三編第五章に記す如く、寛永十七年永野金山開掘當時、北鄕久加を金山之惣奉行とし、其の下に金山物奉行を置いたに始まり、後に金山奉行・金山町奉行を置いたが、金山衰微に及び金山物奉行のみとした。之が後の金山奉行である。大概記によれば、員數二、三人、職掌は、山子賃米錢手形を以て金山藏より拂ふ事、他國者手形を出す事といふ。

細工奉行

細工奉行は、慶長頃より見え、大概記によれば、員數四人、檢者三人・筆者二人・藏役二人附屬し、其の他、表具細工主取二人・塗物主取二人・鍛冶五、六人・研師二、三人・鑓柄師二人・鐵炮師二人・同からくり師二人・鑄物師二人・青貝師銀金師二人・塗物鞘師二人・繪師四人は扶持米を給せられて平常勤め、外に諸細工人勤日數に應じて飯米を給せられる者あり、細工奉行の職掌は、凡べて細工差引し、諸細工人に下知する事で、但し鍛冶細工の類は普請奉行に附すといふ。[注四六]

宗門改役

宗門改役は、明暦元年、宗門取締のため宗體奉行二人を置いたに始まり、元祿十二年四月、宗體改方、寶永六年九月、宗門改方、安永七年五月、宗門改役と改稱したもので、役所は初め宗體座とし、寶永六年九月、宗門改所と改めた。大概記によれば、宗門改役三人、横目二人、筆者二人を附屬し、職掌は專ら切支丹宗門幷に一向宗禁止の沙汰、宗體方の口事・詮議を司るといふ。[注四七]

鳥見頭

鳥見頭は、安永七年正月創置の役で、時に鮫島常政・石原近喬を以て任じ、勤方は鳥見に同じく、且つ鳥見取次、野留・網差支配に當るといふ。其の後文化五年二月、廢止となつたが、九月、再置された。[注四八]

鳥見頭格鷹匠頭

鳥見頭格は、天明元年正月、初めて之を置いた。山下鷹匠頭は、初め本丸鷹匠頭といひ、天明元年五月、尾畔鷹匠頭と共に役名を立てられ、時に小納戸並佐久間村賢が納戸役本丸鷹匠頭兼務に、鷹匠頭尾畔預毛利元珍が本丸鷹匠頭に任じ、次いで翌二年六月、本丸鷹匠頭を山下鷹匠頭と改めた。[注四九]　尾畔鷹匠頭は、もと尾畔假屋守で、尾畔假屋創置の年代は不詳であるが、最初肥後某が假屋守を勤め、萬治元年十二月、宮内源内が任じた。　正德三年正月、尾畔奉行、安永六年五月、鷹匠頭尾畔預、天明元年五月、尾畔鷹匠頭と改めたのである。　猶ほ、

享和元年九月、山下鷹方を廢し、其の掛役は尾畔に勤め、山下鷹匠頭・尾畔鷹匠頭共に鷹匠頭と稱する事とした。文化五年二月、鷹匠頭は廢止となつたが、九月、再置された。[注五〇]

同朋頭　同朋頭は、初め茶道頭といひ、寶永五年九月、江戸に於いて長瀏萬阿彌が初めて任じ、明和七年閏六月、同朋頭と改稱した。員數一人とし、天明五年十一月の達によれば、禮席に同朋頭を掛とし、向後家老より奏者番・用人・目附、其の他へ表立たざる申達、向々より家老へ申出等其の取次により、同朋頭差支あるか、居合さざる時は、數寄屋頭・表同朋、奥向の事は奥同朋より同斷取計らふ事とある。また天明七年正月、隱居附茶道頭を置き、奥同朋福崎琢阿彌を以て任じ、文化五年十月、茶道頭の役名を立てた。

茶道頭　記錄方添役は、寛保元年十二月の創置で、時に記錄方稽古安藤茂喬・吉田清紀・日高爲常が任じた。

記錄方添役　作事奉行見習は、初め普請奉行見習といひ、安永四年六月の創置で、天明三年十月、作事奉行見習と改めたが、別に又普請奉行見習を置いた。[注五一]次に、物奉行見習は、安永六年正月創置された。

作事奉行見習　馬預見習は、寛政二年正月創置せられ、勤方は馬預と同じである。唐船改は初め異國座中取といひ、元祿二年閏正月、四元忠昭が任せられたのを初見とし、

馬預見習　唐船改

享保十年十一月（正徳三年十二月ともいふ）、唐船方受込、安永七年五月、唐船方、天明三年二月、唐船改方と改稱したもので、員數四人ともいふ。

寺社方取次　寺社方取次は、初め寺社方中取或は寺社奉行所中取といひ、寛文中より見え、一人役であつたが、延寶三年五月、兩人とし、貞享三年八月、更らに一人を加へ、漸く人數不定となつた。正徳三年八月寺社方（天明三年二月かたと改めた）取次と改め、享保初め頃までは寺社奉行所取次或は寺社所取次と記した事もあるといふ。

祈念奉行　寺造營の沙汰、寺院・社家よりの申分を寺社奉行へ取次ぐ等である。[注五二]猶ほ、古く祈念奉行があり、萬治三年、是枝右京は奥看經方となり、夫より綱貴代まで勤めて祈念奉行に任じ、寛文五年、時任義巖は奥看經所香番となり、寶永二年、看經方祈念奉行兼役を命せられたといひ、其の後正徳年間には、祈念方と見えてゐるが、享保十一年之を廢し、寺社方取次の加役に祈念方勤を命じた。[注五三]

勘定方小頭　勘定方小頭は、初め勘定所中取役といひ、寶永四年十二月、平田宗賀・伊地知重詳を以て任じたのを初見とし、當時の創置と思はれる。正徳三年八月、勘定方（天明三年二月かたと改めた）小頭と改めた。大概記によれば、員數八人といふ。次に、勘定方吟味役は享保初年より同末年まで置かれた役である。

藥園奉行
庭奉行

藥園奉行は、寛政四年十二月、創置せられ、時に庭奉行大田用嵩・表小姓村田經陶が任ぜられた。附屬の藥園掛八人・書役三人（内一人書役助）といふ。〔注五四〕庭奉行は、天明三年十月、創置せられ、相良常政が庭奉行藥園掛に任じた。文化五年二月、廢止となつたが、後再置したものゝ如く、翌六年五月、又庭奉行を廢して鳥預頭取兼務とした。猶ほ、天明六年七月創置の磯奉行は庭奉行の加役で、之は磯屋敷・茶屋及び庭等に關する諸事を管掌した。此の以前にも磯奉行があつた。磯屋敷はもと鎌田政近に給した大磯下津濱門山下屋敷といふ地であつたのを、萬治元年、用地として假屋を建てたもので、其の後、假屋守を置き、役格は尾畔假屋守同格とし、正德二年の定では茶道頭上であつた。同三年正月、之を磯奉行と改め、次いで、吉貴が隱居して磯に住んだので、磯奉行を增員したが、延享四年十月、其の逝去の後、之を廢したのである。〔注五五〕尾畔奉行は、安永六年五月、鷹匠頭尾畔預と改めた事は前に記したが、之と別に、天明四年十一月、新しく尾畔奉行を置き、鳥見赤崎丹四郎を以て補し、從前鷹匠頭職掌の内鷹方へ掛る事以外凡べて管掌する事とした。文化五年二月、廢止となつたが、後に再置された樣である。〔注五六〕鳥預頭取は、天明三年、鳥見梅北種五郎が鳥見頭格庭方鳥預頭取勤を命せられ

磯奉行

尾畔奉行

鳥預頭取

膳所頭
奥醫師

表方代官と帖佐與代官

數寄屋頭

臺所頭

たのに始まり、其の後、園田喜碩・村田孝右衞門が此の役に在つたが、寛政元年閏六月（同二年二月ともあり）、鳥預頭取の役が立てられ、兩人共初めて之に任じた。

膳所頭は、天明五年正月、江戸に於いて石原傳右衞門が初めて任じた役で、規式、其の他招請等重立つた式の時、膳所へ出勤し、平常の勤務はない。〔注五七〕奥醫師は、初め側醫師といひ、安永九年七月、奥醫師と改めたもので、同時に、從前存した側醫師格を廢した。大概記によれば、奥醫師の員數十二人である。〔注五八〕數寄屋頭は、初め書院役人といつた。猶ほ、明暦三年二月の島津久通・町田久則の狀の内に、役人坊主の語が見えるが、之は書院役人の更らに古い名稱であらう。元祿以來、書院役人と見え、安永七年五月、書院方預と改め、天明五年正月、書院方を數寄屋と改めたにつき、書院方預も數寄屋頭と改めたのである。大概記によれば、附屬の筆者五人で、藏役も勤め、職掌は床飾諸道具等の事といふ。〔注五九〕次に、表方代官・帖佐與代官あり、卽ち、藏入收納の役で、其の沿革については既に記した如くである。大概記によれば、表方代官は三人、定筆者五人・寄筆者二十人程を附し、帖佐與代官は四人、定筆者五人・寄筆者二十人程・藏役二人を附すといふ。

臺所頭は、初め臺所代官といひ、天正頃にも見え、元祿頃より臺所頭と改めた。

大概記によれば、員數一人、附屬の筆者二人・藏役二人・料理役二人、外に座横目二人が六ヶ月交替受持で附屬し、職掌は平常料理を出し、附屬藏方を管理する。

春屋役

春屋役は、初め客屋代官と稱し、家久代より見えるといふ。寶永七年三月、客屋を宿屋と改めたので、客屋代官も宿屋役と改稱し、猶ほ、使者等の節は客屋預と稱する事とした。其の後、客屋預春屋役と稱した樣で、享保元年七月、之を客屋評定所預春屋役と改めたといひ、大概記には客屋評定所預春屋役とある。同書によれば、員數一人、筆者三人・藏役四人を附し、職掌は味噌・酢・醬油類調へ方、振廻事の節仕出し、法事の節出家幷に詰衆へ料理調へ方、糺明の節詰人數へ賄調へ方、他家使者・輕使・飛脚等の料理賄方差引、蠟燭調へ方等である。[注六〇]

小納戸見習

小納戸見習は、天明六年九月、奥小姓早川道兼が任じたのが始めで、同閏十月、奥小姓の内より申附ける事と定めた。奥小姓は、もと側小姓と[注六一]いふ。小姓の役名は義久代より存し、其の後表小姓・側小姓と分けたもので、安永九年七月、側小姓を奥小姓と改めたのである。大概記によれば、奥小姓二十五、六人、時々增減あり、主君の給仕・髪月代支度、また隨從・先番等を勤めるといふ。

奥小姓

近習番

贈ほ、天明七年正月の定で、隱居附奥小姓は近習番も兼務とする。[注六二]近習番は、もと側小姓の内より勤めたが、安永九年八月、別に役を設け、側小姓志岐藤右衞門等五人を以て任じ、其の後文化五年十月、再び奥小姓兼務とした。[注六三]表小姓は、寬永十七年の記錄に見え、大概記によれば、員數二十人程で、時々增減あり、主君前の外給仕幷に側廻への用に取次を勤めるといふ。裁許掛見習は、初め糺明方見習といひ、寶曆四年五月の創置で、其の後、糺明方の改稱に伴ひ、裁許掛見習となつた。[注六四]山奉行見習は、寬政十一年十一月、郡奉行見習は、天明元年閏五月、共に初めて置かれた。[注六五]奥同朋は、初め側同朋といふ。而して、古く同朋が側同朋・表同朋と分れたと思はれる。安永九年七月、側同朋を奥同朋と改め、文化五年十月、廢止となつた。大概記によれば、員數兩人といふ。[注六六]表同朋は、享保四年十二月、愛甲季貞を任じたのが初見で、勤方は書院役人と同じといふ。[注六七]

記錄方見習は、延寶五年、伊地知主英が文書見合を命ぜられ、同八年、之を了り、記錄所に詰めて見習ふべき旨命ぜられたのが始めで、元祿四年二月、市來政香・肥後盛香は記錄所見習に任じ、また川上親央は側小姓で之に任じ、後に、記錄方稽古とあり、側小姓・表小姓又は無役中通より任じ、天明三年十月、記錄方稽古を記錄方見習と改めた。右筆見習は、貞享二年、平野友重が右筆所見習學を勤め

表小姓

裁許掛見習

山奉行見習

奥同朋

表同朋

記錄方見習

右筆見習

助教
助教格
學校目附
訓導師
都講
神農堂預
小姓
小坊主

たと見え、其の後、側小姓・無役中通より右筆稽古に任じ、天明三年十月、右筆見習と改めたものである。大概記に、右筆稽古三、四人、時々增減ありといふ。[注六八]

助教は、初め講堂學頭といひ、安永六年六月の創置で、時に長崎通喬が任じて聖堂に勤務し、次いで天明六年十月、助教と改めたのである。また助教格があり、之も初め講堂學頭格といひ、天明四年五月、脇田貞丈が初めて任じた。[注六九]學校目附は、寛政十年正月、創置され、文化五年二月、廢止となつたが、再置され、翌六年三月、又廢止となつた。[注七〇]訓導師は、天明二年九月、創置され、講堂諸生・童子の指南及び講釋等を勤める。次に、都講は、天明七年八月、習書頭取は、寛政九年十月、夫々創置に係る。曆者は、安永八年十月、明時館造立の際、水間良實を任じたに始まる。[注七一]また、神農堂預は、役順不明であるが、もと神農堂守といひ、天明七年六月、神農堂預と改め、醫學院掛の時は、醫學院預ともいふ。[注七二]

小姓は、寛永頃には奥小姓とあり、安永九年七月、側小姓を奥小姓と改めた時、從前の奥小姓を大奥小姓と改め、天明六年七月、小姓と改めたのである。大概記によれば、大奥小姓三、四人、時々增減あり、職掌奥小姓と同じく、奥向へも通じて勤めるといふ。[注七三]小坊主は、初め側坊主といひ、享保九年五月、上原尙以が任じ

奥茶道と表茶道
唐敷醫師と表醫師

たのが初見で、後に小坊主に改めた。[注七四]奥茶道は、初め側茶道といひ、吉貴の代に始まると傳へ、安永九年七月、奥茶道と改め、また表茶道があつた。廣敷醫師は、初め奥醫師といひ、座附士・外城衆中より任じた者は、享保九年二月、之を鹿兒島士とするとし、また同十一年七月の定では、之を奥寄番醫師と稱する事とした。安永九年七月、奥醫師を廣敷醫師と改めた。[注七五]次に表醫師があり、享保九年二月、外城衆中よりも任ずる事としたが、同十一年七月、其の場合には表寄番醫師と稱する事とした。夫より鷹匠世話役・鳥見・廣敷横目等の役あり、鳥見は、初め表横目の内より申附け、安永七年正月より、側横目に申附ける事とした。[注七六]

廣敷横目
徒目附

廣敷横目は、初め奥横目といひ、享保十四年十一月、守殿附奥横目を守殿大番目附と稱する事とした。奥横目を廣敷横目と改めたのは安永七年五月である。[注七七]徒目附は、初め歩行目附といひ、正德二年二月、徒目附と改めた。[注七八]表横目は監察役で、諸所を巡廻し、町方事務及び江戸・京・大坂詰等もあつた。寛永十七年二月、横目役二十六人が任命され、誓詞を出して居り、之が始めかといふ。正德二年十一月、家老北鄕久加は取次を以て伊地知重昶等四人に横目を命じ、諸外城手分け廻勤の上、所々曖より人柄見合せ横目を選ぶ事を達した。時に、諸外

外城目附
座目附と表目附

城一統に所役の横目を置き、卽ち、外城横目で、横目が之を指揮したと思はれる。其の後、横目は、次の座横目に對し表横目と稱した。大概記によれば、横目員數百人以上、職掌は、變死者を見分し、喧嘩等の節は疵弁に事情を糺し、其の他、惡黨逮捕の節は足輕を召列れて差越し、糺明・仕置の節も勤め、江戸へも詰め、座横差

藏方目附

支の時は藏方へ勤め、諸所津口番所へも詰めるといふ。[注七九]藏方目附は、初め座横目といひ、享保五年二月、初めて田代傳兵衞等六人を任じ、時に從來定詰横目勤務の場を勤める事とし、其の後天明六年七月、藏方目附と改めたのである。享保十二年十月の定では、出物藏・金藏は、從前高奉行・物奉行一人づゝ詰めたのを止め、座横目・表横目の內一人詰める事とした。また寶曆三年七月には、久見崎船手へ座横目一人づゝ三ヶ月交替に詰める事とし、同七年二月には、長崎へ座横目一人春秋兩度交替で定詰とする事とし、安永五年春より、之を一年詰交替に改めた。明和二年六月の達では、座横目江戸詰の節は、平常專ら藏方へ勤め、表向の用筋は勤めざるも、表横目差支の時は、表横目と同じく勤める事とある。猶ほ、大概記によれば、座横目員數不定百人以上とし、職掌は、金藏・出物藏・進物藏・普請方藏、其の他藏々へ勤め、買物の品位・値成等を吟味し、拂物を見分して値付の檢者となり、且つ、諸役座へも行廻り、田舍へも三ヶ月代り勤めるといふ。下目附は、もと檢者横目といひ、天明七年九月、下目附と改稱した。兵具所・船手・普請方・廐方・細工所・道方・山方・臺所・春屋等に配せられ、横目勤務を兼ね、横目役職に係る事は大目附へ申出で、また勝手向の見分をなし、之を勝手方へ申出た。

下目附
場締横目
獄屋預
召馬乘と馬乘見習
琉球館聞役
取次番
留守居附役

場締横目は、鷹場掛の横目と思はれ、初め大目附支配であつたが、天明三年十二月、鷹掛若年寄の支配に移つたが、享和元年八月（六月ともいふ）、儉約につき廢止となつた。召馬乘・馬乘見習は、もと夫々馬乘・馬乘定稽古といひ、天明三年五月、右の如く改めた。但し、馬乘見習は、同十一月、廢止となつた樣であるが、[注八〇]もと琉球假屋守といひ、天明七年九月、琉球館聞役と改稱した。琉球館聞役は、後に記す如く、琉球館の掛役であるが、もと琉球假屋守といひ、天明四年三月、琉球館聞役と改稱した。[注八一]進達掛・與頭は、もと夫々與方取次・小與頭といひ、天明六年七月、改稱したものである。取次番は、天明五年六月の達によれば、江戸式臺に於いて取次をなす新番・馬廻共に取次番と稱する事とし、內分には從前通り稱するとある。卽ち、內分には新番・馬廻と稱したと思はれる。留守居附役は江戸・京・大坂留守居の附役で、もと留守居附と稱し、安永七年五月、之を改めたものである。[注八二]

吟味役

用達

廣敷番

兵道

旅方役人

書役

吟味役は、勝手方に附屬し、初め考役といふ。考役は、寶永七年三月、創置され て國分友貞・山口重與・大河平隆元が之に任じ、金方の用を勤めた。是より先き 萬治頃にも、御物方に吟味の役があり、其の後、吟味役を存した様であるが、詳ら かでない。考役は、正德二年正月、役順中取の頭とし、同三年八月、考役を算用役 と改め、新役より小役人の格式とし、勝手方筆者より任じ、天明六年七月、更らに、 吟味役と改め、文化十年十月、廢止となつた。[注八三] 用達は、もと與力といひ、安永九年 七月、用達と改め、他所では附人用達といふ。卽ち、江戸詰家老に與力三人、同若 年寄・大目附に與力二人づゝ、同番頭・用人に與力一人づゝを附し、江戸・京・大坂留 守居には與力一人づゝ、外に足輕といふ様に、附屬せられるものである。[注八四] 廣敷 番は、古く里役といひ、寶永二年、奥大番・安永七年五月、廣敷大番、天明六年九月、廣 敷番と改めたもので、享保十四年十一月、守殿では守殿大番と稱する事とした。[注八五] 次に、兵道は一種の修驗道を行ひ、野村四郎左衞門・有馬衞守兩家の世襲であ る。看經山伏は看經所勤行及び年中祈禱等を勤め、員數兩人の外に手傳山伏 一人を置く。次に、旅方役人は供の側役支配に屬し、供方諸道具を管し、また道 中取拂を勤め、員數四人といふ。書役は、諸役座に附屬し、もと筆者といひ、安永 七年五月、書役と改稱したものである。[注八六] 猶ほ、地頭・地頭代・抑都城中抑・屋久島奉行・道之島各代官・琉球在番奉行等の役 職あり、外に諸鄕・諸島には鄕士或は島民等より任ずる所役・島役等があるが、此 等に就いては便宜後に說明する事とする。

〔注　一〕薩藩政要錄卷四　歷代制度卷五一亨・五二利　薩陽落穗集卷上　薩藩史談集

〔注　二〕歷代制度卷五一亨・五二利・五二貞　同卷六六・六八（柚崎本）　薩藩史談集　島津國史卷二九

〔注　三〕西藩田租考卷下　租稅問答　歷代制度卷五二利　同卷六八（柚崎本）　舊記雜錄追錄卷八

〔注　四〕官職秘考卷上　歷代制度卷五一亨　薩藩政要錄卷二　島津國史卷二七　島津家國老并用人記

〔注　五〕官職秘考卷上　歷代制度卷五一元・五一亨　同卷六七（柚崎本）　薩陽落穗集卷上　麑府御廻文拔書卷一　薩藩政要錄卷二・四　差杉來由私考　史談會速記錄第三四輯

〔注　六〕官職秘考卷上　歷代制度卷五一亨　同卷六七（柚崎本）

〔注　七〕官職秘考卷上　歷代制度卷五一亨　同卷六七（柚崎本）　薩藩先公遺德卷中　薩藩政要錄卷四

〔注　八〕官職秘考卷上　歷代制度卷五一亨　麑府御廻文拔書卷一　薩藩政要錄卷四

〔注　九〕官職秘考卷上　歷代制度卷五一亨　同卷六七（柚崎本）　薩藩政要錄卷四　舊記雜錄追錄卷一三九　重豪公年譜稿　文化朋黨實錄

〔注一〇〕官職秘考卷上　歷代制度卷五一亨　同卷六七（柚崎本）

〔注一一〕官職秘考卷上　歷代制度卷五一亨

〔注一二〕官職秘考卷上　歷代制度卷六七（柚崎本）

〔注一三〕官職秘考卷上　舊記雜錄後編卷九九　歷代制度卷二・五一亨

〔注一四〕官職秘考卷上　歷代制度卷五一元・五一亨

同巻六八・七一（柚崎本）舊記雜錄追錄巻一三九

〔注一五〕官職秘考巻上　歴代制度巻五二利

〔注一六〕官職秘考巻上　歴代制度巻五一亨

歴代制度巻六七（柚崎本）麑府御廻文抜書巻一

〔注一七〕官職秘考巻上　歴代制度巻五一亨

〔注一八〕官職秘考巻上　歴代制度巻五一元・五一亨

同巻六六・六七（柚崎本）

〔注一九〕官職秘考巻上

〔注二〇〕官職秘考巻上　歴代制度巻五一亨

〔注二一〕官職秘考巻上　歴代制度巻五二利

〔注二二〕官職秘考巻上　歴代制度巻五二利　同巻七

（柚崎本）舊記雜錄追錄巻一三四　重豪公年譜稿

〔注二三〕官職秘考巻上

〔注二四〕官職秘考巻上　歴代制度巻五二利

〔注二五〕官職秘考巻上　歴代制度巻五二利　同巻七

（柚崎本）舊記雜錄追錄巻一三四　重豪公年譜稿

〔注二六〕官職秘考巻上

〔注二七〕官職秘考巻上　歴代制度巻五二利

〔注二八〕官職秘考巻上　歴代制度巻五二利　舊記雜

錄追錄巻一三九

〔注二九〕官職秘考巻上　歴代制度巻五二利

〔注三〇〕官職秘考巻上　歴代制度巻三九上・五二利

〔注三一〕官職秘考巻下　歴代制度巻五二利　舊記雜

錄追錄巻一三六

〔注三二〕官職秘考巻下　歴代制度巻五二利　薩陽落

穗集巻上

〔注三三〕官職秘考巻下　歴代制度巻五二利

〔注三四〕官職秘考巻下　歴代制度巻五二利　舊記雜

錄後編巻一〇〇

〔注三五〕官職秘考巻下　歴代制度巻五二利　同巻七

〇（柚崎本）文化朋黨實錄

〔注三六〕官職秘考巻下　歴代制度巻五一元・五二利

〔注三七〕官職秘考巻下　歴代制度巻五二利　舊記雜

錄追錄巻一三九　重豪公年譜稿

〔注三八〕官職秘考巻下　歴代制度巻五二利

〔注三九〕官職秘考巻下

〔注四〇〕官職秘考巻下　歴代制度巻五一元・五二利

同巻六八（柚崎本）舊記雜錄追錄巻一三九　島津國

史巻二九

〔注四一〕官職秘考巻下　歴代制度巻五二利　麑府御

廻文抜書巻二

〔注四二〕官職秘考巻下　歴代制度巻五一元・五二利

同巻六七・六八（柚崎本）

〔注四三〕官職秘考巻下　歴代制度巻五二利

〔注四四〕官職秘考巻下　歴代制度巻五一元・五二利

同巻六八（柚崎本）舊記雜錄追錄巻一三九

〔注四五〕官職秘考巻下　歴代制度巻五二利　薩藩例

規雜集巻一八

〔注四六〕官職秘考巻下　歴代制度巻五二利

〔注四七〕官職秘考巻下　歴代制度巻五二利　御當家

樣就一向宗御禁制愚按下書

〔注四八〕官職秘考巻下　歴代制度巻五二利　文化朋

黨實錄

〔注四九〕官職秘考巻下　歴代制度巻五二利

〔注五〇〕官職秘考巻下　歴代制度巻五二貞　文化朋

黨實錄

〔注五一〕官職秘考巻下　歴代制度巻五二利

〔注五二〕官職秘考巻下　歴代制度巻五二貞

〔注五三〕官職秘考巻下

〔注五四〕官職秘考巻下

〔注五五〕官職秘考巻下　歴代制度巻五二貞　同巻七

〇（柚崎本）文化朋黨實錄

〔注五六〕官職秘考巻下　歴代制度巻五二貞　舊記雜

錄追錄巻一三六・一三七　文化朋黨實錄

〔注五七〕官職秘考巻下　歴代制度巻五二貞

〔注五八〕官職秘考巻下　歴代制度巻五一元・五二貞

同巻六七（柚崎本）

〔注五九〕官職秘考巻下　歴代制度巻五一元・五二貞

舊記雜錄追錄巻一三七

〔注六〇〕官職秘考巻下　歴代制度巻五二貞　麑府御

廻文抜書巻三

〔注六一〕官職秘考巻下　歴代制度巻五二貞　舊記雜

錄追錄巻一三九

〔注六二〕官職秘考巻下　歴代制度巻五一元・五二貞

同巻六七（柚崎本）

〔注六三〕官職秘考巻下　歴代制度巻五二貞　同巻六

七（袖崎本）

〔注六四〕官職秘考卷下　歴代制度卷五二貞

〔注六五〕歴代制度卷五二貞　同卷六七・六九（袖崎本）　舊記雜錄追錄卷一三四

〔注六六〕官職秘考卷下　歴代制度卷五一元・五二貞　同卷六七（袖崎本）

〔注六七〕官職秘考卷下　歴代制度卷五二貞

〔注六八〕官職秘考卷下　歴代制度卷五一元・五二貞

〔注六九〕官職秘考卷下　歴代制度卷五二貞　舊記雜錄追錄卷一三九

〔注七〇〕歴代制度卷五二貞　同卷七〇（袖崎本）　文化朋黨實錄

〔注七一〕歴代制度卷五二貞

〔注七二〕歴代制度卷六八（袖崎本）

〔注七三〕官職秘考卷下　歴代制度卷五一元・五二貞　同卷六八（袖崎本）　舊記雜錄追錄卷一三九

〔注七四〕官職秘考卷下　歴代制度卷五二貞

〔注七五〕官職秘考卷下　歴代制度卷五一元・五二貞　同卷六七（袖崎本）

〔注七六〕歴代制度卷五二貞

〔注七七〕歴代制度卷五一元・五二貞

〔注七八〕歴代制度卷五二貞

〔注七九〕歴代制度卷五二貞　舊記雜錄後編卷九九・追錄卷一　差杉來由私考　官職秘考卷上

〔注八〇〕歴代制度卷五二貞

〔注八一〕歴代制度卷五二貞　同卷六七（袖崎本）

〔注八二〕歴代制度卷五二貞

〔注八三〕官職秘考卷下　歴代制度卷五二貞　同卷七〇（袖崎本）

〔注八四〕歴代制度卷五二貞　同卷六七（袖崎本）

〔注八五〕歴代制度卷五一元・五二貞　同卷六八（袖崎本）

〔注八六〕歴代制度卷五二貞

上山城又は鶴丸城　天主閣なし

屋形

城下

第六章　鹿兒島城及び城下

鹿兒島城は慶長七年の構築に係り、もと上山城といひ、地形鶴が翼を擴げたに似るを以て鶴丸城とも稱した。城は天主閣を具備する近世一般の城郭と趣を異にし、城山を背後にして建てた謂はゆる屋形造りの居館であつた。卽ち、他所向には常に城と稱したが、藩内に於いては屋形の稱を存し、寧ろ其の古式を誇つたのである。〔注一〕城中を本丸・二ノ丸に分け、本丸の跡は現在の第七高等學校造士館敷地で、二ノ丸の趾は同校運動場に當る。其の現狀等より見るも、石垣・塀割の構築は比較的簡單であつたと考へられる。

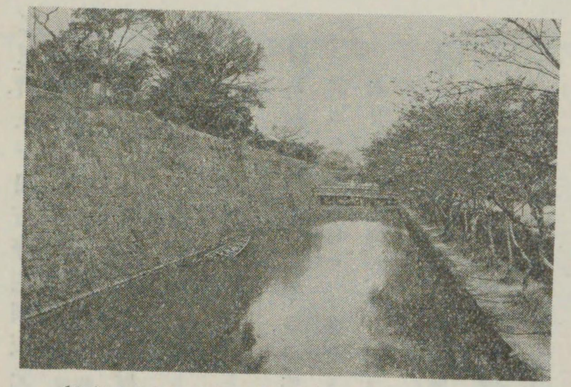

第三圖　鶴丸城趾（第七高等學校造士館前）

城下は其の近傍在郷と共に、鹿兒島なる持別の一區劃をなし、大體、現在の鹿兒島市及び伊敷村の境域が夫で、鹿兒島市は、舊

近村近在

城下の大別

鹿兒島城・城下の外に鹽屋・荒田（浦・武・中・郡元・田上・西別府・原良・永吉・草牟田・花野・岡之原・川上・下田・吉野・花棚・坂元・宇宿諸村が入つてゐる。[補說] 而して、現伊敷村は、もと[註一]の上伊敷・下伊敷（内、草牟田・紙屋谷は鹿兒島市に編入）・小山田・比志島・小野・皆房・犬迫諸村及び横井野町である。[註二] 此等の在鄉諸村は古く近名といひ、天明四年四月、改めて近村・近在と稱した。[註三] 卽ち、諸鄉と異り、庄屋は城下士より任じ、[註四]其の他、諸事藩廳直轄であつたが、村の組織等は諸鄉と同樣と思はれる。

[補說] 宇宿村はもと谷山鄉に屬したが、同地に於いて、曾つて一向宗崩れがあり、取調のため全村民に集合を命じた處、村民は逃げて紫原に會し、谷山鄉を脫して近在たらんと願ひ、之を許されたものと傳へる。（西武田村誌）

從つて、當時の城下は現鹿兒島市より舊近在を除き、城山の東方・南方の海岸及び甲突川に至り、幷に甲突川西側の現西田町、其の他を含む地域である。[註五] 此の內を士屋敷及び上・下・西田三町に大別するが、一體、町は三分、武家は七分と稱せられ、士屋敷の地域は廣く、人口に於いては、士は三町の三倍以上、外に家來・與力・足輕を加へれば八倍以上に達した。次に、城下を構成する士屋敷を始め各種屋敷等の一數を示せば、左の如くである。[註六]

	貞享五年	安永六年頃	文政九年頃
士屋敷	一、六四一	一、八二一	一、八三一
上方（※）	五三四	四七五	五七一
下方	八六五	八四二	八六五
其の他の地域	六六	五八	五五
	（岩崎・東福城）	（岩崎・東福城）	（岩崎・東福城）
	（吉野）	（新上橋・西田・高麗町・荒田・武・中村・郡元・草牟田・吉野・上伊敷・下伊敷・犬迫・坂元）	（新上橋・西田・高麗町・荒田・武・中村・草牟田・吉野・上伊敷・下伊敷・犬迫・坂元）
	（本照院・高麗町・荒田）		
	一六一	四四六	三四〇
藩藏地・用地	二九	二三	二五
城内	—	三	二
上方	二一	九	一七
下方	八	一一	六
神社堂地	六六	一七五	一八六
上方	六	三七	四二
同近在	—	一六	二四
下方	—	五〇	五〇
同近在	—	一六	二四

※ 上方は、上町・新上橋・西田・高麗町・荒田・武・中村・郡元・草牟田・吉野・上伊敷・下伊敷・犬迫・坂元

寺社家・門前屋敷	六三	四一八	四五一
上方	二五	一九六	一九八
同近在	一〇	七	七
下方	八	一五八	一八九
同近在	二〇	五七	五七
小者屋敷又は納戸附屋敷	（小者）七五	（納戸附）三六	（納戸附）三五
上方	八	三	三
同近在	（吉野）五	三	二
下方	二一	二五	二五
同近在	（十）四一	五	五
廣敷附屋敷	—	四六	四八
上方	—	五	四
同近在	—	一	二
下方	—	三五	三六
同近在	—	五	六
賦屋敷	四一	—	—
上方	一四	—	—
下方	二七	—	—
中間屋敷又は厩附屋敷	（中間）三三	—	（厩附）二六

上方	—	—	二
同近在	（吉野）一四	—	四
下方	一四	—	一三
同近在	五	—	七
足輕屋敷又は兵具附屋敷	（足輕）一四九	（足輕）一六〇	（兵具方）一六〇
上方	一三	—	—
同近在	—	二九	二八
下方	一一六	一〇六	一〇七
同近在	二〇	二五	二五
書院（數寄屋）附屋敷	—	二	四
上方	—	—	一
同近在	—	一	一
下方	—	—	一
同近在	—	一	一
諸職人屋敷	—	四一	四一
上方	—	一七	一四
下方	—	二四	二七
三町々屋敷（◇）	—	—	—
上町	—	三九九	三九七

下町	—	六五三	六四一
西田町	—	一四三	一四〇
荒田浦屋敷	—	二〇	—
横井野町屋敷	—	(△) 二三	—

(＊) 佐土原屋敷・琉球假屋各一、其の他を含む。
(＋) 本照院・高麗町或は荒田の內一を含む。
(◇) 御物屋敷・會所・年寄支配屋敷を含む。
(△) 假屋敷・客屋各一を含む。

士屋敷

士屋敷の區域では、大身の士の屋敷は多く城の前通りにあり、一般諸士の屋敷が夫に連つてゐた。夫々の町並は某馬場・某小路と稱し、今日の町名に殘つて居る如くである。城を中心として凡そ東方・西方に分ち、夫々上方限・下方限とした。更らに、小姓與或は鄉中の組分けについて、一定の區劃があつた。

町屋敷

町屋敷區、卽ち、三町は、城を中心とすれば、士屋敷區の外側にあり、城の東北方海岸寄りを上町、同じく南方海岸寄りを下町、甲突川西岸を西田町とした。三町の內では初め上町六町・下町十二町があり、後に下町は十五町に增加した。

町役

三町は全體として町奉行の支配に屬し、町人より任ずる町役には惣年寄・年寄・年寄格・年行司・年行司格・十人役・乙名頭・横目役等を置いた。年行司は三町各一人で、各町の事務を分擔し、十人役・乙名頭・横目役は各町の見聞役といふ。

下會所

また下會所なるものを置き、平素町年寄が詰め、主として警察事務を行ひ、時に他家使者等を接待した。而して、有事の時は、糺明奉行及び三町總年寄が下會所に出て事務を處理したといふ。町屋敷持を名頭とする事は、既に記す如くで、名頭には惣年寄・年寄・年行司等の町役を除き、畦掛銀を課した。[注七]

街區の變遷

後の大龍寺地にあつた內城

次に、城下街區等の變遷を見るに、慶長七年の築城以前に於いても、家久は後の大龍寺地（現上龍尾町）なる謂はゆる內城に居り、鹿兒島の町及び港も既に存し、唐人の居留する者もあつた。[注八] 併し、當時の甲突川筋及び海岸は現在の地形と相違し、甲突川は柿本通邊を流れたといひ、また新上橋邊より東に向ひ、平ノ町・千石馬場・加治屋町邊を屈曲し、俊寛堀邊より海へ注いだといふ。

俊寛堀

奧ノ松原

同所一帶は萩原・窪田瀨或は清瀧川といひ、白砂の松原で、古く奧ノ松原と稱し、西千石町邊も葭草が繁り、後の南林寺邊は海中であつたといふ。[注九] 仍て、家久當時、川筋を改め、夫より次第に埋立を行ひ、士屋敷・町屋敷を建設せしめたのである。

初め、士屋敷小路並は塀垣又は竹藪で、甚だ田舍めいて見えたが、伊勢貞昌が

延寶大火以後漸く變る

前之濱の築堤と埋立

第四圖　鹿兒島城下地圖（文政四年）（鹿兒島縣立圖書館書藏所館）

長屋の張出しを作り始め、延寶大火以後漸く變つたといひ[注一〇]光久若年の頃まで、鹿兒島に燈をともす家は少く、また諸白の酒も稀であつたが、光久代の內に之を造る樣になり、大身衆の家居も結構になつたといふ。[注一一]

城下海濱は前之濱といひ、古くより繫船場の設備があつた。正保二年には、海濱石堤破壞につき、新らたに高さ三間半、長さ五百間の石堤を構築し、且つ浚渫を行ふ事とし、五月、幕府の許可を受けた。[注一二]元祿年間に至り、城下に屢〻大火あり、延燒して城內に及ぶ故を以て、

新築地の町屋

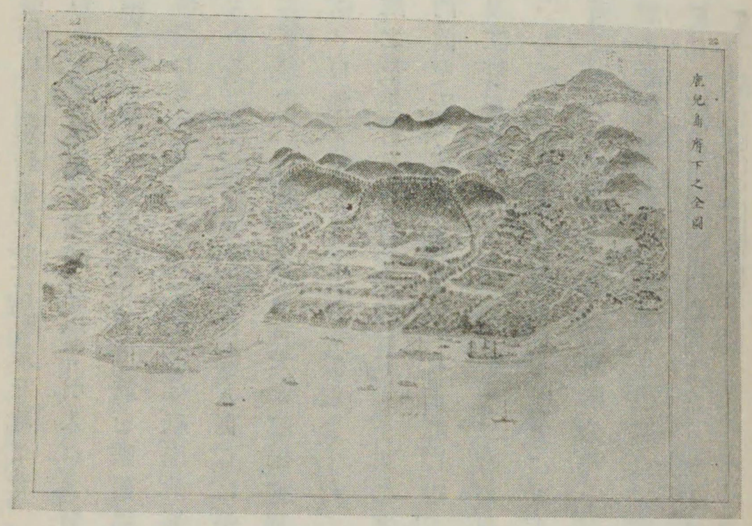

第五圖　鹿兒島城下俯瞰圖（高木善助編西陲畫帖所藏）

前之濱干潟地を堤立てゝ、堤五町を築き、町屋を立て、堤內に海水を引いて小舟繫泊の堀を作り、東北方に向ひ波戶四、五十間を築き大船碇泊所とする計畫を立て、元祿十四年三月、幕府の許可を受け、八月、普請方に於いて着工した。[注一三]此の埋立工事は、寬政元年の幕府巡見使へ答書にも、未だ竣功せずとあるが、最初は、後の謂はゆる新築地の沖に同じ位の築地を作る筈で、其の地へ町屋を移し、跡に士屋敷を建てる計畫であつた樣である。

此の新築地の既に構築された

場所には、繫船場を設け、町屋を建てた。琉球・道之島航路の七島船の繫船場は、初め祇園社脇で、潮時を以て引入れ、多賀山の木に舳綱を繫いだが、新築地を構築してより、孝行橋より下川筋を繫船場とし、後に又川筋を變更し、孝行橋も取拂つたといふ。上方新築地は祇園前築地といひ、後に神明前築地と稱した樣である。卽ち、祇園社前に當り、更らに、築地内に神明社を勸請したによる。また築地内には、神明社別當大乘院未抱眞院を建立し、別に辨才天宮を東福ヶ城坂ノ口池ノ王宮より移して造營した。同築地の町屋敷は三十八所となつた處、之を上町の濱町に入れた。下方の新築地には、寶永中建立なる南泉院の寺門前を置き、次いで、其の内を下町に附して和泉町とし、更らに人口增加につき、堀江町を置いた。共に下町十二町の内である。[注一四]

祇園前築地

下町十五町

次に、屋久島岸岐南端より西方に亙り、夫より北方名山堀に達する區域の海面は、文政年間（一說に安永といふ）、諸鄕公役を以て埋立てたものといふ。卽ち、住吉町・汐見町・築町で、之より下町十二町は三町を加へ、十五町となつたと思はれる。更らに、現小川町海邊の埋立は弘化・嘉永頃の事で、今の生產町は、明治五年の埋立に成り、もとは海面であつた。[注一五]

甲突川の改修・浚渫と天保山埋立

天保末年には甲突川の改修・浚渫及び之に附隨して天保山埋立の工事を行つた。是より先き、甲突川は川底浚渫或は堤防修築を行つた事なく、年々櫻島用夫を以て川筋の溜を流したのみであつたので、自然川底は高くなり、兩側に干寄地が出來て之が士屋敷地に取入れられ、川筋の廣狹を生じ、屢〻氾濫するに至つた。卽ち、新上橋下諸所に於いては、堤を越えて浸水し、被害は加治屋町より二本松馬場・山ノ口馬場・三官橋通・柿本寺馬場・新屋敷・樋ノ口通・鹽屋等に及んだ。仍て、新上橋下流兩側の士屋敷を削る事とし、種々の苦情が出たが、若年の士に威望ある劍道師範家東鄕彌十郎・弓道師範家東鄕佐七郎の兩人を目附として、夫より工事を進めて川下まで浚渫し、且つ堤防を築き、更らに、大坂の例に倣ひ、浚渫の土砂を以て埋立を行ひ、之を天保山と稱し、調練場とした。祇園洲の埋立も當時の工事で、卽ち、稻荷川下浚渫の土砂を以て、稻荷川口北岸より田ノ浦までを埋立て、之も砲臺構築の場所とした。其の結果、稻荷川沿ひの士屋敷は從前の如き氾濫の被害を免れるに至つた。また當時、領内諸所に石橋數十を架し、城下に於いても、稻荷川・甲突川等の橋を石橋とし、大いに面目を改めた。[注一六]

祇園洲の埋立

防波堤及び波止場

海上には港を圍んで數個の防波堤があり、之は海岸波止場等と共に船手の

支配に屬した。南側より略ゝ北方に向つて、屋久島岸岐辨天波止・新波止・三五郎波止等である。屋久島岸岐は、南波止とも稱し、古く多少石垣の築造ありと雖も、文政年間、住吉町より築町に至る埋立と同時の築造に成るといふ。天保財政改革中、住吉町の海邊に三島方の役所を設けた際、船舶の出入碇泊は一に屋久島岸岐内部より辨天波止南側に集合し、屋久島岸岐は大いに有効であつたといふ。また屋久島岸岐と相對する舟溜の入江は深く灣入してゐたが、後に埋立てられた。辨天波止は一名辨天臺場といひ、其の築造は寛政年間とし、或は屋久島岸岐築造と同時ともいふ。初め單なる防波堤であつたが、天保十五年、此處に銃砲製造所を置き、更らに安政年間、增築して臺場とした。新波止は、一名新臺場といひ、築造年代は不明であるが、天保・弘化頃といひ、辨天臺場に對し新臺場と稱するとも傳へ、また防波堤を臺場に改造したものゝ如く、現小川町海邊の埋立と同時の築造ならんともいふ。辨天臺場・新臺場間に一丁臺場があつた。之は、明治五年、生産町埋立と同時に築造されたが、是より先き、辨天臺場北端より南北に亙り防波堤を存し、俗にたでば岸岐又はたでくさ岸岐と稱した。卽ち、此處で燈船をなした故であるといひ、一丁臺場築造に際し、之を

屋久島岸岐又は南波止

辨天臺場

新臺場

一丁臺場

たでば岸岐

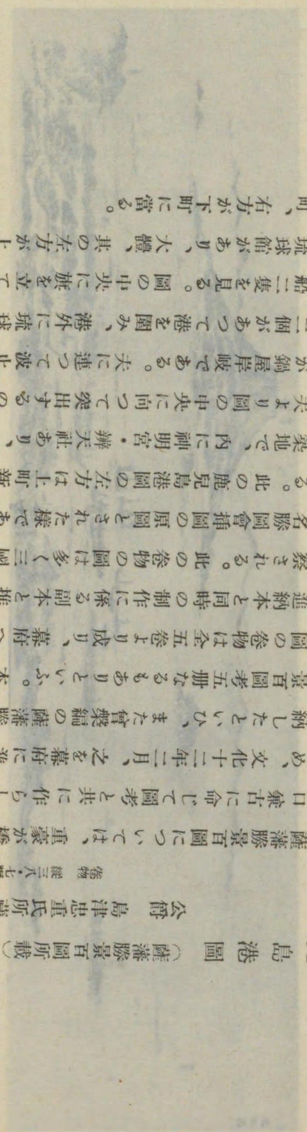

鹿兒島港圖（薩藩勝景百圖所載）

公爵島津忠重氏所藏（備考第二八七圖）

口繪古に命じて國考と共に作らしめ、文化十二年二月、之を幕府に進呈したといひ、また脊幾綿の薩藩勝景百圖考五冊なるもありといふ。本圖の卷物は全五卷より成り、幕府へ進納本と同時の制作に係る副本と推察される。此の卷物の圖は多く三國名勝圖會插圖の鹿兒島港圖の原圖とされたやうである。此の圖は全圖の中央に向つて發展するもので、港外に琉球正使が鎗屋岸岐である。夫より圖内に辨天社あり、新築地で、此の鹿兒島港圖の左方は上町、右方が下町に當る。圖の中央に旗を立てて二個があつて港を圍み、夫に連つて波止の船二隻を見る。圖の中央に旗を立てて琉球館があり、大幟、其の左方が上町、右方が下町に當る。

屋久島岸岐又は南波止

辨天臺場

新臺場

一丁臺場

たでば岸岐

支配に屬した。南側より略〻北方に向つて、屋久島岸岐・辨天波止・新波止・三五郎波止等である。屋久島岸岐は、南波止とも稱し、古く多少石垣の築造ありと雖も、文政年間、住吉町より築町に至る埋立と同時の築造に成るといふ。天保財政改革中、住吉町の海邊に三島方の役所を設けた際、船舶の出入碇泊は一に屋久島岸岐内部より辨天波止南側に集合し、屋久島岸岐は大いに有効であつたといふ。また屋久島岸岐と相對する舟溜の入江は深く灣入してゐたが、後に埋立てられた。辨天波止は一名辨天臺場といひ、其の築造は寛政年間とし、或は屋久島岸岐築造と同時ともいふ。初め單なる防波堤であつたが、天保十五年、此處に銃砲製造所を置き、更らに安政年間、增築して臺場とした。新波止は、一名新臺場といひ、築造年代は不明であるが、天保・弘化頃といひ、辨天臺場に對し新臺場と稱するとも傳へ、また防波堤を臺場に改造したものゝ如く、現小川町海邊の埋立と同時の築造ならんともいふ。辨天臺場・新臺場間に一丁臺場があつた。之は、明治五年、生産町埋立と同時に築造されたが、是より先き、辨天臺場北端より南北に亙り防波堤を存し、俗にたでば岸岐又はたでくさ岸岐と稱した。即ち、此處で燎船をなした故であるといひ、一丁臺場築造に際し、之を

鹿兒島港圖（薩藩勝景百圖所載）

公爵　島津忠重氏所藏

（卷物　縱三八・七糎）

薩藩勝景百圖については、重豪が橘口兼古に命じて圖考と共に作らしめ、文化十二年二月、之を幕府に進納したといひ、また曾槃編の薩藩勝景百圖考五冊なるもありといふ。本圖の卷物は全五卷より成り、幕府へ進納本と同時の制作に係る副本と推察される。此の卷物の圖は多く三國名勝圖會挿圖の原圖とされた樣である。此の鹿兒島港圖の左方は上町新築地で、内に神明宮・辨天社あり、夫より圖の中央に向つて突出するのが鍋屋岸岐である。夫に連つて波止二個があつて港を圍み、港外に琉球船二隻を見る。圖の中央に旗を立て琉球館があり、大體、其の左方が上町、右方が下町に當る。

三五郎波止

鍋屋岸岐

石燈籠岸岐

前之濱突出岸岐

城下の變遷と火災

延寶六年の大火

延寶八年田尻殿大火

崩壊し、材料に供したといふ。三五郎波止は一名東風除波止といひ、天保財政改革中、天保未年或は弘化頃、下町より上町前面に肥後の石工岩永三五郎をして築造せしめた。同時に、波戸内を浚渫し、石垣を補強し、上荷船・濱夫・濱馬・宿屋等を改善したといふ。三五郎波止の北西には鍋屋岸岐、一名八丁岸岐、即ち、鶴江崎あり、築地に續いてゐた。三五郎波止と鍋屋岸岐の中間に西南に横たはり石燈籠岸岐があつたが、之は小川町海邊埋立と共に崩壊したといふ。また、前之濱突出岸岐があり、初め東郷重方が工に着手し、文化・文政頃、波止場を沖へ引直したものと傳へる。即ち、石燈籠岸岐に當ると考へられる。[注一七]

城下の變遷には屢〻の火災による處が多い。鹿兒島築城の際、江夏自閑は方位を占つて、武運長久の地であるが、火難ありとしたといひ、歸化明人林甫明も、數十年後、城に火災あらんと云つたといひ、[注一八]かく傳へられる程に、火災が多かつた。次に、街區の規模及び變遷を見るべく、其の主要のもの擧げる事とする。

延寶六年四月四日夜の大火では、下納屋町より出火し、翌朝までに下町中を燒亡し、燒失屋敷四百二十所、家數二千二百三十一戸、士屋敷十五所、職屋敷一所で、燒殘屋敷十五所であつた。[注一九]同八年正月十二日夜には、平ノ馬場田尻八兵衛

の屋敷より出火し、翌朝に及び、之を田尻殿大火と云つた。當日諸士は春山に於ける關狩に出て居り、無人のため大事に至つたといふ。全燒失屋敷數八百四十九所、卽ち、客屋(春屋)・屋久藏・天神宮地各一所、南林寺脇寺十一所、士屋敷三百四十五所、中間幷細工人屋敷八所、町屋敷三百九十一所(以上計數合はず)、家數にして計三千三百八軒、卽ち、客屋二十三軒、屋久藏十二軒、士二千五十九軒、脇寺二十六軒、門前百七十二軒、町九百二十三軒で、死者五十四人、負傷者多數であつた。在府中の光久は急遽歸國し、救濟のため諸士へ貸附米を申附け、家內一人に一斗を渡し、延寶六年の大火でも同樣であつたが、町中へ米千俵を給した。同年、更らに三回の火災があり、仍て、十二月朔日、辻々に火番所を設けた。[注二〇]元祿九年四月廿三日夜半、上和泉屋町より出火し、强風で大火となり、城內本丸・兵具所・道具所・厩に延燒し、金銀藏屋敷は幸に難を免れた。城下では、士屋敷五十四所・八百六十六軒、町屋敷二百十三所・五百八十二軒(五百五十軒ともいふ)、土藏十軒・堂三軒が類燒した。[注二一]同十六年二月六日夜、又加治屋町勝目兵右衞門屋敷より出火し、西風のため下町に延燒し、士屋敷二百四十八所(內職人屋敷六所・小者屋敷三所)・千六軒、町屋敷三百八十五所・七百九十軒、南林寺及び脇寺十二所・五十一軒、門前九十

元祿九年大火城內本丸等延燒

元祿十六年の大火

正德三年大火頻發す

防火用空地の設置

享保十七年下町大火

所(外に燒殘三所)・百七十軒、計屋敷七百三十九所・二千八軒、外に燒失船四十六艘、死者一人であつた。[注二二]更らに、正德三年には大火が頻發した。有章院殿御實紀(卷二)には、正月九日、鹿兒島に於いて士屋三十四軒、町屋千八百七十二軒燒亡の注進があつたとあるが、薩藩の記錄では未だ詳らかにし得ない。同廿日、下町に於いて屋敷五百三十餘所が燒亡したといひ、或は町屋敷四百十所、門前屋敷九十二所・士屋敷三十五所・職人屋敷二所が燒亡したともいふ。[注二三]次いで四月廿六日夜、再び下町に大火あり、下納屋町邊より出火し、歷々の屋敷多數、春屋外廻り長屋を含め、千石馬場筋下手川原まで全體、天神馬場全體、加治屋町、甲突川對岸二所に延燒し、全燒亡屋敷六百九十餘所であつた。[注二四]猶ほ、前年四月にも大火があつて、右と同樣の區域が燒けたといふ。屢〻の災禍に鑑み、藩は防火用空地を作る樣幕府に願出てゐたが、正德三年四月大火の後、役屋敷及び佐多久達等七所の屋敷を移して空地とし、櫨・松・杉・檜等を植え、春屋下も廣小路とし、中間に松並木を植ゑた。同年、諸役座を加治木屋敷跡に移したといふ。[注二五]

享保十七年八月十九日夜にも、下町に大火があり、下町石燈爐邊より出火して火の手は五、六方に分れ、町屋敷五百二十所及び伊勢兵部下屋敷一所を燒亡

安永三年南林寺門前火事

した。安永三年七月晦日夜、下町南林寺門前より出火し、翌朝までに菩薩下小路より船津寺まで、或は下町半分に延燒し、之を南林寺門前火事と稱し、罹災の町屋敷四百七、八十所、千餘軒といひ、九月十九日の幕府へ屆出によれば、大屋敷一所、寺門前、町家五百五十四軒、米・雜穀八百三十一石の損害といふ。[注二七]

寛政・文政年間の火事

寛政五年にも大火があつたが[注二七]、詳細不明である。文政四年正月廿日夜より翌朝にかけて、下新納屋町の油屋より出火し、下町中を燒亡した。[注二八]翌五年正月晦日夜、又下町菩薩堂通より出火し、士屋敷は山之口地藏堂邊まで、日置屋敷を殘して近邊悉く燒け、春屋は無事であつたが、前通り町家凡べて廣小路まで、下は南林寺門前濱手まで延燒し、翌朝に及んだといふ。[注二九][補說]其の後、重豪は、下町に火災頻發するに鑑み、下町の木屋町を金生町に改める事とし、文政十二年春、幕府の免許を得た。之は嘗て德川光圀が、金生水の義を取り、水戸城下の木町を金町に改めたのに倣つたものである。[注三〇]

木屋町を金生町と改む

〔補說〕鹿兒島築港誌によれば、住吉町より築町まで埋立の數年後、石燈籠通下より以北海岸の地が燒失したとあるは、此の大火を指すと思はれる。而して、當時、國防の一端として多少海岸通を擴張し、石燈籠通下より以北錦江橋に至る間に於いて幅員二間を道路に充て、八間通りに高さ凡十二尺程の土壘を築造し、其の前面六尺通りの地所を物揚場・荷造場等の用地としたが、數年後、土壘を崩壞して舊に復したといふ。

弘化二年の大火と市區改正

弘化二年十一月廿一日夜、上町より出火し、上は町口まで全部、下は堅馬場一部を殘して燒亡し、向築地は別條なく、新築地は一部を殘した。罹災戶數千三百十五軒、內名頭家三百八十三軒、社家三十七軒、外に士屋敷二千七百十五軒、板倉九軒、堂社四軒であつた。[注三一]次いで同四年、市區改正を行ひ、士屋敷境に小路を通し、小坂通を擴張し、町中の社家地を移し、道路の清潔を計り、溝を浚渫し、秋葉社を小坂通に造營して火災鎭護とした。また當時、西田町は西目の要口なるに、道路狹く、茅屋多きを以て、道路を擴張して水を通し、火防に備へたといふ。[注三二]

〔注　一〕三國名勝圖會卷一　見聞記卷八　島津家傳記大概

〔注　二〕鹿兒島藩租額事件　伊敷村勢要覽

〔注　三〕歷代制度卷六下　同卷六七（柚崎本）

〔注　四〕田上蓍常高等小學校編西武田村誌

〔注　五〕薩肥見聞雜記　薩州風土記　薩藩史談集

〔注　六〕歷代制度卷四七上　要用集抄　薩藩政要錄卷六

〔注　七〕歷代制度卷一二下・五一亨　鹿兒島商業會議所三十年史・

〔注　八〕薩藩舊傳集卷五　鹿兒島市史

〔注　九〕薩陽落穗集卷下　海老原清熙君履歷概略

海老原清熙君身上ニ關スル件　鹿兒島縣編鹿兒島築港誌

〔注一〇〕盛香集卷三

〔注一一〕薩藩先賢遺德卷中

〔注一二〕島津國史卷二六

〔注一三〕島津國史卷二八　舊記雜錄追錄卷二八　三州御治世要覽附錄年代記

〔注一四〕歷代制度卷一二下・三九下　薩陽落穗集卷下

〔注一五〕鹿兒島築港誌

〔注一六〕薩藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衞門廣鄉履歷機略　海老原清熙君身上ニ關スル件

〔注一七〕鹿兒島築港誌　鹿兒島市史　薩藩政改革ニ係ル件　海老原清熙君身上ニ關スル件　海老原雍齋君御取調書類草稿　薩藩舊記

〔注一八〕薩藩舊傳集卷五　島津國史卷二七

〔注一九〕舊記雜錄追錄卷一四　三州御治世要覽附錄年代記

〔注二〇〕舊記雜錄追錄卷一五　三州御治世要覽附錄年代記　島津國史卷二七　萬天日錄　慶延略記　延寶錄

〔注二一〕舊記雜錄追錄卷二一　三州御治世要覽附錄年代記　島津國史卷二八

〔注二二〕三州御治世要覽附錄年代記　島津國史卷二八　三

〔注二三〕通昭錄卷三　島津國史卷二九

〔注二四〕島津國史卷二九　三州御治世要覽附錄年代記

〔注二五〕島津國史卷二九　薩陽落穗集卷下　三州御治世要覽附錄年代記

〔注二六〕舊記雜錄追錄卷一二九　三州御治世要覽附錄年代記　重豪公年譜

〔注二七〕俊寬堀紀念碑

〔注二八〕肥薩見聞雜記

〔注二九〕新納久仰譜卷一

〔注三〇〕舊記雜錄追錄卷一五七

〔注三一〕見聞記卷一三

〔注三二〕薩藩政改革ニ係ル件

第七章　諸鄉及び諸島

城下及び近在名なる鹿兒島、屋久島奉行支配の屋久島・口永良部島、船奉行支配の七島等、また道之島を除き、薩隅日の各郡には外城と稱し、天明四年四月、鄉と改稱した行政區劃を設けてゐた。

外城を鄉と改む。

之は單に所とも稱したが、其の內には藩直轄の地頭所と一所持の私領、卽ち、一所地とがあり、外城或は鄉とは廣義には其の何れをも指し、狹義には地頭所のみを指すと考へられる。

外城

外城とは、元來、本城に對する外衞の支城なるが如く、島津氏前代の制度に於いては、本城を中心として領內各地にかゝる支城を配置し、防衞據點とし、且つ夫を中心とする內政上の區劃を設けたのである。[注一]

一國一城令により外城々砦を廢止す

其の城砦施設は慶長廿年閏六月、德川幕府の發した謂はゆる一國一城令と共に全廢せられたが[注二]城跡は何れも城山或はお城と呼ばれ、猶ほ有事の際は利用さるべきものであつた。しかも、其の周圍區劃の組織は大體舊來通り傳統せられ、其の點は外城なる舊稱に現はれて居り、夫が一の行政區劃なる點では、鄉なる新稱を以て妥當とすべきであらう。

麓の地頭假屋

各鄉には麓なる地域があり、其處に其の鄉の政廳たる地頭假屋（地頭館）或は領

麓

寛永十六年の外城數八十七所

主假屋（領主館）を置き、また鄕士或は家來の大部分が居住した。麓は、中世末の南九州に於いて、豪族居住地に對する稱呼であつた樣である。薩藩では、府本或は府下とも書くが、之は藩政時代末期の事であらう。薩藩各鄕の麓の稱呼は、右の如き中世末より傳はつたもので、其の場所も大部分は當時から引續き、通常、城山に接續してゐる。〔注三〕但し、後に新設或は移轉された麓もあり、其の場合城山に接續しない事もある。例へば、喜入の如き、麓を移轉して居り、後の麓は城山に接續してゐない。麓はまた城下を中心とする交通上の要衝に當り、卽ち、主要の街道に沿ひ、或は河海の船着場を控へてゐた。麓を貫通する街道の一部は、特に幅員を有し、之は馬場と稱せられて、鄕士・家來の練武場ともなつた。此等は、縣內諸町村の現狀についても觀取せられる麓の地形上の特徵である。而して、麓の外周には村（在）及び町・浦濱が連り、夫々百姓・町人・浦濱人の居住地とし、此等を包含して一鄕としたのである。

次に、外城或は鄕の數を數へるに、寛永十六年十二月には、私領を除く外城は左の八十七所であつた。〔注四〕

薩摩三十七所　谷山　指宿　山川　穎娃　知覽　川邊　坊津　泊　久志　秋目　加世田　阿多　田布施　伊作　伊集院　郡山　市來　串木野　山田　百次　隈之城　中之鄕　高江　水引　高城（川內）　甑島　阿久根　高尾野　出水　大口　山野　羽月　鶴田　大村　山崎　清敷　吉田（鹿兒島）

大隅三十二所　蒲生　帖佐　山田（帖佐）　曾木　本城　馬越　湯之尾　吉松　栗野　横川　踊　溝邊　日當山　曾於郡　清水　國分　敷根　福山　財部　末吉　恒吉　百引　串良　高山　姶良　大姶良　佐多　田代　大根占　小根占　牛根　向之島

日向諸縣郡十八所　吉田（眞幸）　馬關田　加久藤　飯野　須木　小林　高原　野尻　綾　倉岡　穆佐　高岡　高城（庄內）　山之口　勝岡　松山　志布志　大崎

外城の分合廢置

外城の數百十三所

外城の分合廢置は屢〻行はれたが、元文四年及び延享元年に、夫々重富・今和泉の一所を置いてより、地頭所一所を合した外城或は鄉の數は一定し、卽ち、百十三所であつた。[注五]之を郡別に擧げれば、凡そ左の如くである。[注六]

郡名	地頭所	一所（私領）
鹿兒島郡	吉田	
日置郡	伊集院　市來　郡山　串木野	
薩摩郡	百次　隈之城　高江　山田　麓脇　中鄉	永吉　吉利　日置 平佐　入來
高城郡	東鄉　水引　高城	
出水郡	阿久根　野田　高尾野　出水　長島	
伊佐郡	大口　山野　羽月　鶴田　山崎　大村	
姶良郡	谷山	佐志　宮之城　黑木　祁答院
給黎郡		
揖宿郡	指宿　山川	
頴娃郡	頴娃	喜入　知覽 今和泉
河邊郡	川邊　山田　坊泊　久志秋目　加世田・阿多　田布施　伊作	
阿多郡		鹿籠

郡名	地頭所	一所（私領）
鰹島郡（以上薩摩國）	鰹島	
	計三八所	
噌唹郡	國分　清水　曾於郡　敷根　福山　財部	市成
始羅（給）郡	帖佐　蒲生　山田　溝邊	加治木　重富
桑原郡	日當山　踊　横川　栗野　吉松	
菱刈郡	本城　曾木　湯之尾　馬越	
大隅郡	櫻島　牛根　小根占　大根占　田代　佐多	垂水
肝屬郡	百引　高隈　鹿屋　串良　高山　姶良	新城　花岡
熊毛郡（以上大隅國）	大姶良　內之浦	種子島
	計三五所	計七所
諸縣郡（以上日向國）	吉田　馬關田　加久藤　飯野　小林　須木　野尻　綾　高岡　倉岡　穆佐　高原　高崎　高城　山之口　勝岡　松山　大崎　志布志	都城
	計十九所	計一所
	計一三所	

百二外城・百二十外城の說

村

枝村

前濱

卽ち、地頭所九十二所、一所二十一所、合計百十三所となる。世に百二外城或は百二十外城と稱し、例へば龜井南溟の詩の結句に「秋高一百二都城」とあり、百二外城の稱も主として之によると思はれ、また古河古松軒の西遊雜記（卷四）に百二十餘外城とあるが、何れも實際の數ではない。但し、或は地頭所のみを擧げ、或は鹿兒島近在及び船奉行支配の島々を算入し、或は飯島を上・下に分け、或は種子島を脫する等によつて異つた數が出る。例へば、天明三年七月の計算で、百十八外城としたものがあり、之は前記百十三所の內重富・今和泉を脫し、外に鹿兒島・硫黃島・竹島・黑島・七島・屋久島・永良部島を各一外城としてゐるので、此の百十八外城に重富・今和泉を加へると、古河古松軒が記した數とも略〻一致する。

各鄕は數村乃至數十村を含み、其の全體の數は、寬文四年四月五日及び其の後の領知目錄等によれば、鹿兒島郡・谿謨郡までを含めて本村六百五十二で、薩摩二百五十八・大隅二百三十・日向諸縣郡百六十四である。實際には、之に枝村が加はる。枝村の數は時代により異ると思はれるが、薩藩例規雜集（卷二）には、薩摩七十六・大隅六十八・日向諸縣郡百一とある。但し、年代は不明である。此の間、各鄕には町一乃至二、三所、また沿海各鄕に浦濱數所を置く。町はもと岡町といふ所もあり、正德元年十月、不相應の故を以て野町と稱する事とした。（注八）

野町

地頭

さて、地頭所を預り、支配する者は地頭である。古くは凡べて其の所に居住し、謂はゆる居地頭であつたが、寬永頃より大部分は城下居住となつた。卽ち、家老以下重役の兼帶、或は無役でも家格等により任せられたもので、任期等の定はなく、屢〻所替もあつた。之を掛持地頭といつた。初め、小林・須木・飯野・加久藤・諸縣郡に赴任する者があり、之を移地頭と吉田・勝岡・高尾野・阿久根・山之口・高江等にも移地頭を置いたが、後に何れも掛持地頭としたのである。後年まで移地頭が置かれたのは、飯島長島の二所で、飯島は古來異國船の來舶地であつたし、長崎來航の支那・和蘭船の航路に接近してゐるので、警備のため、元和五年四月、本田親政が初めて飯島地頭に任じてより引續き移地頭を置いたのである。長島は肥後天草境に當り、同じく警備の必要から移地頭を置いたのである。共に、初め七、八年で代つたが、文化六年四月より、抑〻地頭代と共に五年交代とした。また兩移地頭共に附役一人を附した。

掛持地頭と移地頭

地頭代

更らに、出水・高岡・大口等では、地頭の下に地頭代を置き、之を其の所に駐在せしめた。所廣く、境目に當るを以て、取締のため置くといふ。次に穆佐・倉岡・山

抑

之口・綾の關外四所には抑を置いた。之は、元文元年より、各一人横目兼役として置いたといふが、是より先き、在番と稱した様である。抑は初め横目の内より二・八月交替で六ヶ月詰めたが、安永三年五月、二・六・十月交替の四ヶ月詰とし、次いで天明元年六月、横目差遣を止め、別に抑として遣し、七、八年勤とし、役順は徒目附次であつた。私領都城に對し、城下より派した都城中抑も同様の役であるが、抑より稍上の格で、都城より鹿兒島へ差出す事柄は凡べて相談に與つた。同じく私領なる加治木・日置にも中抑を置いたが、後に廢止となつた。また隈之城には、向田假屋守兼役の抑一人を置いた。一般に地頭には書役及び地頭横目を附屬し、後者は所役の監督に任じたといふ。[注九]

中抑

地頭の地位

地頭は、所の鄕士を以て家來同様とし、戰時には之を率ゐたのである。慶長六年八月七日の忠恒（家久）・義久・義弘の掟には、諸外城衆中は諸事地頭の下知に背くべからず、殊に戰場に於いて地頭の手を離れ、他の手に附く時は、如何なる功名あるとも、忠節たるべからずと定めてゐる。[注一〇] 享保十一年七月には、地頭に對し、地頭所は地頭に預け置くものであると、其の心得を達すると共に、地頭所に對し、所の者は凡べて地頭の家來同然の筈につき、衆中始め地頭を輕んずべからずと達してゐる。衆中へ役儀申附けるのも地頭より申渡す規定で、右と同時に、之が勵行を達し、其の後も、屢〻紊亂なき様戒めてゐる。[注一一]

地頭入部

地頭は、補任の初め及び爾後數年に一度は、地頭所を視察すべき定で、之を地頭入部と云つた。寶永四年六月十五日の地頭え可申渡覺には、地頭に任じて隙なき者の外にも、年を經て地頭所へ赴かざる者あり、地頭は早々地頭所を見分して委細呑込み、急用等にも早速相應に勤める様兼ねて申附けられて居り、平常も引受けて差引すべきにつき、就任の後は早速赴き、また數年地頭を勤めた者は時宜次第請暇の上見分に差越すべしとある。[注一二] 其の後、諸事省略の影響によるか、地頭入部の事も中絶に及んだ如く、天明六年十二月には、之が舊式勵行の達があり、翌七年四月、地頭は就任後三、四年以内に初入部し、支障があれば、四、五年まで延引を許すと達してゐる。

私領と領主

私領、即ち、一所地には世襲の領主があり、之は一門或は一所持の家格に屬した。其の所の士は領主の家來で、高は領主の給地高であるから、領主の一所地に對する關係は、地頭所に對するよりも一層密接で、地頭の地位は寧ろ一所地領主に模したものである。格式の上でも、地頭は諸禮式等一所持に

準じ、且つ家格低くして地頭に補せられた者は、代々小番に編入された。[注一三]

諸郷には、地頭所・一所地共に、地頭或は領主が郷士或は家來より任ずる所役を置き、郷内の行政を管せしめた。地頭所では、郷士年寄・横目・組頭を三役といひ、所役の首腦とする。郷士年寄は初め曖といひ、郷士年寄と改めたのは天明三年と思はれる。員數二名乃至數名とし、郷内全般の政務に與り、横目は、員數數名とし、諸務取次及び檢察・訴訟の事に當る。郷士中を三乃至五組程に分け、組頭を其の頭役とした。即ち、郷士教導及び所の警備に當るといふ。農政、其の他に關しては、更らに種々の所役を置き、其の役名等は、時代或は場所により多少相違があるが、大體、郡見廻・野留竹木見廻・山見廻・行司・相談役・普請見廻役・地頭假屋守・櫨楮見廻・駒見廻・收司・道見廻・兵具見廻・城山見廻・立山見廻・溝見廻・神事見廻・鐵炮場見廻・弓場見廻・兵具藏見廻・高帳方・口事聞役・六組主取・浦締方津口番役・寺役人・支配方・與中取・諸所物主・浦主取・船大工主取・大工主取・主取石切・木挽主取・主取桶結・主取染役・鍛冶主取・毛付博勞役・衆中觸役・唐船通事・番所在番役等の如きである。庄屋浦役も郷士中より任命の所役とし、夫々村・浦濱を支配する役である。村・浦濱・野町には、夫々百姓・浦濱人・町人より任ずる役があり、即ち、村

では功才（後に名主・作與頭・水守・下山見廻・下櫨楮見廻・小觸等、浦では辨指・年行司・小觸、野町では部當・年行司等である。

一所地の所役は、一所地内行政に關する限り地頭所の所役と略ゝ同樣である。が、領主邸に關する用務のため鹿兒島在勤の役を存する。從つて、一所地の職制は、一面藩廳の職制、一面地頭所の職制に準ずる。[注一四] 例へば、尙久主一流歷代之譜幷采邑宮城記によれば、私領宮之城には、役人・用人・物奉行・横目・竹木見廻・郡見廻・舞目附・下代・代官・庄屋等の役があり、また家來人數を三與に分ち、各與頭を置き、一與人數を夫々四分して、小頭兩人づゝを置くとある。嘉永三年當時の私領都城では、御問合幷御届書留（卷五）によれば、役人・用人（田地奉行・勸定奉行・旅人方與頭・記錄奉行・宗門方・唐物方兼務）・學校奉行・番頭（寺社奉行・記錄奉行・梶山在番・拾人方與頭・道橋奉行・火燒方頭取・宗門方・菱田牟禮水流頭取兼務）・與頭・取次番（馬役兼務）・近習役（目附兼務）・納戸奉行・學頭・物奉行（留守居兼務）・川船奉行・物頭（札主取兼務）・廐別當・普請奉行・高奉行・納殿役・鷹匠・竹木見廻・郡見廻（牛馬役兼務）・横目役・步行横目（座横目兼務）・小頭・小納戸・指南役・祐筆・小姓・學生・兒小姓・小坊主・醫師・福山假屋守・勸定帳受取・梶山番主取・寺柱番主取・右原番主取・役人書役・茶道頭・鷹据・包丁人・茶道役・料理役等があり、其の他の一所地も大體同樣で、右に見える外、櫨掛・櫨掛・牧預・浦役・庄屋の如き役があつた。就中、

役人・用人・物奉行・横目・與頭を主なるものとし、役人は領主の家老役、また地頭所の郷士年寄に當る。員數々名、附屬書役あり、役人の内一、二名鹿兒島に在勤する。用人は役人と共に出座して訴訟或は政務を聞き、領主に申達する役、物奉行は貢租等の雜事を下知する役といふ。横目は檢察役で、藩の横目座の命を受け、與頭は地頭所の與頭と同樣である。其の他、役名の地頭所役名に共通のものは、職掌も略同じく、村・浦・濱・野町の役も同樣である。[注一五]

屋久島・口永良部島は、種子島と共に、もと種子島家領で、後に領地繰替となり、慶長四年、種子島家が舊領に復した時も、屋久・口永良部兩島は暫らく借地とする事とし、遂に返附されなかつたのである。當時の役人については所見がないが、寬永十九年より屋久代官が見えて居り、元祿八年九月、屋久代官南郷久武・丸田實親を罷めて、曾木重寬・鹽浦長春を屋久奉行に補したといふ。或は屋久島奉行の役名は、同六年の諸役人誓詞より見えるともいふ。其の役順は普請奉行の次であつた。但し、初め屋久島へは抑役を駐在せしめたのみであつたが、寶永五年の切支丹教父シドッチ潛入事件以後、抑役を廢し、屋久島奉行一人づゝ一年交替に在島せしめる事とした。[注一六] また、屋久島には在番を置いた。七

内鹿兒島在勤の役人

屋久島・口永良部島を藏入とす

屋久島代官と屋久島奉行

七島以下の在番と島役

島・硫黄島・黒島・竹島等の内、口之島・中之島・寶島にも在番を置いたが、島役には、七島に郡司・横目があり、硫黄島・黒島・竹島には庄屋・浦役・横目があつた。[注一七]

道之島の代官

道之島については、琉球役後の慶長十五年十月、大島に黒葛原吉左衞門・宇田小左衞門を代官とし、翌十六年四月、相良勘解由・有馬次右衞門を派して德之島を鎭せしめ、慶長十八年、道之島全體を支配する大島奉行を置き、元和二年、德之島・沖永良部島・與論島に對し德之島代官を置いた。從つて、大島奉行は大島・喜界島のみを支配したが、寬永十六年、大島奉行を大島代官と改めた。其の後元祿四年、德之島代官支配の内沖永良部島・與論島を割いて、之に沖永良部島代官を置き、同六年、喜界島を大島代官の支配から分けて、喜界島代官を置いた。

大島奉行

德之島代官

沖永良部島代官

喜界島代官

假屋

奉行或は代官の駐在する役所を假屋といふ。初め、大島奉行假屋は大島名瀨方大熊村にあつたが、大島代官となつてより屢〻赤木名方金久村と名瀨方大熊村を交互に移り、最後に名瀨方伊津部村に轉じた。之を本假屋とし、外に横目附役各個の假屋があつた。德之島代官假屋は德之島龜津村に置き、弘化三年四月、火災があつて、一時井之川村に移した。沖永良部島代官假屋は沖永良部島和泊村に、喜界島代官假屋は多く同島灣村に置かれ、其の間、中隈村・早町・中

島民の島役

間村に移つた事がある。〔注一七〕各代官共一人役とし、また時に變遷あるも、之に附役・横目・黍横目・書役等を附した。何れも、大島奉行創置以來、任期二年を以て交替し、たゞ寶暦元年より同六年の間は一年交替制であつた。〔注一八〕

以上諸役を在番役とし、外に島民中より任ずる島役を置いた。大島に於いては、藏入編入の當初は、琉球領當時のまゝの島役を存し、琉球より官位を表はす鉢巻も受けてゐた。即ち、各間切に大親・與人・目指・筆子・掟等の諸役があり、知行切米を給せられたが、元和九年八月廿五日の大島置目之條々により、大親役及び上木の與人、目指を廢し、琉球の官位・鉢巻を禁じ、知行も停止し、改めて一部（蓋し、切の事）に

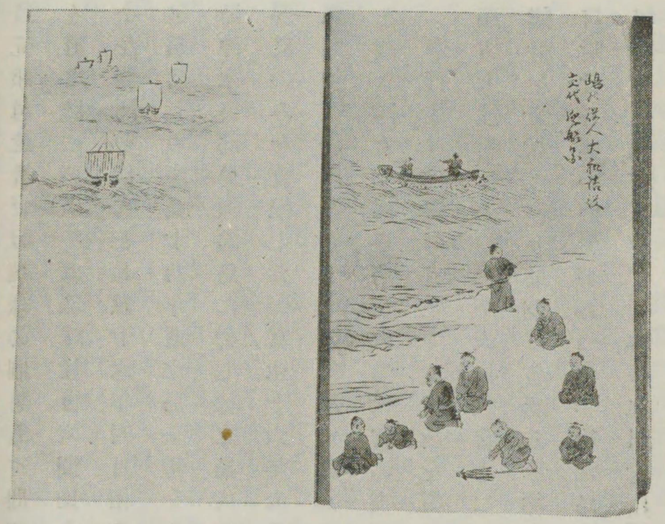

第六圖　大島々役の詰役を出迎る圖（南島雜話所載）

道之島の間切方の與人

間切横目

掟と功才代官所附屬の島役

用人（與人）三人・筆子一人・村に掟一人を置き、夫々切米を給する事とした。〔注一九〕

元來、道之島には琉球の制として間切なる行政區劃があり、大島には七間切を存した。藏入となつてよりも、間切の稱は殘つたが、後に間切を分けて方とし、之を實際上の行政區劃とした。大島は十四方に分れ、一方は十村前後より成つた。一方の頭役として與人各一人を置いた。但し、住用間切では、初め住用方・須垂方與人各一人の處、兩方を合せて住用間切與人一人の兼務とした。

與人は明暦・萬治の頃より嶋人と書き、後改めて與人としたといふ。一般に、與人以下島役に任ぜられる家は大體一定してゐるが、一定の役を世襲するものではなく、下の役から昇進し、任地も本在所に限らず轉勤もあつた。

次に、間切横目は、萬治二年、大島七間切に各一人を置いたもので、寶暦三年、笠利間切横目一人を增したといふが、次いで、其の外にも增員した樣で、南島雜話〔巻四〕には、一間切に横目兩人とある。間切横目は與人補佐役で、同時に間切中の檢察役である。更らに元祿以後、田地横目・黍横目・竹木横目・津口横目を置いた。

各村には、掟・功才を置き、夫々諸鄉の庄屋・功才に當る。また代官所附屬の島役には、勘定役・代官所書役・藥園方掛等があり、其の他に、通事與人格・筆子・黍見舞・小

早船見舞・井樋見廻・間切井樋見廻・竹山見舞・川見舞・土提見舞・井手見舞・堀藤見舞・龍肉見舞・觀音寺見廻・辨天見舞・蒲生權現見舞・鹽濱見廻・立山松山見廻・火消方・鳥方掛・牢屋番藏配・渡守・田地方石切等の島役があつた。[注二〇]

〔注　一〕歴代制度巻六下　同巻六七（袖崎本）　薩藩例規雑集巻二〇
〔注　二〕舊記雑錄後編巻七一　島津國史巻二四
〔注　三〕三國名勝圖會巻一
〔注　四〕舊記雑錄後編巻九六
〔注　五〕島津國史巻三〇
〔注　六〕薩藩政要錄巻五　三國名勝圖會巻一
〔注　七〕天明年間薩摩石高
〔注　八〕歴代制度巻一二下
〔注　九〕歴代制度巻五二貞　薩藩政要錄巻四
〔注一〇〕舊記雑錄後編巻五四　兵賦軌範
〔注一一〕歴代制度巻一二上・五二貞
〔注一二〕廳府御廻文拔書巻一
〔注一三〕歴代制度巻五二貞
〔注一四〕歴代制度巻一二上　鹿兒島縣薩摩郡高城村沿革史　樋脇村史　其の他諸町村鄉土史誌類
〔注一五〕尙久主一流歴代之譜幷采邑宮城記　吉利鄉土史　知覽鄉土史　喜入村鄉土史
〔注一六〕官職秘考巻下　歴代制度巻五二貞
〔注一七〕歴代制度巻三九下　薩藩政要錄巻三
〔注一八〕租稅問答　歴代制度巻一四人　薩藩政要錄巻五　大島代官記　大島要文集　大島私考　大島規模帳　南島雜話　奄美史談　前錄帳　沖永良部島代官系圖　沖永良部誌　喜界島代官記
〔注一九〕歴代制度巻一四人　和家文書　大島要文集　連官史　奄美史談
〔注二〇〕歴代制度巻一四人　南島集話巻四　大島年中往來　奄美史談　各島民費割之方法（南島雜集巻四）　大島要文集

第二編　藩政の推移

第一章　初期

第一節　島津家久代（一）

島津以久を佐土原に封ず

關ヶ原役後、德川家康は島津氏の所領安堵を約し、悉く寛容を以て臨んだので、兩者の和解交渉成立し、慶長七年、島津忠恒（家久）が上洛してより、其の關係は一層圓滿となつた。關ヶ原役に關聯した諸種の問題も順次解決を見、新らたに成立した江戸幕府との關係についての諸例規も次第に整備するに至つた。

島津氏と德川氏との和解

佐土原城主島津豐久が關ヶ原役に戰死の後、島津氏は島津以久を同城々主とした。幕府は一度城を沒收したが、山口直友・本多正純の斡旋等により、慶長八年十一月、以久を同所三萬石に封じ、同城の問題も解決した。從つて、以久は諸侯に列したが、島津貴久の次弟忠將の後たるによつて、內輪には、薩摩島津氏の末家を以て遇せられたのである。[注一]

薩藩と佐土原藩との關係

また關ヶ原役西軍の謀將宇喜多秀家は、島津義弘宇喜田秀家を牛根に迎ふ

同六年六月、山川に來奔し、義弘は之を迎へて牛根に置き、其の家臣の來り投ず